

ブランダムの推論主義

白川晋太郎

目次

略号.....	3
序論.....	4
第一部.....	8
1. 表象主義への疑念.....	9
1.1 分析哲学と言語.....	10
1.2 意味の指示説.....	11
1.3 意味の検証説.....	12
1.4 真理条件的意味論.....	17
【付録】.....	23
2. なぜ推論主義なのか.....	27
2.1 ブランダム公式の見解.....	28
2.2 合理主義.....	34
2.3 言語的プラグマティズム.....	35
2.4 推論主義を導く諸前提.....	36
3. 推論主義の構造.....	39
3.1 規範的語用論.....	41
3.2 推論的意味論.....	50
第二部.....	59
4. 観察報告の資格を制定する.....	63
4.1 適切な説明のための三要件.....	64
4.2 『明示化』における観察報告の資格.....	65
4.3 相互承認論へ.....	69
5. 世界の喪失.....	76
5.1 他者の視点によって世界とつながる？.....	77
5.2 概念実在論で解決できるか？.....	79

5.3 客観的観念論とのかかわり	82
6. 二つのありうる試み	86
6.1 プラグマティックな真理規定の試み	86
6.2 プラグマティックな真理規定の問題	88
6.3 表象主義との折衷案	90
6.4 折衷案の不十分な点	97
7. 実在論としての推論主義	101
7.1 適切な説明のための二要件	101
7.2 因果関係を前提とする現状の枠組み	102
7.3 世界からの制約の導出	103
7.4 規範的次元の維持	108
結論	111
用語集	114
謝辞	119
初出一覧	120
参考文献	121

略号

※ 主要文献を参照する際には、以下の略号とページ番号を記す。なお邦訳があるものについては、邦訳の頁番号のみを記す。

【ブランドム】

- MIE *Making It Explicit* (1994)
US ‘Unsuccessful Semantics’ (1994)
PRC ‘Perception and Rational Constraint’ (1996)
AR *Articulating Reasons* (2000) (『推論主義序説』(2016))
FNNF ‘Facts, Norms, and Normative Facts: A Reply to Habermas’ (2000)
VP ‘Vocabularies of Pragmatism: Synthesizing Naturalism and Historicism’ (2000)
TMD *Tales of the Mighty Dead* (2002)
EEDT ‘Explanatory vs. Expressive Deflationism about Truth’ (2002)
RP *Reason in Philosophy* (2009)
BSD *Between Saying & Doing* (2010)
KR (1-3) ‘Knowing and Representing: Reading (between the lines of) Hegel’s Introduction’ (2011)
GAP ‘Global anti-representationalism?’ (2013)
SHINCAP ‘Some Hegelian Ideas of Note for Contemporary Analytic Philosophy’ (2014)

【セラーズ】

- IM ‘Inference and Meaning’ (1953)
EPM *Empiricism and the Philosophy of Mind* (1956) (『経験論と心の哲学』(2006))

序論

本論のテーマ

本論のテーマは、アメリカの哲学者ロバート・ブランダム (Robert Brandom) が提唱する「推論主義 (inferentialism)」である。推論主義とは、言語哲学における立場で、「言葉の意味は推論で果たす役割によって規定される」と主張するものである。

ブランダムは、パース、ジェイムズ、デューイの古典的プラグマティズム、クワイン、パトナム、ローティなどのネオ・プラグマティズムに続く、第三世代のニュー・プラグマティズムを代表する哲学者として、近年では分析哲学の内部のみならず、いわゆる大陸系、さらには社会学や法学などさまざまな分野の研究者から大きな注目を浴びている¹。日本に目を転じてみれば、いくつかの入門的な言及や研究論文に加え²、2016年に *Articulating Reasons* の邦訳『推論主義序説』が出版されたこともあって、徐々に認知されるようになってはいる。しかしまだまだ一般にも広く知られているという状況ではない。

二つの課題

こうした状況をふまえて、本論では二つの課題を設定したい。

第一に、推論主義の全体像をできるだけわかりやすく解説すること。そのためには、ブランドムの思想的背景や問題意識を押さえる必要もあるだろう。推論主義は一見すると少々奇抜なアイデアだが、これまで蓄積されてきた反表象主義やプラグマティズムの議論を踏まえると、ある意味で自然に導かれることを明らかにする。そのうえで、推論における役割によって意味を規定する方法を具体的にみることで、推論主義のオリジナリティや魅力も明らかにしよう。

¹ ブランダムに関する研究はすでに多くあるが、著作や論文集に限っても、Wanderer (2008); Prien & Schweikard (Eds.) (2008); Weiss & Wanderer (Eds.) (2010); Peregrin (2014); Loeffler (2018) などがある。

² 比較的手に入りやすい日本語文献には、斎藤 (2000); 三谷 (2007); Bernstein (2010) の邦訳; 大河内 (2012; 2014; 2015); 岡本 (2012); 伊藤 (2015; 2016); 島村 (2015); 高橋 (2015); 朱 (2016); 杉田 (2016) などがある。

第二に、推論主義の理論としての妥当性を検討すること。反表象主義的なプラグマティズムにおける重要な問いは、「客観性」をいかに理解するかということである。よく知られるように、ローティは、客観性を人々のあいだの連帯と同一視するので、結果として、世界のありかたをもっともよく捉えているとみなされている自然科学が知的特権性を失う。

ローティの築いた土俵から出発するブランダムであるが、それでも新たな言語理論を構築しようとする（ひとつの）理由は、ローティによって失われた客観的次元をプラグマティズムに復活させるためである。しかし、「言語や思考は世界のありかたを表象するものである」という表象的な枠組みを前提としない以上、客観性の観念が簡単に導出されないことはすぐにも予想される。こうして、ブランダム自身の問題意識と予想される困難さという二つの意味において、客観性の確立こそ、推論主義のもっとも重要な課題だといっても過言ではない (cf. MIE 54)。本論では、その達成のためにブランダムが歩む努力の道のりを辿りつつ、途中からはブランダムにかかわってわれわれ自身でその道のりを進むことになる。

ブランダムの簡単な紹介

具体的な議論に入る前にブランダムについて簡単な紹介を記しておこう。

ロバート・ブランダムは、1950年3月13日ニューヨークに生まれる。1972年にイエール大学で学士号を、1977年にプリンストン大学で博士号を取得。1976年にその哲学科のメンバーになって以来ピッツバーグ大学に所属しており、現在は同大学のディスティングイッシュトプロフェッサー (Distinguished Professor) である。

彼の思想形成を理解するうえで、プリンストン時代にローティとデイヴィッド・ルイスからの指導を受けた事実をはずすことはできない。ブランダムは、ローティのように哲学史への広い目配りにもとづき、理性や認識という伝統的な問題に関して「壮大なこと」を言おうとする一方で、ルイスのように明晰な議論を一步一步積み重ねていくスタイルを志している。そのため、彼の議論は決してテクニカルではないものの、読みこなすのは必ずしも簡単ではない。着実な議論で壮大なことを言おうとすれば、単純に分量が増えるからだ。主著『明示化 (*Making It Explicit*)』は、注も含めれば700頁を越えているし、他にも多くの著作があるため、個々のピースが組み合わさることで、全体としてどのような像が立ち現れるのかを理解することは容易ではない。

彼の思想を理解するうえでもうひとつ特筆すべきことは、ピッツバーグ大学の同僚のセラーズやマクダウェルとの関係である。彼らにはすべての点で一致があるわけではないが、

自然科学的世界観には還元されない規範的な次元を重視し、「理由の空間」に生きる合理的存在者としての人間像をもっている点、哲学史（特にカントとヘーゲル）をしばしば参照し、みずからの哲学に積極的に取り込む点などで共通している。

セラーズは、その「所与の神話 (the myth of the given)」批判によって、論理実証主義的な経験主義を否定し、分析哲学をヒュームからカントの段階へと導いたとされるが、ブランドムは、規範性の源泉を個人ではなく社会に求めたという意味で、分析哲学をカントからさらにヘーゲルの段階へと導いたとされる (EPM, 邦訳 vii; ix)。ラッセルやムーアのヘーゲル的なもの（新ヘーゲル主義）への反発から分析哲学は始まったとも解釈できることを考えれば、このことはとても興味深いことである (cf. Russell, 1959, 邦訳 67 頁)。分析哲学が行き着くところまで行き着いて、最終的に出発点に回帰するどころか、それ以前に戻ってしまった観があるからである。はたしてヘーゲルはどのように現代に蘇るのか。それを明らかにするのも本論の仕事である。

本研究の特色

1994 年の『明示化』の登場以来、推論主義に関する研究論文や著作は多く出版されている。(論文集ではなく) 一人の著者による本格的な入門書としては、Wanderer (2008) と Loeffler (2018) がある。前者は『明示化』を中心に推論主義を詳細に解説しており、後者は『偉大なる死者たちの物語 (Tales of the Mighty Dead)』(2002) や『哲学における理性 (Reason in Philosophy)』(2009) などその後の発展や、未公開原稿『信頼の精神 (Spririt of Trust)』までも参照する包括的なものとなっている。それらと比較してみると、本研究は、

- (1) 推論主義の思想的背景を明らかにする部分 (1、2 章)
- (2) 推論主義の妥当性を批判的に検討し、修正案を提示する部分 (第二部)

の二点において充実したものとなっている。特に後者に関しては、ブランドム以上に推論主義を徹底するならばブランドムが自覚していない問題が生じることを指摘したうえで、その問題をあくまでも推論主義の枠内で解決しようとしている。

本論の構成

先に述べた二つの課題に対応して、本論は二部構成となる。

第一部は、推論主義の全体像を理解するためのパートである。推論主義は、言語哲学の立場だが、より細かくいえば、意味論における立場である。現在標準的となっている表象主義的な意味論は、語の指示対象や文の真理条件によって意味を規定しようとするが、推論主義は、これに真っ向から対立する意味論である。ここで、広く認められている標準的な理論があるにもかかわらず、なぜわざわざ新しい理論を検討しなければならないのかと疑問が出てくるのも自然である。そこでまずは標準的な表象主義的な意味論に指摘される問題点を整理し、反表象主義的な方向性を検討する動機づけを与えよう（1章）。さらに反表象主義的な意味論にもさまざまな可能性があるにもかかわらず、特にあえて推論主義を選ぶことの理由を検討する（2章）。このように推論主義の思想的背景と問題意識を踏まえたうえで、その全体的な枠組みを詳述する（3章）。

第二部は、推論主義の理論としての妥当性を検討するパートである。先に述べた理由から、客観性の問題が中心となる。本論では、「客観性の喪失」という事態は、「相対主義」と「言語的観念論」として現れると理解し、また、限られた紙幅のなかでも議論が散漫にならないように「観察報告」を題材にして検討する。具体的には、観察報告が正当化される際に相対主義に陥らないのか（＝どのような観察報告でも正しいものとして乱立しないのか、何でもありにならないのか）、正当化され真だとみなされた観察報告が、世界のありかたを反映しているのか、が問われることになる。そして次のように論じる。観察報告の正当化に関しては、ブランダムの初期の枠組みは理論的問題に悩まされるが、後年のヘーゲル解釈にもとづいた相互承認論を活用するならば、その問題は回避される（4章）。しかし、現状の枠組みでは言語的観念論に陥ることは否定できない（5章）。そこでわれわれの手で推論主義の枠組みを拡張し、その問題に対処することを試みる。プラグマティックな真理規定や表象主義との折衷案はいずれも上手くいかないことを確認した後（6章）、推論主義に再解釈を施すことによって、言語と世界との密接な関係を導出する（7章）。

※ なおブランダム哲学体系は特有の専門的概念によって構成されているので、本論を読み進めていく際には少しばかり混乱が予想される。本論の最後に簡単な用語集を設けているので、適宜参照されたい。

第一部

第一部の目的は、推論主義を正確に理解することである。まず推論主義が登場するまでのプラグマティズムや分析哲学の流れを踏まえて、推論主義が採用される理由ないし動機を明らかにしよう。

この分野にあまり馴染みのない者にとって、言葉の意味を推論で果たす役割によって規定しようとする推論主義は少し突飛なものと映るはずだ。しかし、あえてそのような立場を提唱するには当然ながら理由がある。ブランドムは現在さまざまな分野で標準的となっている「表象主義 (representationalism)」的なものの見方に疑念を抱いているのである。これはプラグマティストたちに共通しているものだが、特にローティの反表象主義が大きな影響を与えている。推論主義は、ローティ流の反表象主義を受け継ぐためのひとつの方法として追求されているのである。

1 章では 20 世紀の分析哲学の流れを簡単に振り返って、なぜ表象主義的な言語理論が批判されるのかを明らかにしよう。そこで推論主義へと進むための動機づけが得られるはずである。もっとも、反表象主義は推論主義とイコールではないので、なぜ特に推論主義を採用すべきなのかという疑問は残る。不思議なことにブランドムはその理由をはっきりと提示していない。そこで 2 章では、われわれの手で諸々のコメントを再構成し、できる限り説得的な理由を提示してみよう。3 章では推論主義の全体的な枠組みを解説する。

1. 表象主義への疑念

はじめに

推論主義とは、言葉の意味を推論で果たす役割によって規定しようとする言語哲学上の立場であり、現在標準的となっている表象主義的な意味論——言葉を世界のありかたを表象するものとして捉え、言葉と対象との指示関係や、それにもとづく真理の概念に訴えて、言葉の意味を規定しようとする立場——に対立するものである。

表象主義の長い伝統と比べると、推論主義は登場してからまだ間もなく、評価が定まっているとはいえない。さらに表象主義の方面では多くの成果が出ていることも考えると、推論主義の検討のために一定の労力と時間と紙幅を割くことには、それなりの理由と動機づけが求められるだろう。しかしそれらをブランダムの著作のなかに求めても明確な答えはみつからないのである (cf. Weiss & Wanderer, 2010, p. 6; Kremer, 2010, p. 232)。

推論主義が提唱されるブランダムの『明示化』では、題名のとおり、実践に内在する規範を明示化することの重要性が説かれているのであるが、不思議なことに推論主義を採用する理由については明示的ではない。本章では、表象主義的な意味論に指摘されている問題点を整理し、反表象主義的な意味論の可能性を追求することに一定の説得力を与えたい。

さて、表象主義と反表象主義との対立がはっきりと自覚され、反表象主義が大々的に謳われるようになったのは、ローティの一連の仕事によるものである。ただ、その発想自体は、パース、ジェイムズ、デューイの古典的プラグマティスト、クワイン、セラーズ、パトナムなどの第二世代のネオ・プラグマティスト（ローティもここに含まれる）、ブランドムを含めた第三世代のニュー・プラグマティストたちに共通するものである。それらすべてを検討することはできないので、特にブランドムに直接的に影響を与えたと思われる第二世代のプラグマティストの議論を中心に振り返っておこう。

以下、若干の背景を説明した後（1 節）、表象主義的な意味論の代表例として、「意味の指示説」、「意味の検証説」、「真理条件的意味論」を取り上げ、それぞれの問題点を指摘する（2～4 節）。

1.1 分析哲学と言語

19世紀後半から20世紀初頭にかけての分析哲学の誕生と形成は、フレーゲによる論理学上の革新に端を発するものである (Frege, 1884; cf. Dummett, 1994, p. 5)。フレーゲは、アリストテレス以来の伝統的論理学にはなかった変項や量化子という論理的装置を含む新しい論理学を作り上げた。ラッセルは、フレーゲ的な論理学を発展させるとともに、論理的に厳密な人工言語を用いることで、存在論上の問題を解決し(「記述理論」、哲学の手法として言語分析の有効性を示した (Russell, 1905; 1910-1913)。両者からの強い影響を受けた前期ウィトゲンシュタインは、哲学的な諸問題は言語の誤解に由来しているという信条のもとに、日常言語の構造を明晰に理解するなら、ほとんどの哲学的命題はナンセンスになるとして、哲学的問題を解消しようとした (Wittgenstein, 1922)。

新しい論理学にもとづく人工言語を重視するにせよ、日常言語はすでに完全であると考えるにせよ、哲学的問題の発生には言語が深く関わっており、その解決のためには言語分析が不可欠だという発想が、少なくとも初期分析哲学者に共通している。これがいわゆる「言語論的転回 (linguistic turn)」と呼ばれるものであり、哲学の基本的な手法が、(古代哲学や近世哲学のように) 実在や対象そのものや意識に現前する観念を分析することから、言語の論理的な分析に移行した³。

分析哲学で言語の考察が重視されるのは、それが哲学的問題の解決に役立つと考えられ

³ 余談だが、「言語論的転回」によって分析哲学を規定すると、ラッセルは分析哲学者ではなくなってしまうかもしれない。ラッセルは、「言語の研究がほかのあらゆる哲学の基礎であるとはまったく考えなかった」(Monk, 1997, 邦訳 76 頁) からだ。

ラッセルいわく、「後期ウィトゲンシュタイン以前のあらゆる哲学者とひとしく、私の根本的な目標は、世界をできるかぎりよく理解し、知識と認めてよいものを、根拠なき意見として捨つべきものから分離するということであつた。[...] しかしいまや、われわれが理解するにつとめねばならぬものは、世界ではなくただの文章であるといわれる」(Russell, 1959, 邦訳 280 頁)。「新哲学〔後期ウィトゲンシュタインの哲学〕が、いままで各時代を通じて哲学の追求してきた重大な大切な仕事を、十分な理由なしに放棄した。[...] タレス以来、哲学者たちは世界を理解しようと努めてきた。[...] [新哲学は] 世界と世界に対するわれわれの関係を考えず、ただ馬鹿な人々が馬鹿げたことを言ういろいろな言い方のみに関心しているように見える。これが哲学の与えうるすべてなのならば、哲学が研究する値打ちのあるものだと私には感じられない」(ibid., 邦訳 296 頁)。

直接的に批判の対象になっているのは、後期ウィトゲンシュタインと日常言語学派であるが、「哲学の第一の目標は世界を理解することだ」という主張を踏まえ、哲学的問題の解決のために言語的考察が不可欠だという「言語論的転回」の思想にラッセルが同意するかは、かなり疑問である。彼にとって重要なのは、あくまでの「世界」を理解すること、実在や対象そのものを理解することである。これは「言語論的転回」が起こる前の考え方である。

ているからだけではない。そのような意図とは独立に、言語そのものに純粹に惹かれる者たちもいる。哲学的問題に取り組むための手法として言語分析を重視する哲学を「言語的哲学 (linguistic philosophy)」と呼ぶならば、言語そのものへの関心にもとづいて、それ自体を探究の対象とするような哲学は、「言語哲学 (philosophy of language)」と呼べるだろう。

推論主義は、「言語哲学」であるとともに「言語的哲学」でもある。規範的な言語実践の内実や言葉の意味を明らかにしようとするともに、真理・正当化・合理性・客観性といった伝統的に重要な概念を言語的な考察によって再解釈しようとしているからだ。

言語哲学としての側面に注目すれば、推論主義は、言葉の「意味」を推論の役割によって規定しようとする意味の理論である。表象主義が、言葉の本質は何か別のものを表象する機能にこそあると考えて、指示概念や対応説的な真理概念にもとづいて意味を規定しようとするのに対して、推論主義はそれとは根本的に異なった仕方で意味を捉えようとする。

ブランダムがこのように意味についての新しい捉え方を提案するのは、表象主義的な意味の理解には問題があると考えているからだ。では問題とは何か。ここからは、表象主義的な意味論として、「意味の指示説」、「意味の検証説」、「真理条件的意味論」の三つを取り上げ、それぞれに指摘できる問題点を整理していく。

1.2 意味の指示説

「言葉の意味とは何か」と問われたとき、多くの人々は「意味とは言葉の指示対象だ」と答えるのではないだろうか。「夏目漱石」という固有名の意味は夏目漱石その人で、「猫」という一般名詞の意味は猫の集合、「猫が夏目漱石の上にいる」という文の意味は猫が夏目漱石の上にいるという事態である、など。

なるほどこのような「意味の指示説」はシンプルでわかりやすい。だが多くの批判があるのも事実である。まず指示対象が存在しないような言語表現はどう理解すればよいのか。「ユニコーン」の指示対象は実際には存在しないので、それを含んだ「ユニコーンは跳んだ」という文は無意味になるはずだが、われわれはこの文を有意味なものとして理解している。この文は有意味だという直観を優先するために、実在していないが何らかの意味では存在しているような特殊な存在物を指定しなければならないのか。また「この部屋にはブタがない」という否存在言明は、何か否定的事実なるものを指示していることになるのか。さらに「しかし」や「また」といった接続詞も何かに対応しているのだろうか。

「意味の指示説」が正しいとすれば、文の有意味性の基準として指示対象が要求される

ことになるので、いかなる有意味な文に対しても対応する存在者を指定しなければならず、かなり大がかりな形而上学を引き受けなければならないことになる⁴。

1.3 意味の検証説

1.3.1 シュリックの立場

1920年代末、ウィーン大学のモーリッツ・シュリックが中心となって「ウィーン学団」が結成され、カルナップ、ライヘンバッハ、ノイラートらとともに「論理実証主義 (logical positivism)」が推進された。形式論理学の発展にもとづくラッセル・前期ウィトゲンシュタイン流の論理分析と経験主義を基調とし、伝統的な形而上学をナンセンスと片付け、科学的な哲学の構築をもくろむ思想運動である。

論理実証主義の代名詞ともいえるのが、「意味の検証説」である。文の意味とは、その検証条件、つまり、その文が真であることを示すような証拠の集合である。文の意味を理解するとは、それが真であることを示す証拠が何であるかを理解することにほかならない。

文の意味を述べることは、その文が使用されるときに従われる規則を述べることと等しく、それは検証されうる（あるいは反証されうる）方法を述べることと同じことである。命題の意味とはその検証方法である。(Schlick, 1979, p. 458)

検証は経験によってなされる。

究極的には、直示的定義 (ostensive definition) に訴えることなしには、いかなる意味の理解もありえない。つまり、「経験」や「検証の可能性」に訴えることなしには、いかなる意味の理解もありえない。[...] 命題の意味は、経験における検証の規則を与えることによってのみ与えることができる（「経験における」という条件は、実際余分である。というのは、これ以外の検証はこれまでに規定されていないから）。(ibid.)

論理実証主義者は、こうした「意味の検証説」をウィトゲンシュタインの『論理哲学論考』に読み込み、自分たちのメインテーゼとして提唱する。彼らが過去の形而上学を知的な領

⁴ 「明けの明星」と「宵の明星」は、同じ指示対象 (=金星) を持つが、意味される内容は異なっているという事実も、意味は指示対象に尽きないことを示しているだろう。

域から排斥しようとするのは、形而上学の言説は、この原理に照らすとナンセンスだからである。

「検証」とはすぐれて認識論的な概念であるため、論理実証主義者にとって意味の理論と認識論は不可分となる。シュリック自身の認識論の立場は、知覚経験（センスデータ）を記述する言明が基礎となって科学の知識体系が構築されていくという基礎づけ主義（foundationalism）である。科学的な言明が全体として真であり、その体系が信頼できるものであるためには、それが「誤りえない」という意味で確実な基礎的な言明にもとづいている必要がある。シュリックは、「いま、ここ、これこれ」という「確認報告（Konstatierung; observational report）」は、そのような基礎としての役割を果たすことができると考えている。

確認報告には、「いま」「ここ」「これこれ」という指示的用語が含まれているが、指示的用語の意味は、指さしや振る舞いを通してしか理解できない。指示的用語を含む確認報告の意味は、具体的な振る舞いによって対象（事実）を指し示して、両者を比較することによってのみ理解することができる。その結果、確認報告の意味の理解と検証は同時に起こることになるから、「私は確認報告が真であると思っているが、実は偽であるかもしれない」と疑うことは意味をなさない。確認報告が有意味なときには、必ずその確認報告は真なのだから、ある観察報告を理解しつつそれが偽になるという可能性はないからだ。この意味で、確認報告は絶対的に確実であり、知識の基礎としての役割を果たすことができる（Schlick, 1979, p. 385）。

1.3.2 セラーズの「所与の神話」批判

シュリックの認識論的基礎づけ主義は、セラーズから激しい批判を浴びせられることになった。いわゆる「所与の神話」批判である。セラーズによると、シュリックの基礎づけ主義は、「もっとも直接的な形式の所与性に直面している」（EPM, 邦訳 81 頁）。なぜなら、

確認報告の権威が意識という非言語的出来事——かくかくしかじかである、たとえば、これは緑だという意識——にもとづいており、その非言語的出来事は、内在的権威をもっており（それはいわば「自己認証的（self-authenticating）」なのである）、それは適切に遂行された言語行為（確認報告）によって「表現される」のである、という考えにコミットさせる [から]。すなわち、人は言語行為において現れる表現が適切

に使用されていれば、当の言語行為からなる上部構造にそれらがもっている権威が付与されるような、権威をもった非言語的な出来事（「意識」）の層にコミットするのである [から]。(EPM, 邦訳 81 頁)

シュリックのような基礎づけ主義者によれば、「いま、ここ、かくかく」という確認報告の認識的権威（＝「正当化されている」ということ）は、対象を非言語的に意識することにもとづいている。なぜなら、指された対象によって確認報告を検証するためには、そもそもその対象を意識しなければならないからである。ここで非言語的という条件が付いているのは、もし言語的な「いま、ここ、緑」といった意識だとすれば、心の中で一種の確認報告をしていることになるため、今度はその心の中の確認報告がどのように正当化されているかが問題となり、無限後退への道が開かれてしまうからだ。そして、自分が何を見ているのかを非言語的に意識することは、あまりにも直接的に明らかで誤りようがないために、他の信念に訴えることなしに正当化されている（＝内在的権威・自己認証性がある）、と基礎づけ主義者は考えている。

セラーズが問題と考えているのは、こうした特権的な非言語的意識を想定することである。その理由は次の有名なコメントから理解することができる。

本質的な点は、ある出来事ないし状態を知ることという出来事ないし状態として性格づける際に、われわれはその出来事ないし状態に関する経験的な記述を与えているのではない、ということである。われわれはその出来事を理由からなる論理空間のうちに、述べたことを正当化したり、正当化することができることからなる論理空間のうちに置いているのである。(EPM, 邦訳 85 頁)

ある出来事や状態を「知る」こととして性格づけるということは、「知覚経験に直接的に与えられる内容（＝所与）を非言語的に意識する」といった類の経験的（心理的）記述することではない。そうではなく、その状態を正当化の文脈に位置づけることなのである。

ある主体 A が何かを知っているとわれわれがみなすとき、われわれは A の心理状態を記述しているのではなく、A を「理由の論理空間（logical space of reasons）」に位置づけている。「理由の論理空間」は、理由と帰結の関係からなるネットワークによって構成されている。そこに含まれる諸内容は、「理由と帰結」「正当化するものと正当化されるもの」と

いう関係を有している。Aを「理由の論理空間」に位置づけるということは、Aが何かを知っていると主張したなら、Aはそれを正当化しなくてはならないし、そこから帰結する事柄をも正当化する者としてAをみなすということである。

重要なのは、正当化とは推論によってなされるものであるということ、そして、推論を構成する前提と帰結は概念的（言語的）な構造をしていなければならないということである。ところが、先にみたように、確認報告の認識的権威を説明するために訴えられた所与に関する意識は、非言語的（非概念的）でなければならなかった。すると、所与に関する意識は推論の前提にはなりえないから、何かを正当化するという機能を果たしえないことになる。こうしてシュリックのような経験主義的な基礎づけ主義は根本的な部分から瓦解する。

基礎づけ主義者が陥っている苦境は、一種のディレンマとして表現することもできる（cf. Devries & Triplett, 2000, xxxi-ii）。「いま、ここ、かくかく」という確認報告によって他の経験的信念を正当化するとき、確認報告の認識的権威は、経験に与えられた対象を意識することにもとづいているとされた。もしこの意識が概念的（言語的）なものだとすると、それは一種の確認報告ということになるので、それ自身の認識的権威が問題になり、無限後退に陥る。そのため、この意識は非概念的（非言語的）なものでなければならない。ところが、正当化という推論において前提としての役割を果たし、他の信念の理由となりうるものは概念的（言語的）なものだけなので、所与に関する意識は理由にはなりえない。

「所与」の意識が言語的（概念的）なものであれ、非言語的（非概念的）なものであれ、認識の基礎を構成できないことになる⁵。

⁵ セラーズの批判は、「概念的なもの」と「非概念的なもの」とを直接的に関連づけようとする試みの難点を突くものとして理解できる。その意味で、いわゆる「真理の対応説」に対してしばしばなされる批判と同じ構造をもつものといえる。

真理の対応説によれば、文と事実とが対応（一致）したとき、その文は真である。この発想は古くはアリストテレスにみられ、（本論に関連する者では）ラッセル、前期ウイットゲンシュタイン、シュリックなども採用している（Russell, 1912, p.70; Russell, 1956a, p.182; Wittgenstein, 1922, 2.11, 2.222, 2.223, 4.01, 4.25; Schlick, 1979, p. 376 など）。

真理の対応説に対してしばしばなされる批判は次のようなものだ。真理の対応説が正しいと仮定すると、文Pが真であるのは、それが何らかの事実に対応しているとき、そしてそのときに限る。ここで文Pが真であるかどうかを知るためには、事実を参照しなければならないが、事実を文を通してのみ特定することができる。このとき事実がP以外の文Qによって特定するしかないが（今は文Pと事実との関係が問題になっているのだから）、今度は文Qが事実に対応しているかどうかの問題になる。それを確認するために、他の文Rによって事実を特定しようにも、今度はRと事実との対応が問題になる。こうして、われわれはいつにも真なる文を獲得することができず、世界に到達することもできない

1.3.3 ローティの反表象主義

ローティは、セラーズの議論を活用しながら、認識論のみならず言語哲学も含む大々的な反表象主義を展開した。

その主著『哲学と自然の鏡 (*Philosophy and the Mirror of Nature*)』では、デカルトに始まる近世哲学が「自然を映し出す鏡」としての人間の心というメタファーに支配された思想運動として描き出される。認識の正しさは、心の内の観念が世界をどれほど正確に表象しているかという点から理解されるので、「観念が世界を正確に表象していることを観念のヴェールに包まれているわれわれがいかんにして知ることができるのか」といった外界懐疑論が発生し、一方で世界のありかたを不可謬的に映し出す特権的な観念を探し出し、それによってあらゆる信念を正当化することで、懐疑論に対抗しようとする基礎づけ主義運動も盛んとなる。

「言語論的転回」を経ることで、哲学的分析の対象は「観念」から「言語」に移ったのであるが、論理実証主義者のように、言明の有意味性の基準を検証条件で与えようとするなら、言明を世界の表象として捉えているという意味で、表象関係を基底とする近世哲学と同じ枠組みを共有してしまう。

ローティは、近世哲学と初期の分析哲学に共通する表象主義的枠組みは捨て去るべきだと主張する。というのは、表象主義を採用すると、(いずれも問題があると彼が考える) 懐疑論か基礎づけ主義かというディレンマに陥るからである。

基礎づけ主義者は、懐疑論に 대응するために、すべての信念を正当化し、知識体系が確固たるものであることを示そうとする。ある信念を正当化するには、他の信念によって正当化する方法と、その信念が表している対象との何らかの関係によって正当化する方法がある。前者の方法では、正当化の作業は最終的には無限後退か循環に至るので、基礎づけ主義者は、「世界のありかたを正確に表象している」あるいは「表象内容そのものによって

(Neurath, 1932; Hempel, 1935; Strawson, 1950; Quine, 1953, pp. 78-9; Putnam, 1983, 邦訳 152 頁; Davidson, 2001b など)。

これは「いかんにして文が真であることを知ることができるか」という認識論的な観点から批判である。そのため真理をわれわれの認識とは独立したものとして理解するなら、以上の批判は必ずしも有効ではない。しかしそうした者に対しては、「真理の対応説を採用すれば、真な文はどれも一つの同じ事実に対応することになってしまう」という批判も可能だ (Davidson, 2001a, 邦訳 37-38 頁)。詳細について章末の付録を参照されたい。

真である」という意味で特権的な表象によって正当化の連鎖を終結させようとする。

ローティはここでクワインとセラーズの議論を活用し、そもそもそのような試みは不可能なのだと論じる。クワインの「経験主義の二つのドグマ」によれば、「意味によって真」な分析命題とそれ以外の総合命題は明確に区別できないので、「意味によって真」という意味で特権的な表象の存在は否定される。加えて還元主義のドグマも批判されるので、たとえ観察言明であっても、それが単独で世界に照らし合わされて真偽が判定されると考えることはできなくなる。ある観察言明が真であることは、その言明を含むネットワーク全体を考慮してはじめて理解可能な事柄である。クワインにしたがえば、分析的言明という特権的な表象が否定されるとともに、ある経験的言明が世界を正しく捉えているという意味で特権的かどうかを言明同士のネットワークから取り出して単独で考察しても意味がない。というよりも、そもそもセラーズの「所与の神話」批判が正しいとすれば、「世界のありかたに照らして観察言明の真偽を検証する」という描像をとることは、はじめから不可能なのではないか、というわけである。

ローティの議論で注目できるのは、彼が直接的に問題とみなしているのは、認識論的な懐疑論と基礎づけ主義だということである。意味論的な表象主義が批判されるのは、それが認識論的な含意をもつからにはかならない。ブランダムが分析するように、ローティにとって、「表象主義的な意味論は、認識論的帰結をも [ち]」(PP 199; GAP 93)、「意味論的な表象主義は、心と世界との断絶を作り、われわれをして認識論的懐疑論者にさせ、それゆえ、特権的な表象に基礎を求めしめる」(PP 199)。この隘路から逃れる道として、意味論的な反表象主義が提唱されるのである。

「認識論と意味論はもつれ合っていて不可分だ」というテーゼこそが、『哲学と自然の鏡』の素晴らしい洞察だ、とブランダムは言っている (PP 200)。もちろん両者の関係は必ずしも自明ではない。両者は独立した領域であるとして、ローティ流の批判は無効であると反論することもできるかもしれない。しかしわれわれの認識の大部分は、言語的・概念的な判断によってなされることを考えると、両者がまったく無関係だと断言することも難しいだろう。意味の検証説には、このように、その認識論的な前提が維持不可能であるがゆえに採用できないという批判がなされうるのである。

1.4 真理条件的意味論

しかし「認識論と意味論は独立している」と、頑なに言い張る者にはローティ流の批判

は有効ではない。しかもその主張にまったく根拠がないわけでもない。表象主義のなかでも標準的な「真理条件的意味論」は、少なくとも直接的には認識論とは関わらないからだ。

真理条件的意味論によれば、文の意味とは、それが真であるために成り立っている条件である。文を理解するということは、それが真であるための条件を知っているということにほかならない。それが真であるためにはどのように検証するかということまで知っている必要はないので、真理条件的意味論を採用するなら、ローティ流の認識論的含意に訴える批判は無効化できる。

真理条件的意味論は、フレーゲ、前期ウィトゲンシュタイン、デイヴィドソンなどが採用しており、モデル論的な可能世界意味論や、モンタギュー意味論などもその系譜につらなる。特に発展しているモデル論的意味論の基本的発想によれば、名前（個体定項）の外延的な意味は、その指示対象としての個体であり、述語の外延的な意味は、それを満たす個体の集合であり、文の外延的な意味は、その真理値である。記号の内包的な意味は、可能世界から外延への関数として理解されるので、名前（個体定項）の内包的意味は、それぞれの可能世界から個体への関数、述語の内包的意味は、可能世界から個体の集合への関数、文の内包的意味は、可能世界から真理値への関数となる。文の意味としての真理値は、個体領域がどのような個体を含み、個体定項や述語にどのような値が与えられているかに依存している。こうした条件がモデルである。記号と対象の指示関係によって、モデル論的な真理概念が規定され、さらにその真理概念によって、文の意味が規定される。このように、モデル論的意味論は明らかに表象主義的である。

たしかにこの立場は（少なくとも直接的には）認識論的な問題には関わらなくてもよい。しかしそのことが認められたとしても別の問題が指摘できる。ここでは二つの批判を取り上げたい。ひとつは、「文の真理条件が固定されたとしても、文末満の表現（単称名や述語）の指示対象が固定されないがゆえに、真理条件的意味論は受け入れられない」というもの。もうひとつは、「真理条件的意味論では、『意味』なるものが雲散霧消してしまう」というものだ。

1.4.1 「指示の不確定性」にもとづいた批判

ひとつめの批判の前半部分「文の真理条件が固定されたとしても文末満の表現（単称名や述語）の指示対象が固定されない」という論点は、クワインやパトナムの指摘した「指

示の不可測性（不確定性）」からの帰結である。

クワインは、ある未知の言語をゼロから翻訳するという場面を想定する（「根源的翻訳」）(Quine, 1960, chap. 2)。研究者は、現地人の振る舞いや、彼らの置かれた状況など、外的に観察されるものだけを証拠に翻訳規則を作らなければならない。証拠となる振る舞いには、実際の発話やうなずきや首振りなどで表される同意・不同意の態度が含まれるだけで、発話者の信念や意図のような内面的な証拠は含まれない（そもそも言葉の意味を知らないのので、それらを聞き出すことはできない）。

あるとき現地人が「ギャバガイ！」と叫んだ。ちょうど目の前にはウサギがいたので、その言葉はウサギを指示していると考えるのが自然だ。しかし実際には、「ギャバガイ」が何を指示しているかについて、さまざまな可能性がある。目の前の対象それ自体が指示されているのか、その対象の色、形、数なのか。対象それ自体だとしても、対象は無数のカテゴリーに属しうるので、どのカテゴリーのもとに捉えられているかについて、これまたさまざまに解釈できる。個体、ウサギ、ほ乳類、ペット、動物、生物、存在物のいずれとして捉えられているのか。クワインによれば、外的に観察できる物理的・行動的な証拠のみによっては、「ギャバガイ」の指示対象は確定されない。

この問題は、外国語の翻訳場面に限定されるわけではなく、同一の言語の内部でも起こりうる (Quine, 1969)。文に対する（観察可能な）同意・不同意では、その文に含まれる語の指示対象を確定できない。このことは、文の真偽のみでは文末満の表現の指示対象を決定できないことを示している⁶。

パトナムはこの主張をさらに形式的に一般化し、入れ替え関数（permutation）を用いた方法で、二つの理論（モデル）において、文の真理値は同じでありながら、体系的に名前や述語の指示対象を変更することが可能になることを示した。あらゆる文の真理値が、あらゆる可能世界において確定されたとしても、個々の名前や述語の指示は確定されないということである (Putnam, 1983, 邦訳 49 頁)。

たとえば入れ替え関数によって形成された二つのモデルにおいて、一方のモデルでは、「犬」で犬を、「猫」で猫を指示していて、もう一方のモデルでは、「犬」で猫を、「猫」で犬を指示するような場合でも、すべての文の真理値は一致するので、二つのモデルを区別することはできない。それぞれのモデルをもつ A と B の発する文の真理値はまったく同一

⁶ 同様の問題は、「直示的定義の不可能性」を論じる Wittgenstein (1953) esp. §28, 29 でも指摘されている。

で、文を使った両者の会話は滞りなく進んでいるとしても、両者が「犬」や「猫」で指している対象はまったく異なりうるということである⁷。

クワインとパトナムの議論によって、文の真理条件が固定されたとしても、文末満の表現（単称名や述語）の指示対象が固定されないことが明らかになった。しかしこれだけでは、真理条件的意味論は受け入れられない、となるわけではない。

ここで（言語哲学から若干離れるが）認知言語学の創始者ジョージ・レイコフのアイデアを借りることにしよう。レイコフによれば、適切な意味論は、「部分の意味は、全体の意味を変更することなしに、変更することはできない」(Lakoff, 1987, p. 230) という要件を満たしていなければならない。モデル論的意味論では、文の意味は真理条件であり、部分の意味は指示対象であった。クワインとパトナムの議論によれば、モデル論的な真理の保存は指示の保存を含意しないこと、つまり、文全体全体の意味を保存したまま文の部分の意味を変更することは可能である。そのため、モデル論的な意味論は、この要件を満たしておらず、適切な意味論ではないということになる (ibid. p. 235)。

さて、この批判が成り立つためには、レイコフが設定した要件が認められるようなものでなくてはならない。これは広く認められている「合成原理」——文の意味は、それを構成している語の意味と文の構造によって決定される——を逆にしたものだから、必ずしも自明ではない (cf. Abbott, 1997)。よってこの要件を擁護する議論が必要になるはずだが、レイコフ自身は、「文の部分の意味が全体の意味へトリビアルではない仕方で貢献するというのが意味の本性である。これは非常に明白な要件なので、経験的な意味論において普通は前提とされていて、はっきりと述べられることはない」(Lakoff, ibid., p. 230) と言うだけだ。たしかにこれだけでは十分ではない。しかしこの要件さえ認めれば、真理条件的意味論への批判は可能である。

1.4.2 クリプケンシュタインの批判

二つめの批判は、ウィトゲンシュタインの「規則のパラドクス」のクリプキ流の解釈 (Kripke, 1982) を活用して、もっと過激に、「真理条件的意味論を受け入れるなら、あらゆ

⁷ パトナムは、この結論を導くために、レーヴェンハイム・スコーレムの定理に訴える議論と、「入れ替えの議論」と呼ばれる議論を提示している (Putnam, 1981, 1983)。入れ替えの議論については、章末の付録を参照されたい。

る言語は意味を失ってしまう」と論じるものだ。

規則のパラドクスとは、「規則は行動の仕方を決定できない。どんな行動の仕方でも規則と一致させることができるから」(Wittgenstein, 1953, §201) というコメントを中心とする一連の議論であるが、クリプキの独創的な解釈によれば、これは「人が言葉によって何かを意味するということはありえない」ことを示している。

クリプキの議論はこうだ。私は今までに有限回しか計算をしたことがないから、一度も実行したことのない計算が存在する。これまで 57 以上の数を含む足し算をしたことがないとする。いま「 $68+57$ 」に対して答えを求められたら、「125」と答えるはずだ。しかしクリプキによれば、正しい答えは「5」なのである。なぜなら、私がこれまで「+」という記号で意味していたのは、次のように規定されるクワス (+) だから。

$x, y < 57$ ならば、 $x+y = x+y$

そうでなければ、 $x+y = 5$

「いや、これまで『+』でクワスではなくプラスを意味していたのだ」と反論してみても、クリプキは、「私がこれまでクワスではなくプラスを意味していた」という事実、「『5』ではなく『125』と答えるべきであるということ (=『+』ではプラスを意味すべきだということ)」を教えてくれるような事実を提示してみよ、と迫ってくる。

ありうる回答として、過去の計算、意図、傾向性などが挙げられたうえで、いずれも上記の基準を満たさないことが詳細に論じられる（特に意味の規範性を説明できないという点をクリプキは強調している）。最終的に「私がこれまで『+』によってプラスを意味していたこと」を示すようないかなる事実も存在しないと結論される（ここでクリプキは認識論的な懐疑論を展開しているわけではないことに注意しよう。私の心の歴史あるいは過去の行動のなかのいかなるものも——たとえ全知の神が知りうるものを持ちだしたとしても——私がプラスを意味していたかクワスを意味していたかを確定することは不可能だと言っているのである）。明日になれば、「昨日、私が『+』によってプラスを意味していたような事実は存在しない」が成立するから、この議論は現在にも及ぶ。さらに、「+」に限らず、言葉一般について同じことが成り立つから、いついかなるときであれ、「私がある言葉によって何かを意味している」という事実は存在しない。それゆえ、「あらゆる言葉は無意味である」ということになる。

このクリプキの議論に対しては、「ある人がある言葉で何かを意味している」という事実が存在しないことから、「あらゆる言葉は無意味である」は導かれないから、ここには論理的なギャップがあると批判があるかもしれない。たしかにこれはギャップである。しかし次のように埋めることができる (cf. 飯田, 2004, 76-78 頁)。

『+』はプラスを意味する」という文が何らかの事実を表現しているとする、この文は真か偽かのいずれかである。この文が真ならば、この文を真とする事実が存在するはずだ。しかしそのような事実は存在しない。よってこの文は偽である。するとその否定の『+』はプラスを意味しない」が真となる。この議論は『+』はクワスを意味する」という文から出発しても繰り返すことができるから、任意の「……」について、『+』は……を意味しない」が正しい。それゆえ「+」は何も意味しない。同じことは「+」のみならずあらゆる言葉に対して可能だから、「あらゆる言葉は無意味だ」ということになる。

以上の議論は、「文は事実を表し真理条件を持つ」という前提によってはじめて成り立つものであるから、逆に言えば、真理条件的意味論をとらなければ、一切の言葉は意味をもたないというパラドキシカルな結論は避けられるということでもある。したがって、「言葉には意味がある」という直感を維持したいのなら、真理条件的意味論を放棄すればよい。

本章のまとめ

本章では、表象主義的な意味論として、意味の対象説、意味の検証説、真理条件的意味論の三つに対する批判をみてきた。それぞれ、存在論的、認識論的、理論的（概念的）な問題が指摘された。意味の対象説によれば、有意味性の基準として指示対象が要請されるので、有意味な文に対応した存在物を指定しなければならず、非常に大がかりな形而上学を引き受けなければならない。意味の検証説に関しては、その中心となる認識論的な「検証」概念に対して、「所与の神話」批判がなされる。真理条件的意味論には、パトナムやクワインの指示の不確定性の問題や規則のパラドクスなどから、理論そのものに関して概念的な問題が指摘できる。

もちろんそれぞれの批判には必ずしも自明ではない前提が含まれているので、決定的な批判が提示されているわけではない。しかしどのような論拠によって表象主義的な意味論を批判しうるかは明らかになった。表象主義の問題点が認識され、反表象主義的なアプローチを検討する動機や理由が明らかになったのなら、本章の目的は達成されたといえる。

【付録】

※ ここで紹介する「スリングショットアーギュメント」と「入れ替えの議論」は、若干面倒な議論を含むわりには、本論を理解する上で不可欠というわけでもないので、関心のある読者以外は読み飛ばしてもらってかまわない。

(1) スリングショットアーギュメント (slingshot argument)

「真理の対応説」を認めると、真なる文はすべて同じ事物に対応することになってしまうことを示すものだ。ここではデイヴィッドソンの議論をみよう (Davidson, 2001c, 邦訳 287-288 頁; cf. Evnine, 1991)。

まず、「真なる文は、それを真にする事実に対応する」という真理の対応説が正しいと仮定しよう。そして、「文の内部では、外延の等しい表現は置換可能」という原理も認めよう。

いま、「猫がマットの上にいる」という文が真だとする。真理の対応説によれば、次が成り立つ。

(1) 文「猫がマットの上にいる」は、猫がマットの上にいるという事実に対応する

そして次の文は、「猫がマットの上にいる」という文と論理的に同値である（ただし、「 x' 」はそれ以降の条件を満たすような x の集合を表す）。

(2) x' ($x=x$ であり、かつ、猫がマットの上にいる) = x' ($x=x$)

(2) の右辺は自分自身と同一なもの、つまり、すべてのものからなる集合を表す。左辺は、自分自身と同一であり、かつ、猫がマットの上にいる、という条件を満たすものの集合を表す。「猫がマットの上にいるような x 」という表現は不自然で理解に苦しむが、これが言っていることは、もし猫がマットの上にいるのならば、すべての対象はこの条件を満たすということである（つまり x は何であつてもよい）。すると、文「猫がマットの上にいる」が真であるとき、(2) の左辺は真となる。右辺は常に真であるから、(2) は全体

として真となる。また、文「猫がマットの上にいる」が偽であるとき、猫がマットの上にいるような x は存在しないから、(2) の左辺は偽となる。右辺は真だから、(2) は全体として偽となる。

以上より、(2) と文「猫はマットの上にいる」は真理値が一致しており、論理的に同値だということがわかる。論理的に同値な文は、つねに互いに置換可能だ。そこで、(1) の文「猫はマットの上にいる」という部分に、文 (2) を代入すると、以下が得られる。

(3) 文「 x' ($x=x$ であり、かつ、猫がマットの上にいる) = x' ($x=x$)」は、猫がマットの上にいるという事実に対応する

いま、文「イヌがこたつの上にいる」も真だとしよう。「犬がこたつの上にいる」と「猫がマットの上にいる」はともに真であるから、文としての外延が等しい。仮定より、文の内部では外延が等しい表現は置換可能だった。すると (3) を変形して以下が得られる。

(4) 文「 x' ($x=x$ であり、かつ、犬がこたつの上にいる) = x' ($x=x$)」は、猫がマットの上にいるという事実に対応する

先ほどと同様の議論によって、文「 x' ($x=x$ であり、かつ、犬がこたつの上にいる) = x' ($x=x$)」は、文「犬がこたつの上にいる」と論理的に同値だとわかる。よって、(4) の前半部分に論理的に同値な文「犬がこたつの上にいる」を代入すると次が得られる。

(5) 文「犬がこたつの上にいる」は、猫がマットの上にいるという事実に対応する

この作業は同じように繰り返すことができる。その結果、任意の真なる文はすべて、猫がマットの上にいるという同一の事実に対応することになってしまう。

(2) 入れ替えの議論 (permutation argument)

詳しい証明は、Putnam (1981, 邦訳 74-77 頁) にある。ここでは具体例を挙げておこう (Putnam, 1981, 邦訳 49-53 頁)。

(1) 猫がマットの上にいる

この文は、少なくとも一匹の猫が、少なくとも一枚のマットの上にいる可能世界で真である。「猫」は猫を指示し、「マット」はマットを指示している。だが、いかなる可能世界における文(1)の真理値を動かすことなく、現実世界において「猫」が犬を指示し、「マット」がこたつを指示するように再解釈することができる。つまり、文(1)が次を意味するような新しい解釈を与えることができる。

(2) 猫*がマット*の上にいる

「猫*」と「マット*」の定義は、次の三つの場合に分けて与えられる。

場合(a) : ある猫があるマットの上において、かつ、ある犬があるこたつの上にいる。

場合(b) : ある猫があるマットの上において、かつ、どの犬もどのこたつの上にはいない。

場合(c) : 上のいずれでもない。

そのうえで、

「猫*」の定義 :

xが猫*であるのは、次の三つのいずれかであるとき、かつ、そのときに限る。

場合(a) が成り立ち、かつ、xは犬である。

場合(b) が成り立ち、かつ、xは猫である。

場合(c) が成り立ち、かつ、xは犬である。

「マット*」の定義 :

xがマット*であるのは、次の三つのいずれかであるとき、かつ、そのときに限る。

場合(a) が成り立ち、かつ、xはこたつである。

場合(b) が成り立ち、かつ、xはマットである。

場合(c) が成り立ち、かつ、xはクオークである。

さて、場合 (a) が成り立つ世界では、文 (1) と (2) は真である。(2) が真なのは、この世界では、犬がこたつの上において、「猫*」は犬を「マット*」はこたつを指示しているからだ。場合 (b) が成り立つ世界でも、文 (1) と (2) は真である。この場合、「猫」と「猫*」、および、「マット」と「マット*」は外延が同一なので、(1) が真なら (2) も真である。場合 (c) が成り立つ世界では、(1) は偽であり、(2) も偽である。この世界で猫はマットの上にはいないし、犬はクォークの上にいることはできないからだ。

したがって、あらゆる可能世界において、猫がマットの上にいるのは、猫*がマット*の上にいるときであり、かつ、そのときに限る、ということになる。両者の文としての真理値は一致する。現実世界を場合 (a) が成り立っている世界だとすると、この現実の世界では、「猫*」は犬を、「マット*」はこたつを指示していることになる。

2. なぜ推論主義なのか

はじめに

前章では表象主義的な意味論に対する批判を確認した。意味の対象説、意味の検証説、真理条件的意味論は、それぞれ、存在論的、認識論的、概念的な観点から批判された。もちろんそれぞれへの再反論も可能であろうから、決定的な批判ではない。しかし、少なくとも反表象主義的なアプローチを検討することの動機は明らかになったと思われる。

そのうえで次に問いたいのは、反表象主義的な意味論の構築方法はさまざまありうるにもかかわらず、なぜ推論主義なのかということである。残念ながら、ブランダムは一言でこれといった理由を述べてくれてはいない。本章では、われわれの手でその発言を再構成し説得的な理由を提示してみよう。

はじめに推論主義の立場を明確に規定しておこう。ブランダムによれば、推論主義は次の三つに区別される (MIE 131-2)。

- (1) 弱い推論主義：推論的分節化（＝推論における役割を明確にすること）が意味の規定に必要であるという立場。
- (2) 強い推論主義：広い意味（概念適用がなされる非推論的な状況や帰結をも推論関係に含む⁸）での推論的分節化が、意味の規定に（必要のみならず）十分であるという立場。
- (3) 超推論主義：狭い意味（概念的内容のあいだにのみ推論関係を認める）での推論的分節化が意味の規定に（必要のみならず）十分であるとする立場。

⁸ 「非推論的な状況を推論関係に含む」とは矛盾的で理解しづらいが、たとえば、目の前のリンゴを見る（知覚）→「これはリンゴだ」→「これを食べよう」→手を伸ばす（実践）、という一連の流れにおいて（通常は推論関係とみなされていない）最初と最後の「→」も推論関係とみなすということである。非推論的な関係を推論的な関係とみなすことが可能なのか、非推論的な状況や帰結を含むなら、そもそも「推論主義」という名称は適切なのか、といった疑問がでてくる。ここはまさに「推論と世界との関係」という本論の主要テーマに関わるものであり、3章以降で詳しく論じる。

ブランドムが支持するのは、強い推論主義である。弱い推論主義は、表象主義とも両立しうるし、超推論主義では、数学や論理学の語彙はともかく、経験的語彙の意味を説明できないと考えるからである。ある言明が意味をもつためには、それが推論関係の中に位置づけられていれば十分であって、世界との表象関係はまったく必要ないとされるのである。その理由はどのようなものなのか（以下では、特に断らない限り、「強い推論主義」を「推論主義」と表現する）。

以下では、まず、ブランドムが直接的に推論主義を動機づけていると思われる箇所を検討するが、実際には強い理由が与えられているわけではないことをみる（1 節）。そこで、（1 章でみた「反表象主義」に加えて）「合理主義」、「言語的プラグマティズム」という立場と推論主義の関係を考え、この二つの立場から推論主義が導かれることを明らかにする（2, 3 節）。最後に、その二つの立場をとるべき理由を検討することになるが、「言語的プラグマティズム」をとるべき明確な理由はなく、理論的な興味・野心によって動機づけられていることが明らかになる（4 節）。

2.1 ブランドムの公式見解

はじめに、推論主義が提唱されている『明示化』と『理由の分節化』において、「推論主義的な意味論の順序を動機づけ推奨するために集められた考察」(MIE 132) が含まれ、「意味論的な説明の順序として、指示よりも推論を優先することが提案され動機づけられ」(AR 邦訳 3 頁) しているとされる箇所を検討しよう (MIE chap. 2; AR chap.1)。

2.1.1 偉大なる先人たちの主張

そこではさまざまな哲学者の推論主義的な主張が取り上げられている。カントは、それ以前の伝統では命題の中の項が最小単位とみなされていたにもかかわらず、認知の基本的単位として最小なものを「判断」とみなし、意味論上の最小単位も命題であるとした (MIE 79)。その考えは前期フレーゲや後期ウィトゲンシュタインにも引き継がれたが (MIE 80-82)、フレーゲの『概念記法』には、次のような記述がある (MIE 95-96; AR 邦訳 68 頁)。

二つの判断の内容が異なりうるそのありかたは二通りある。いくつかの他の推論と組み合わせられたときに、第一の判断から引き出しうる推論のすべてがつねに同じ他の推論と組み合わせられたときに二番目の判断からも引き出しうる場合とそうでない場合で

ある。「ギリシア軍がペルシア軍をプラタイアイで打ち負かした」と「ペルシア軍はギリシア軍にプラタイアイで打ち負かされた」は最初の仕方で異なる。それらの意味は、わずかの相違が気づかれうるとしても、ほとんど一致している。ここで双方において同一であるような内容の部分を概念的と呼ぶことにしよう。われわれの記号言語 [概念記法] にとって重要なのは、この概念内容のみである。(Frege, 1879, §3)

この発言には、「二つの主張が同じ概念的 content を持つのは、それらが同じ推論的な役割を持つ——推論に含まれる一方の主張を他の主張に置き換えることで、よい推論が悪い推論に変わることは決してない——ときであり、そのときに限る」という推論主義的な発想を読み込むことができる (MIE 96; AR 邦訳 68-69 頁)。

ゲンツェンは、論理結合子の推論的役割を結合子の導入規則 (= 結合子の使用に対する推論的な十分条件) と除去規則 (= 結合子の使用の推論的な必然的帰結) によって規定したが、ダメットはこのモデルが論理結合子のみならず、文、述語、一般名、単称名にも一般化されると考えた。たとえば、文全体によって表現される命題内容に対して、導入規則に対応するものはそれを主張するための十分条件の集合であり、除去規則に対応するものはそれを主張することの必然的な帰結の集合である。そのため、「ある言明の使用法を習得するということは、二つのことを習得することである。ひとつはその主張が正当化される条件であり、もうひとつは [...] それを受け入れることの帰結である」(Dummett, 1973, p. 453)。命題的内容の理解とは、推論的に分節化された実践的な行為を習得すること、つまり、概念の適切な適用状況に対してさまざまな仕方で応答し、概念適用の適切な推論的帰結を識別することに習熟することなのである (MIE 116-120; AR 邦訳 85-87 頁)。

ブランダムはこのようにさまざまな哲学者たちの発言に推論主義的なアイデアを読み込んでいく。たしかにこうした作業によって推論主義がそれほど突飛な立場ではないことを知らしめることができるので、推論主義が多少とも動機づけられているといえないこともない。だが推論主義と親和的な「偉人」たちの発言を並べただけでは、推論主義をとるべき十分な理由を提示していることにはならないだろう。もっと直接的に推論主義を擁護する議論はないだろうか。

2.1.2 セラーズからの影響

ブランダムの特徴は先人たちのさまざまな思想を縦横無尽に取り込むところにあるが、

直接的かつ強い影響をセラーズから受けている。とりわけ、「理由を与え求める推論的ゲーム」の重要性をセラーズから学んだと言っているから (MIE 89)、セラーズ思想の中に推論主義の発想をみつけられるかもしれない。

ブランダムにとって、セラーズの『経験論と心の哲学』から学びうるもっとも重要な教訓のひとつは、観察報告のような非推論的な報告でさえ、「推論的に分節化されていなければならない」という要請である。その要請がなければ、人間の「これは赤い」や「60℃です」といった報告と、オウムや温度計の「コレハアカイ」「ロクジュウドデス」という鳴き声や音声が区別できなくなるからである。

人間とオウムや温度計の応答には直感的に区別があるように思えるが、どちらも特定の刺激に対して信頼可能な仕方で反応するという傾向性は共有しているから、両者を区別するひとつの基準は、(たんなる信頼可能な傾向性による応答ではなく) 概念的であるといえるような応答になっているか否かという点に求めることができよう。セラーズの主張の核心は、概念とは本質的に推論的に分節化されているものであり、ある応答が概念的な内容をもつのは、その応答が理由を与え求める推論的なゲームにおいて役割を果たすときである、というものである (MIE 89; AR 邦訳 64-5 頁)。概念内容とは意味内容のことだと考えられるので、言葉が意味をもつためには、その言葉は推論関係の中に位置づけられなければならないということである。

しかしこれは弱い推論主義の要請に留まっていることに注意しよう。ある言語表現が意味内容 (概念内容) をもつためには、その表現が推論関係の中に位置づけられる必要があると言われていたのであって、言語表現が推論関係の中に位置づけられれば(それだけで) 意味内容 (概念内容) を有することになるとは言われていない (推論への位置づけ以外に他の要素が必要となる可能性が残っている)。そのため、セラーズのこの要請を受け入れたとしても、強い推論主義をとるべきだということにはならない。

そこで次に「推論主義的な意味論の説明の順序を動機づけ推奨するために集められた考えは実質的に正しい推論という概念に訴えている」(MIE 132-3) というブランダムの発言に注目しよう。「実質的推論 (material inference)」とは、推論の形式ないし推論に含まれる論理的語彙 («かつ」や「ならば」など) とは独立に、その前提と帰結に含まれる内容が推論の適切性を決定するような推論のことである («東京は京都の東にある、よって、京都は東京の西にある」や「これはリンゴだ、よって、これは果物だ」など)。

セラーズが実質的推論の重要性を力説した論文「推論と意味」には、「実質的規則が意

味にとって本質的」(IM 7) であるとか、「実質的な変形規則 [=実質的推論規則] がある言語表現の記述的な意味を規定する」(IM 25) といった、まさに強い推論主義を思わせるコメントがある（記述的意味とは「赤」や「丸い」といった非論理的語彙の意味のことである）⁹。この論文の主要な論点は次の三つであり、それらが組み合わさって、先の強い推論主義的結論が導かれている (IM 25)。

- (1) 実質的推論は形式的推論に還元されえない
- (2) 実質的推論はわれわれの実践に必要不可欠である
- (3) 記述的語彙の意味は意味論的規則のみでは与えられない

(1) 実質的推論は形式的推論に還元されえない：

形式的推論とは、(実質的推論とは対照的に) その論理的な形式のみによって妥当性が決定されるような推論のことである。演繹が典型的だが、それは前提や帰結に含まれる内容を参照することなしに、推論に含まれる「かつ」や「ならば」といった論理的語彙の規則のみによって妥当性が決定される。

実質的推論の独自性を認めない者（形式主義者と呼ぼう）は、実質的推論は省略的三段論法（enthymeme）に過ぎないとして実質的推論の適切性は演繹推論の妥当性に還元できるとする。「これはリンゴだ、よって、これは果物だ」という推論を例に考えてみると、実質的推論を認める者は次の推論をそれ自体で適切であるとみなす。

前提 1：これはリンゴだ

∴ 結論：これは果物だ

つまり「リンゴ」という概念からは直接的に「果物」という概念が導かれると考える。だが形式主義者によれば、これは省略的三段論法に過ぎず、「リンゴは果物だ」という隠された前提を明示化すれば、次のような演繹推論になる。

⁹ 「本質 (essence)」を必要条件として捉えれば、「実質的規則が意味にとって本質的」という主張は弱い推論主義の表明に留まる。しかしここでは本質を必要十分条件として捉え、セラーズは強い推論主義を主張しているものと解釈する。

前提 1：これはリンゴだ
前提 2：リンゴは果物だ
∴ 結論：これは果物だ

形式主義者に対してセラーズは次のように応える。ここで推論のギャップを埋めるために導入された前提 2 は一般的な言明である。「リンゴは果物だ」という一般的な言明は、「任意のものについて、もしそれがリンゴならば、それは果物である ($\forall x (Ax \rightarrow Fx)$)」という仮定的条件文として理解できる。だがこれは、「あるものがリンゴだ (Ax)」ということから「それは果物だ (Fx)」を導いてよいということの意味しており、ある概念から何ら媒介的な操作なしに他の概念を直接的に導く実質的な推論を認めていることにほかならない。実質的な推論を形式化しようとして隠された前提を補ったとしても、その前提自体が実質的な推論になっているので、実質的な推論を形式的推論に還元することはできない (IM 3-15)¹⁰。

(2) 実質的な推論はわれわれの生活に必要不可欠である：

仮定的条件文は、形式的推論に還元されえず、実質的な推論として理解される。「もしこの銅を 1085℃まで熱したら、それは溶けるであろう」、「もしこのチョークをはなしていたなら、それは落ちていたであろう」など、仮定的条件文は、われわれの生活のいたるところで重要な役割を果たしている。

科学的実践はもとより日常生活でもわれわれは自然や社会の一般的な法則に依拠して無数の判断や予測を行っているが、これはまさに無数の仮定的条件文を用いているということなのである。既存の言語体系から仮定的条件文を取り除いてみるなら、何であれ法則にもとづいた将来の予測はできなくなり、ほとんどの実践が立ちゆかなくなるだろう。この意味で仮定的条件文はわれわれにとって欠くべからざるものである。仮定的条件文で表現されているのは、概念同士の直接的な関係性すなわち実質的な推論関係なのであるから、われわれにとって実質的な推論が必要不可欠だということである (IM 13, 15)。

(3) 記述的語彙の意味は意味論的規則のみでは与えられない：

「赤い」のような記述的語彙の意味はどのように獲得されるのか。通常「赤い」という言

¹⁰ この説明は、Maher (2012) pp. 65-66 の解説を踏まえている。

葉は赤い対象に反応できるようになることで習得するものと考えられるから、「赤い」という言葉の意味はその対象との関係性から構成されるように思われる。

しかし単純にそうとはいえない。もし「赤い」という語の意味が対象との関係から構成されているとすれば、「赤い対象には『赤』という語で反応しなければならない」のような、語と対象とを結びつける意味論的規則によって意味が規定されているはずである。その意味論的規則に従うことが「赤い」という語の意味を理解しているということになるのなら、ある語の意味を理解するためには、その意味論的規則が適用できる状況を認識できなければならない。だがその規則を適用できる状況を認識できるのなら、その人はすでに赤いという概念を理解していることになる（意味論的規則にはすでに「赤」という概念が含まれていた）。言い換えると、適用できる条件を認識して意味論的規則に従うためには、すでに赤いという概念を習得している必要がある（IM 23-25）。

セラーズは、これら三つの主張にもとづいて、「実質的推論規則が語の意味を決定する」という強い推論主義を導いている（IM 25）。しかし本当に導かれるのだろうか。議論のために(1)～(3)の主張は正しいものと仮定する。実質的推論は形式的推論に還元されえず、われわれにとって不可欠であり、記述的語彙の意味を意味論的規則で規定することはできない。まず最後の主張から、言葉の意味は意味論的規則以外の何ものかによって規定される必要があることが認められる。しかしここから、「それならば実質的推論規則によってだ」と推論するためには、「言葉の意味を規定するものは意味論的規則か実質的推論規則のいずれかしかない」という前提が必要となる。だがこうした点について何も語られていなかった。セラーズは、(1)や(2)の議論から概念内容と実質的推論との密接な関係性が明らかになったので、「記述的語彙の概念内容が実質的推論の適切性を決定するのみならず、逆に実質的推論によって概念内容が決定されるのではないか」と考えたのであろうか。しかしこの「逆に」で表される大きな飛躍はセラーズが提示している議論だけで越えられるものではない。

さらにいえば、「意味論的規則が語の意味の規定においてまったく必要がない」ことも示されていないので、たとえ意味の規定のために実質的推論が不可欠であるとしても、そのことから強い推論主義が導かれるわけではない。たとえば、「赤い」という概念が含まれた実質的推論関係（「赤は青ではない」「このリンゴは赤い、よって、このリンゴは食べ頃である」など）を完全に理解しているが、実際に赤い対象を見ても「赤い」と反応すること

ができない者は「赤い」という概念を十分に理解しているといえるだろうか。言葉の意味が成り立つためには、実質的推論規則の他に意味論的規則も同様に必要となるという可能性を否定しない限り、セラーズは強い推論主義を導くことはできない。そしてその可能性を否定している議論はなかった。

こうして、『明示化』と『理由の分節化』のブランダムの公式見解には、推論主義に対する明確な理由づけをみつけることはできなかった。「偉人」たちの推論主義的主張を列挙するだけでは、われわれに推論主義への免疫をつけさせる効果こそあれ、積極的に採用しようという気にさせるには弱いし、ブランダムがもっとも依拠しているセラーズの議論から取り出せるのは、せいぜい弱い推論主義の擁護なのである¹¹。

2.2 合理主義

ここからはもう少しわれわれの読み込みを入れて、推論主義をとるべき理由を取り出ししてみたい。まず考えたいのは、そもそもブランダムはなぜ新たな言語哲学を構築しようとしているのかということである。それは、人間の言語実践を理解することによって、合理的存在としてのわれわれの自己理解を深めるためである。彼は人間と他の動物との連続性よりも差異に注目し、そうした差異を成り立たせるものとして、「理由の空間」の内に住む規範的な存在か否かという点に注目する (MIE 4-5; AR 邦訳 序論)。合理的存在者としてのわれわれは「理由の空間」に住んでおり、「理由を与え求めるゲーム (the game of giving and asking for reasons)」、規範的な「議論実践 (discursive practice)」を営んでいる。先ほども引用したが、セラーズの次の発言がその考えを端的に表している。

本質的な点は、ある出来事ないし状態を知ることという出来事ないし状態として性格づける際に、われわれはその出来事ないし状態に関する経験的な記述を与えているのではない、ということである。われわれはその出来事を理由からなる論理空間のうちに、述べたことを正当化したり正当化したりすることができることからなる論理空間のうちに置いているのである。(Sellars, 1997, 邦訳 85 頁)

¹¹ このことはなんとブランダム自身も認めていることである。「古典的な推論主義の論文『推論と意味』においてセラーズは弱い推論主義を支持する議論を提示したが、そこでは強い推論主義の結論を提示していた」(AR 邦訳 299 頁)。

ローティはここから近代的な基礎づけ主義の不可能性を引き出したのであるが、ブランドムはさらにわれわれの言語実践に内在する規範性の重要性を読み取ったのだった。言語実践に内在する規範性の強調こそ、ブランドムがセラーズから引き継いだもつとも本質的な点である。われわれの言語実践とは、他ならぬ「理由の空間」つまり「理由を与え求めるゲーム」における主張の規範的なやりとりである。言語実践を理解するためには、その規範的側面を研究しなければならない。

この動機のもとに展開されるのが、(次章で詳しくみることになる)「規範的語用論」である。これは、コミットメントや資格という規範的概念によって、規範的な言語使用のありさまや適切な実質的推論が形成される過程を記述しようとするものである。

2.3 言語的プラグマティズム

だがこれは規範的語用論である。推論主義とは意味論における立場だった。両者はどう関係するのか。ここで、「意味論は語用論に答えなければならない (semantics must answer to pragmatics)」(MIE 83) という発言に注目しよう。言語哲学における実践優位を意味する「言語的プラグマティズム」とでも呼べるこの発想は、後期ウィトゲンシュタインのいわゆる「意味の使用説」を受け継ぐものである。

このプロジェクト [=推論主義] を方向づけるもつとも重要な方法論的コミットメントのひとつは、言語表現の意味をその使用によって説明しようとするものである。つまりウィトゲンシュタインのプラグマティズムのひとつの側面を是認することである。(MIE xii)

この言語的プラグマティズムの主張は、弱い意味と強い意味の二通りで解釈することができる (cf. MacFarlane, 2010, pp. 88-9)。弱い意味で解釈すると、「意味論は語用論と独立した形で構築することはできない」という主張になるし、強い意味で解釈すれば、「意味論を構築するにあたって必要になる基本的な概念は、語用論によって得られる概念によって規定される」という主張となる。

そして今や、強い意味で言語的プラグマティズムを解釈するなら、推論主義を導くことができるのである。ブランドムにとって語用論とは規範的語用論であり、規範的語用論によって得られるのが適切な実質的推論の概念である。強い言語的プラグマティズムによれ

ば、真理や指示といった意味論的に基本的（とされるよう）な概念は、適切な実質的推論にもとづいて規定（定義）されるべきであるから、意味論の構築にあたって、推論がもっともはじめに位置しなければならない（＝強い推論主義）というわけである（もし言語的プラグマティズムを弱い意味で解釈するなら、単に適切な実質的推論を取り入れる形で意味論を構築する必要があると言っているだけなので、表象主義的な意味論を排除しない）。

2.4 推論主義を導く諸前提

われわれは推論主義に至った。（1章で得られた反表象主義という大前提も含めると）検討してきた前提は次の三つである。

- (1) 反表象主義
- (2) 合理主義
- (3) 強い言語的プラグマティズム

推論主義は、合理主義（とそこから導かれる規範的語用論）と強い言語的プラグマティズムを組み合わせると導かれる（反表象主義は直接的には必要とされない）。したがって、「なぜ推論主義をとるべきなのか」という問いは、「なぜ合理主義と強い言語的プラグマティズムをとるべきなのか」という問いに還元される。

合理主義の根拠は、われわれの言語実践には本質的に規範的な要素が含まれており、それを十分に捉えるような言語理論が必要だからというものだった。規範的語用論を展開することは、単にわれわれの言語のありかたを明らかにするのみならず、規範的な存在として他の動物たちと区別される合理的存在者としてのわれわれの自己理解につながるのである。

強い言語的プラグマティズムの根拠は何か。反表象主義がひとつの根拠にはなる。強い言語的プラグマティズムを採用し、語用論的に規定された実質的推論の概念を出発点とする意味論は、(対応説的) 真理や指示といった表象的概念をプリミティブとする表象主義的な意味論ではなくなるからだ。しかし表象的概念を出発点にしない意味論構築の方法は他にも考えられるので、反表象主義から強い言語的プラグマティズムが直接的に導かれるわけではない。

反表象主義に合理主義を加えると、強いプラグマティズムが要請されそうだが（反表象

主義と合理主義は強いプラグマティズムをとることでスムーズに整合するから)、厳密に
いえば、表象的概念と推論的概念がともにプリミティブであるような反表象主義的な意味
論がありうるので、やはり認められない。中途半端ではあるが、だからこそもっともらし
い推論表象主義とでも呼べるような立場がなぜ考慮されないのか (cf. McDowell, 1997;
Kremmer, 2010)¹²。

実際ブランダムも表象主義か推論主義かといった極端な立場の二者択一がありうる可能
性のすべてとは考えてはいない (MIE 669 n. 90; Brandom, 1997, p. 189)。そればかりか、表
象的概念と推論的概念の両方を出発点にするほうが安全だとか (Brandom, 1997, *ibid*)、両者
の概念は一方が他方に還元されるのではなく、他方との関係性において初めて理解できる
ものなのだという考え方にも完全に同意できる、とまで言っている (Brandom, 2008, p. 215)。

しかしそれでもなお推論主義というリスクな道に進むのは、われわれはすでに表象主
義的な伝統——そこで挙げられているのは、(1章でみた)意味の検証説や真理条件的意
味論である——から多くのことを学んできたので、今度は推論主義を採用してみたらど
のような意味論的な解明が与えられうるかを知りたいから、という単純な知的好奇心によ
るものらしい (*ibid.* pp. 215-6)。

また言語の使用のされかたを考察することを通して言語表現が事態や対象や性質などを
表象していることを理解するという後期ウィトゲンシュタイン的なプラグマティズムを実
践したいからでもあると言う。後期ウィトゲンシュタインは、言語表現は表象的役割に尽
きるわけではなく、使用への着目の重要性を繰り返し強調した。しかし使用に着目する理
論によって具体的にどうやって言語の表象的側面を説明するかという点については口を閉
ざしているため、自分がそれを展開しようというわけである (Brandom, 1997, p. 189)。

こうしてみると、強い言語的プラグマティズムがとられるのは、明確な理由にもとづく
ものではなく、純粋な理論的興味・野心によるものだということがわかる。したがって、
「こうした興味・関心を共有する者なら、強い言語的プラグマティズムをとるべきだ」と
は言えるだろう。

本章のまとめ

¹² あるいは、行為の成功によって意味を規定しようとする成功意味論 (success semantics) もある (White, 1990; 1991; 1992; 1997; Dokic & Engel, 2003)。行為の成功によって真理や意味を規定する試みや、「推論表象主義」は、6章で検討される。

以上の議論によれば、「強い言語的プラグマティズム(=反表象主義+理論的興味・野心)
+合理主義=推論主義」という構造がある。(反表象主義や合理主義にはそれなりの説得力
があることから)「推論主義をとるべき」という主張の鍵を握っているのは、煎じ詰めれば、
強い言語的プラグマティズムの是非、すなわち、理論的な興味・野心の是非である。この
興味・野心を(この興味・野心を共有しない者に対しても)正当化するためには、まずは
この興味・野心を共有する者が推論主義プロジェクトを進めてみて、望んでいたことが実
現されることを示す必要がある。これはまさに本論が以下で行うことにほかならない。

3. 推論主義の構造

はじめに

本章の目的は、ブランダムの推論主義の全体像を明らかにすることである。ここでは、できる限り中立的な視点から、その内容を正確に記述することに努める（批判的検討を行うのは、第二部の仕事である）。

推論主義が提唱されるのは、ブランダムのはじめての著作で、現在でも主著と目される『明示化』である。実のところ彼の思想はその後少しずつ発展していくのであるが、はじめに提示された枠組みの大枠は維持されたままだ。本章では『明示化』および（その内容が簡潔にまとめられた）『理由の分節化』を参照し、推論主義の基本的な枠組みを明らかにしよう（具体的にどのように発展したのかをみるのは、これまた第二部の仕事である）。

繰り返すが、推論主義は意味論における立場である。言葉と対象の指示関係や真理条件など表象的な要素を出発点に言葉の意味を規定しようとする表象主義的な意味論に反して、そのような表象的概念を前提としないでも、推論関係にもとづいて意味は規定できると主張する。その考えが具体的に展開されているのが、ブランダムの言語理論の二本柱のひとつ「推論的意味論 (inferential semantics)」である。

推論的意味論が扱うのは、一見して意味と推論役割に密接な関係がありそうな論理学や数学の語彙に限定されるわけではない。「夏目漱石」「ネコ」「茶色」「かわいい」など、日常的に用いられるあらゆる語彙の意味がその対象である。したがって、意味を取り出すところの推論も、演繹のように形式的に妥当な推論というよりも、むしろ（これまでもたびたび登場してきた）「実質的推論」が中心となる（実質的推論とは、「東京は京都の東にある。よって、京都は東京の西にある」、「これはリンゴである。よって、これは果物である」のように、推論の形式ではなく、前提と帰結に含まれる内容が推論の適切性に直接的に関わるような推論だった）。

一般的な論理学が教えるところでは、推論の適切性（妥当性）は、推論を構成する命題の内容とは関係しない。推論の形式のみによってその適切性は決定されるので、推論が適切かどうかはその内容に踏み込まないでも判定することができる。これに対して、ブラン

ダムにとって、推論を構成する命題内容と推論の適切性が密接不可分であるような実質的推論こそ原初的かつ根本的である。形式的に妥当な推論は、実質的な推論を反省することによって見いだされる形式的な共通性を論理的な語彙によって明示的にしたものに過ぎない。

さらに、実質的推論は何らかの意味で適切なものでなくてはならない。なぜなら、どのような実質的推論でも許されるのなら、それにもとづいて無数の意味が産出されかねないからだ。意味のアナーキズムとでもいえる事態を避けるためには、推論的意味論を展開するにあたって、何らかの意味で適切な実質的推論が求められる。推論的意味論は実質的推論を用いてはじめて展開することができるのだから、適切な実質的推論はそれ以前に確立されなければならない。そしてこれがブランドムの言語理論の二本柱のうちひとつ「規範的語用論 (normative pragmatics)」の仕事なのである。

ブランドムの言語哲学がプラグマティズムとして特徴づけられるのは、言語の考察において、統語論からはじめて意味論、語用論と進んでいく、通常の順序を逆転させて、何よりもまず語用論を先行させているからである。言語を理解するためには、まずもって言語を用いてわれわれが何をしているのかを明らかにしなければならない。この発想は後期ウィトゲンシュタインの「意味の使用説」の精神を受け継ぐものだが、ウィトゲンシュタインが言語使用に中心的なものを想定せず、問いかけ、命令、お祈り、約束、懇願、脅迫などさまざまなものがあると述べていたのに対し、ブランドムは言語に「主張 (assertion)」という中心があることを強調する。主張こそ、われわれをして「理由の空間」の住人たらしめるものだからだ。ブランドムの言語哲学の目的のひとつは、そのような「理由の空間」における「理由を与え求めるゲーム」の内実を明らかにしようとするものであり、それも規範的語用論の仕事である。

ブランドムの言語理論は、規範的語用論で議論実践を記述するとともに適切な実質的推論を抽出し、続く推論的意味論において、実質的推論で果たす役割によって文や文末満の表現の意味が規定される。こうした二段階構造があるため、推論主義は直接的には意味論の立場ではあるが、「規範的語用論から推論的意味論へ」という言語哲学におけるプラグマティズムを含意するものになっている。

以下、規範的語用論の詳細 (1 節) と推論的意味論の詳細 (2 節) を順にみていく。

3.1 規範的語用論

3.1.1 規範的語用論の目的

ブランドムは、純粹に言葉の意味そのものに関心をもつ言語哲学者であるのみならず、言語に関する考察を通して、志向性・規範性・認識・知識・真理・客観性といった哲学的に重要な概念を再解釈し、究極的には、「われわれとは何であるのか？」という問いに答えようとする言語的哲学者でもある (MIE 3)。ただその問いに対してはすぐにも「理性的存在者だ」という答えが与えられる (MIE 4-5)。われわれは、「理由の空間」に住み、「理由を与え、求めるゲーム」を営み、さまざまな主張をする、概念を生業にする (concept mongering) 存在なのである。ブランドムが規範的語用論で行っているのは、これらの具体的なありかたを記述し、理性的存在者の内実を明らかにすることである。

3.1.2 基本的枠組み

規範的語用論の道具立ては非常にシンプルだ。「コミットメント (commitment)」と「資格 (entitlement)」という二つの「規範的地位 (normative status)」、「引き受ける (undertake)」（または「是認する (acknowledge)」)と「帰属させる (attribute)」という二つの「規範的態度 (normative attitude)」のみである。

コミットメント：ブランドムにとって「主張」が言語活動の中心に位置しているのは、(世界のありかたを記述するがゆえにではなく)コミットメントを発生させるがゆえにである。われわれは何かを主張することによって、その主張を正しいものとみなし、それに関与し、責任を負い、義務を負う。これがコミットメントを引き受けるということだ。主張とは、このような規範的ないし義務論的な観点から捉えられるべきものであって、事実を叙述する機能は本質的ではない。たとえば、A が B に「明日駅まで迎えに行く」と言えば、A はその内容にコミットし、その内容に責任を負う。次の日 A が迎えに行かなかったら当然 B から非難される。A が B に「オオカミが来た！」と言えば、A はその内容に責任を負うので、実際にオオカミが来ていなかったら、B から非難されるといった具合だ。

資格：コミットメントが主体の行為を束縛し制限するものであるのに対して、資格は逆に主体の行為の可能性を広げる働きをする。ある主張に関して資格があるということは、それを主張しその内容にコミットすることが許可、認可、あるいは正当化されているという

ことである。たとえば、裁判所で被告を擁護するための主張をする資格は、弁護士にはあるが、傍聴人にはない。「P大学の図書館を使わせろ」と主張する資格は、P大学生にはあるが、一般人にはない。何度も約束を破って信頼されなくなった人が「私のことを信じて欲しい」と言っても、通常はそんなことを言う資格はないとみなされる。

議論実践は二人以上の複数の主体によって行われ、規範的地位の引き受けや帰属が相互になされる。AとBが議論しているとき、AがPと主張するなら、AはPに対するコミットメントを引き受け、相手のBはAに同じコミットメントを帰属させる。AはPにコミットしているので、AはPを正しいとみなして、責任を負っている。そのため、Bから反論や挑戦を受けたら、Pにコミットする資格があることをAは示さなければならない。

Aが「シロは犬だ」と主張し、その資格が問題になったとしよう。この資格を示す方法はいくつかある (MIE 174)。ひとつは、「シロは犬が持つべき特徴をすべて備えている」など、その理由を提示する方法。ふたつめは、「シロの飼い主から『シロは犬である』と聞いた」など、他者の権威に訴える方法。三つめは、(観察報告の資格が問題になっている場合は) 自分が信頼可能な非推論的報告者として権威があることを示す方法である (最後のものは次章以降のメインテーマのひとつになるが、ここでは深入りしない)。

三つめの方法を除くと、資格は基本的に他のものから引き継がれていることがわかるが、この引継ぎはどこまで遡るのだろうか。なぜ「シロは犬が持つべき特徴をすべて備えている」や、シロの飼い主が主張する「シロは犬である」には資格が認められるのか。資格が引き継がれるところの主張のコミットメントにも資格は問えるから、資格の引き継ぎには無限後退の恐れが出てくるように思われる。

この懸念に対するブランドムの対処法は、「デフォルトと挑戦の構造 (default and challenge structure)」に訴えるというものである (MIE177)。主張とは、それに対して正当な挑戦がなされるまで、そしてなされない限りは、デフォルトで資格があるとみなされる。Aが何かを主張しそれにコミットしたなら、同時に資格も帰属される。だがこの資格は永続的で揺るぎないものではない。ある主張に対する資格はつねに挑戦されうる。もし適切に挑戦された場合 (= 挑戦者に挑戦することの資格が認められる場合)、主張を正当化できなければ、その主張の資格は剥奪される。こうして、無限後退と独断論のどちらをも避けることができる。

議論実践では、さまざまな規範的地位を有する参加者たちが、状況に応じて種々の主張をなすことによって、規範的地位を変化させていく。主張によってみずからの規範的地位を変化させるとともに、相手の主張を注視することで、その規範的地位の変化も記録していく。ここには参加者の規範的地位を特権的に記録するような中立的な審判はない。全員が参加者であり得点記録者でもある。

3.1.3 規範の性質

ブランダムムの体系では規範性が中心的な概念となっているが、そもそも規範性とは何なのか。それはいかに理解されているのか。

規範性に関する一般的な理解の仕方として、ブランダムムは基本的に社会契約論的な啓蒙思想の発想を受け継いでいる。規範とは、絶対的な支配者が一方的に制定したものではなく、われわれが自分たちの意志で制定したものである。規範的地位は、規範的態度の産物だということである (MIE 161)。人々がコミットメントを引き受けたり帰属させたりする以前にコミットメントは存在しなかった。資格があるとみなされる以前に資格は存在しなかった。コミットメントや資格といった規範的地位は、この世界に自然に備わっているものでも、神が創り出したものでもない。それぞれの個人が互いに規範地位を帰属させ合い、それらを承認したり認めたりすることによって制定 (institute) されるような、社会的な地位なのである (MIE 161)。規範には何ら神秘性や謎めいたところはない (MIE xiii-xiv; 63; 626)。こうした、規範的地位は規範的態度によって制定されるという考えは、「規範に関する現象主義 (phenomenalism about norms)」と呼ばれ (MIE xiii-xiv; 280)、推論主義の大前提となっている。

では、規範は具体的にはどのような形で現れ、われわれにどのように作用するのだろうか。ブランダムムは、「規則主義 (regulism)」と「規則性主義 (regularism)」という典型的な二つの考えを批判している。規則主義は、規範を明示的な規則と同一視する (MIE 18)。この考えの難点は、明示的な規則の適用・解釈自体も、正しくあるいは誤って行われたりするものだから、その正誤判定のために他の明示的な規則に訴えるなら、無限後退が発生してしまうというものである (MIE 20)。そこで実践に暗黙に含まれる規範性の次元を考慮する必要があるとされるが、その暗黙の規範を傾向性など規則性と同一視する考えが規則性主義だ (MIE 26)。しかしこの立場も「正しいこと」と「正しいとみなされること」の区別——規範的地位と規範的態度の区別——を消失させてしまうという難点

がある (MIE 41)。ブランドムは、この理由によって、(自然主義など) 規範的なものを非規範的なものに還元しようとする立場を却下する (MIE 42-46)。

規則主義も規則性主義も否定したうえで採用されるのが、ウィトゲンシュタイン的な「規範に関するプラグマティズム」、つまり、実践のうちに暗黙のうちに含まれている振る舞いの正しさという原初的な概念が、規則や原則という明示的な定式化に先行あるいは前提にされているという考えである (MIE 21-23)。われわれは個々具体的な状況で主張や推論を適切・不適切と判断しているが、その際に明示的な基準を参照しているわけではないし、そうした判断がすべて傾向性に還元されるわけでもない。他の何ものにも還元されない規範的な判断や評価が原初的に存在しているということである。『明示化』というタイトルにも示されるように、ブランドムの哲学的な方法は、われわれの実践において暗黙のうちに含まれている規範を、(他のものに訴えて根拠づけたり、他の何かに還元するなどして説明したりするのではなく) できる限り明示的に表現しようとするものである。その結果、われわれが普段何気なく行っているさまざまな規範的な実践が意識的に反省することが可能になるというわけだ。

3.1.4 主張と推論

はじめに述べたように、規範的語用論は、推論的意味論の材料となる適切な実質的推論を与えるという役目がある。主張は「理由を与え求めるゲーム」の指し手である。ある主張をするとき、それだけで終わるわけではない。ある主張は別の主張を含意するので、主張とは、少なくとも潜在的には、他の主張に理由を与えることである (MIE 168)。主張によって理由と帰結の関係が構成されるのだから、主張をなすとは推論を創り出すことでもある。推論関係は形式的なものに限られるわけではなく、推論的意味論で活用されるのは実質的推論が主なものであることは先にみたとおりだが、さらにこれはコミットメント保存的推論、資格保存的推論、非両立推論の三つに区別される (MIE 168-9)。

コミットメント保存的推論：ある主張にコミットする帰結として他の主張にコミットするような推論。「A は B の西にある、よって、B は A の東にある」、「この斑点は緑だ、よって、これは赤ではない」など。演繹推論に典型的な論理的に妥当な推論は、コミットメント保存的推論の一種である。適切な実質的推論関係を形式的に妥当な推論に還元することはできないことは前章でみたとおり。主張のあいだにコミットメント保存的な関係がある

という原初的で暗黙的な判断を明示化したものが、論理的に妥当な推論として表現され、そのために論理的語彙が必要とされる。これがブランドムの論理的表現主義 (logical expressivism) の考えである (MIE xviii-xix, 107ff.; AR 邦訳 26-31 頁, 78-83 頁)。

資格保存的推論：ある主張に対して資格があることの帰結として他の主張に対しても資格が認められるような推論。「これは乾いた良質のマッチである、よって、擦れば火が付くだろう」。(コミットメント保存的推論と違って) 資格保存的推論では、前提にコミットしたとしても帰結にコミットすることが強制されるわけではない。そうした帰結を導かないような他の前提 (たとえば、「温度が低ければ摩擦によって火が付かない」) にコミットする資格も認められているからである。帰納推論は資格保存的推論の一種である。

非両立推論：一方の主張に対してコミットすることが他方の主張への資格を剥奪するような推論。たとえば、「このコインは銅からできている」にコミットすれば、「このコインは銀からできている」にコミットする資格は剥奪される。

実質的推論関係は、さらに、個人内的 (*intrapersonal*) 推論と、個人間的 (*interpersonal*) 推論にも区別される (MIE 169)。自分が保有する前提から帰結を導くのが個人内的な推論である。他者の主張を前提して活用して、そこから何らかの帰結を導くのが個人間的推論である。推論とは、ひとりの個人の中で展開されるものであるとともに複数の人間に伝播していくということである。

3.1.5 推論と世界

以上で確認したのは必要最低限の枠組みであって、実際にはこれだけで議論実践と世界との関係を十分に記述することはできない。ブランドムの推論主義の特徴は、「リンゴ」や「赤い」などの経験的語彙をも扱うところにあった。そのため、適切な実質的推論における適切性とは、単に推論関係という概念的に閉じた領域で判定されるものではなく、非概念的な世界のありかたも含んだ形で判定されるものではない。さもなければ、推論役割から導出される経験的語彙の意味は、世界のありかたとまったく無関係なものになりかねないからである。

われわれの現実の議論実践を振り返ってみても、主張および推論の適切性は、実際の世

世界のありかたも踏まえて判定されるというのが普通である。推論体系は世界と無関係にそれだけで抽象的な体系を構成しているわけではなく、その両端において世界との交渉がなされている。セラーズが言うところの「言語参入的移行 (language entry transition)」と「言語退出的移行 (language exit transition)」によって、人々は非概念的に生きる場面から推論を用いる状況に移行するとともに、逆に推論実践の結果を非概念的な世界において活用している。

これらの二つの移行はそれぞれ観察と意図的行為によってなされている。世界のありかたを知覚した結果が観察報告によって推論のなかに取り込まれ、それにもとづくさまざまな推論の結果が意図的行為として実現される。このようにして非概念的な世界と概念的な推論体系が接触する。ただし反表象主義を採用するブランダムは、「テーブルの上にリンゴがある」という観察報告が適切なのはテーブルの上にリンゴがあるときだ、といった表象主義的な説明をしない。反表象主義者なので、表象的図式に訴えることなしに概念的領域と非概念的領域を関係づける必要があるが、観察報告でも意図的行為でも鍵になっているのは、「信頼可能な弁別的反応の傾向性 (reliable differential responsive disposition)」の概念である。

観察報告による言語参入的移行について。観察報告を通して、世界のありかたは議論実践に取り込まれる。観察報告は、信頼可能な弁別的反応の傾向性から生じた主張である。サーモスタットは規定の温度になったらスイッチが切り替わり、塩は水に入れると溶けるように、ものには外界刺激や環境に応じて一定の仕方で反応する傾向性がある。人間にも同じように、ある対象に対しては「リンゴ」と応じ、別の対象に対しては「ミカン」と弁別的に応じる傾向性があると考えることができる。この傾向性によって言語と世界とが連結する。

だが傾向性によって発せられた音声はこのままではオウムの鳴き声やロボットの機械音と本質的に変わるところはない。ブランダムの目的のひとつは、われわれ理性的存在者とオウムやロボットなど他の存在者との違いを明らかにすることであった。両者を区別する必要があるので、観察報告は「主張」でなければならないとされるのである。人間とオウムの発する「コレハリングデス」は、音としては同一である。しかしオウムのそれは主張ではない。オウムがそれにコミットしておらず、その内容が含意するものに責任を負っていないし、両立しない内容（「コレハミカンドス」など）を発してはいけないといった規範的な評価とも無縁だからである。一方で人間の場合の「コレハリングデス」は、主張で

あり、コミットメントの引き受けである。その内容や、そこからの帰結に責任を負い、「本当なのか？」という挑戦に対しては正当化する義務を負っている。オウムは単に外界の刺激に対して受動的に反応しているのに対して、人間はみずからの傾向性によって発生した内容を積極的に「理由の空間」で利用しようとしている。

観察報告の構成要件である信頼可能な弁別的反応の傾向性によって観察報告と世界との関係が確保されると同時に、主張というもうひとつの構成要件によって、観察報告と議論実践との関係が確保される。観察報告を媒介にして、世界と議論実践が関わり合う。

言語退出的移行の意図的行為についても、観察報告と同じように、コミットメントと信頼可能な弁別的反応の傾向性が関与するものとされる。ただしその構造は観察報告の場合と対称的である。一連の推論の結果、ある行為をしようといった実践的コミットメントが形成されるが、この実践的コミットメントを引き受けることが意図である (MIE 263)。引き受けられた実践的コミットメント (=意図内容) に対して、信頼可能な弁別的反応の傾向性を発揮すると具体的な行為が生み出される (MIE 263)。実践的コミットメントという概念的なものと、行為という非概念的なものとを関係づけるのはやはり傾向性である。

二つの移行を含んだ具体例をみてみよう。A は目の前の白い物体を見て、「ここにウサギがいる」と観察報告する。これは A の信頼可能な弁別的反応の傾向性から引き出されたものだが、単なる反射的な音声ではない。A はその内容にコミットしているからだ。A の観察報告によって、この状況で利用可能な前提が、共同体に提供される。A や (ともに議論実践を行う) B は、この前提からさまざまな推論を導くことができる。「あのウサギには黄色の首輪がついている」といった他の観察報告や、「太郎は飼っていたウサギが逃げたと言っていた」という記憶内容と組み合わせれば、「あのウサギを捕まえよう」という実践的コミットメントが導かれる。この実践的コミットメントを引き受けることが意図であり、A がその内容に信頼可能な弁別的反応の傾向性を発揮すれば、実際にウサギを捕まえるという意図的行為がなされることになる。

このようにして、主張や推論など概念的な領域と非概念的な世界とは相互作用する。傾向性が媒介しているため、非概念的なものと概念的なコミットメントは直接的に推論関係を構成していることにはならない。そのため非概念的なものが概念的なものの理由になるとする「所与の神話」には陥ってはいない。また、語と対象との指示関係や文と事実の対応説的な真理など表象的概念を密輸入しているわけでもない。

3.1.6 具体例

以上が規範的語用論の全体像である。実際の議論（対話、会話）がこのモデルによってどのように分析されるのか、いくつかの具体例でみてみよう。

具体例 1：ある少年が「オオカミが来た！」と叫んだ。それを聞いた村人たちは少年にコミットメントを帰属させ、資格もデフォルトで帰属させる。村人たちは、この内容をみずからの推論の前提として用いて、「オオカミを追い払おう」と実践的コミットメントを形成し、武器を持って少年のもとに向かった。しかしオオカミはいない。「オオカミなんていないじゃないか！」と村人たちは少年を叱った。

次の日、またも少年は「オオカミが来た！」と叫ぶ。一部の村人は、少年にはそう主張する資格をもはや認めないのでその主張を無視するが、一部の村人はまだ資格を認めているので、昨日と同じように推論し、少年のもとに走った。しかしやはりオオカミはいない。「やっぱりオオカミはいないじゃないか！」。

三日目。少年が「オオカミが来た！」と叫んでみたが、今度は誰も来なかった。村人の誰も少年にそう主張する資格を認めていなかったため、その内容をみずからの推論の前提にしなかったからである。

推論的な観点からいえば、「オオカミが来た」→「オオカミを追い払おう」が適切な推論として認められている。村人が少年を叱っていることから判断すると、「オオカミが来た」と「オオカミがいらない」は両立しないとみなされている。

具体例 2：雪子が「悦子は風邪をひいている」と言うと、雪子はそれにコミットし、聞いていた幸子は雪子にコミットメントを帰属させる。しかし幸子が「悦子は元気や」と応じたので、雪子は「悦子の体温を測ったら 38℃やった」と観察報告を理由に持ち出す。幸子がそれに納得するなら、幸子は雪子に「悦子は風邪をひいている」にコミットする資格を帰属させるとともに、「悦子は元気」に対して自分が引き受けていたコミットメントを撤回する。二人はともに引き受けているコミットメントから導かれる「今日は悦子を休ませよう」にもコミットするだろう。さらに「悦子の面倒をみたいけど、今日は用事がある……」と言う幸子に、「じゃあ私が面倒みてあげる」と雪子が応じるなら、雪子はそれにコミットしたとみなされる。その後雪子が悦子の世話をしなければ、当然幸子から非難される。

推論的な観点からいえば、「悦子の体温は38℃」→「悦子は風邪をひいている」→「今日は悦子を休ませよう」が適切な推論で、「悦子は風邪をひいている」と「悦子は元気」は両立しないとみなされている。

具体例3：学生が「われわれは推論主義をとるべきです」(P)と主張すると、教授は「どうしてかな？」と尋ねる。学生は「われわれは反表象主義者だからです」(Q)と答えると、教授は「それだけでは弱いよ」と応じる。学生が「われわれは合理主義者ですし、言語的プラグマティストでもありますから」(R)と続けたら、教授は「なるほど」と納得した。三ヶ月後に学生が「やっぱり表象主義ですよねぇ」(S)と言っているのを耳にした教授は「何を言っているんだ！」と怒った。ここで学生はP、Q、R、Sに対してコミットメントを引き受け、教授もそれらを帰属させている。また、QとRにコミットするならばPにコミットするのも当然だという判断がみられる。最後に教授が批判していることから判断すると、学生はSにコミットする資格はないと教授はみなしている。

推論的な観点からいえば、「われわれは反表象主義者だ」+「われわれは合理主義者かつ言語的プラグマティストだ」→「われわれは推論主義をとるべき」が適切な推論としてみなされ、「われわれは推論主義をとるべき」と「やっぱり表象主義ですよねぇ」は非両立関係にあるとみなされている。

これらの例では、議論実践の参加者は、相手がどんなことを言い、それによって何にコミットしているのか、それにコミットする資格はあるのか、それは何と両立しないのかなど、主張によって刻一刻と変化する規範的地位をチェックしている。自分たちが置かれた状況では、こう主張しなければならない(してよい)、そう主張した以上はこう主張しなければならない(してよい)と、諸々の主張の適切性も判定している。

そのような主張や推論の適切性は、中立的な審判が判定しているわけではないことに注意しよう。あくまでも会話に参加している当人たちが判断している。それも、あらかじめ適切性の基準があって、それに照らし合わせているのではない。適切性が源泉は、明示的なルールではなく具体的な個々の判断にある。

ひとつめの例では、「オオカミが来た」という少年の主張には資格を認めている村人もいれば認めていない村人もいた。どちらかの判断が客観的にみて正しい(誤っている)と言うことはできない。本人たちがそう判断したならば、それはそうなのである。二つめの例

では、「悦子の体温は 38℃」→「悦子は風邪をひいている」→「今日は悦子を休ませよう」という推論が適切だったが、参加者が異なれば適切とみなされるかわからない。もし厳格な父親がこの状況にいるならば、「悦子は風邪をひいている」→「悦子を学校に行かせよう」という推論が適切だと判断される可能性もある。

規範的な相互評価の蓄積により、それぞれの文脈で人々が適切（不適切）とみなす推論関係が固定化されていく。この推論関係は個々の具体的な状況において形成されるものであって、あらかじめ定式化されているような（演繹や帰納といった）論理的な推論関係を根拠に形成されるものではない。通常の論理学が教えてくれるように、真理保存的な推論が適切な推論であり、二つの文が同時に真になりえないとき非両立関係にある、といった類の説明は一切なされていないことに注意しよう。実質的推論関係は、究極的には具体的な実践において、人々がどのような推論を適切・不適切とみなすのかという態度によって規定されるのである。

3.2 推論的意味論

3.2.1 推論的意味論の目的

規範的語用論によって、議論実践が記述されるとともに、それぞれの議論実践で適切とされる実質的推論が得られた。続く推論的意味論では、この実質的推論を材料に、文および（単称名や述語や直示語といった）文末満の表現の意味が規定され、言語表現がもつ表象的な側面の導出が試みられる。

3.2.2 真理と指示の表現的役割

表象主義的な意味論では、語と対象の間の指示関係や文の真理条件が出発点になり理論構築が進められた。しかし推論主義ではこれら指示や真理の概念には実質的な役割が負わされていない（規範的語用論では、真理概念にまったく訴えることなしに展開されていた）。ただしこれらの概念は完全に消去されているわけでもない。前方照応的な（anaphoric）推論関係が成り立っていることを表す表現的役割（expressive role）は認められているからである（MIE 283）。

「～は真」という表現は、前方照応的な代用文（prosentence）を構成するものとして捉えられる（MIE 283）。「このカメの名前はドナと聞いたけど、ほんと？」という問いに、「ほんとです（It is true）」と答えるとき、「ほんとです」という文の意味内容は、前の発

言の「このカメの名前はドナ」という文の意味内容を引き継いでいる。これが「～は真（～はほんと）」という表現がもつ役割のすべてである。真理の概念は、実質的な性質（世界との対応、他の文との整合性、有用性など）を述定するものとは捉えられていない。「主張ないし信念を真とみなすことは、特別に興味深く神秘的な性質を帰すことではない」(AR 邦訳 165 頁) のである。

これと類比的に、「指示する」という表現は、前方照応的な代名詞を構成するものと理解される (MIE 283)。たとえば、「キッシンジャーが『ほとんど三流の知性』で指示した者」という間接的な表現は、何者かを表す代名詞として理解される。その前方照応的な先行詞は、キッシンジャーの発言「ほとんど三流の知性」である (MIE 305)。

いずれにせよ、あくまでも言語内的に前方照応的に機能する用法が認められているに過ぎない。これらは、「真理」や「指示」という概念に関するデフレ的な説明である (MIE 325)。真理という性質や、指示という関係が否定されている (MIE 326) からだ。

3.2.3 ブランダムの推論的意味論の三つのレベル

推論的意味論では、文、単称名と述語、直示語に関して、いずれも推論で果たす役割から意味が規定される。

3.2.3.1 文の意味

文の意味は、実質的推論で果たす役割から直接的に規定される。推論で前提や結論として直接的な役割を果たすことができるのは文なので、推論的意味論の基本的単位は文である。ある二つの文が同じ推論役割をもっているのなら、それらは同一の概念内容をもつ。文を理解するためには、それが推論でどのように機能するかを理解しなければならない。推論関係を理解するためには、そこに含まれる前提や帰結の概念内容を把握していなければならない。さらに、それら前提や帰結の概念内容も推論的に規定されることになるので、推論的意味論は明らかに全体論的である。多くの概念をもっていない限り、いかなる概念をもつこともできない。

先ほどの例では、「オオカミが来た」と「オオカミはいない」は非両立であり、「悦子の体温は 38℃」→「悦子は風邪をひいている」→「今日は悦子を休ませよう」という含意関係があった。これらの推論関係を理解するというのが、それらを構成する文の意味を理解しているということにほかならない。「オオカミはいないじゃないか！」と叱られた少年

が、「いや、みんなが来る前に逃げたんだよ」のような、非両立性を理解したうえで、それを解消するための言い訳をする様子もなく、何が悪いのかまったくわからないような顔をしているなら、村人たちは少年が言葉を本当に理解しているのか疑いはじめるだろう。また、「悦子は風邪を引いている」という文の意味を理解するとは、(それが真ならばどのような事態が成り立っているかを理解しているのではなく)、それがたとえば「悦子の体温は38°C」という前提から導かれることや、「今日は悦子を休ませよう」という帰結を導くことができることを理解していることである。こうした推論ができず、たとえば「悦子の体温は36.5°C」から「悦子は風邪をひいている」と推論したり、「悦子は風邪をひいている」から「今日悦子をプールに連れて行こう」と推論したりする者は、これらの文の意味を理解できていないとみなされるだろう。

3.2.3.2 単称名と述語の意味

直接的に推論役割をもっているのは文のみだが、単称名や述語など文末満の表現の意味も扱うことができなければ、意味論として十分ではない。文末満の表現は、文のように直接的に推論で役割を果たすわけではないが、間接的には推論の適切性に関与している。間接的な役割を明らかにするために訴えられるのが、フレーゲ (Frege, 1884) に由来する「置換 (substitution)」の概念である。

基本的な発想は次のようになる。二つの文末満表現は、それらが現れている文において、一方を他方に置換したとしても、文の推論役割が変化しないならば、両者は同じ間接的な推論役割をもっているといつてよい。すなわち、文末満の要素を置換することによって、それらを前提や結論として含む推論の適切性が変化すれば、それら文末満の要素が推論の適切さに間接的に関与していると考えられる。

置換の観点を取り入れると、言語表現は、(1) あるものと置換される (substituted-for) もの、(2) その中において置換がなされる (substituted-in) もの、(3) 置換の枠組み (substitutional-frame) のいずれかになる。たとえば、「夏目漱石は1867年に生まれた」が、「『三四郎』の著者は1867年に生まれた」へと置き換えられるとき、「夏目漱石は1867年に生まれた」という表現がその中において置換がなされるものであり、「夏目漱石」が置換されるものであり、「 α は1867年に生まれた」が置換の枠組みとなる。

この区別のうえで、統語論・意味論のそれぞれの観点から単称名と述語が区別される。

統語論的には、(フレーゲにならって) 単称名は置換されるものであり、述語は置換の枠

組みになるもの、というようにシンプルに区別される (MIE 367-370)。

重要なのは意味論的な区別である。ここで、前提に含まれる文末満の要素を他のものに置換したものがそのまま結論になるような「置換推論」というものを考えよう (例:「夏目漱石は 1867 年に生まれたならば、『三四郎』の著者は 1867 年に生まれた」)。また一般に推論とは、前提 P から結論 Q への推論が適切であれば Q から P への推論も適切であるような対称的な推論と、そうではないような非対称的な推論とに区別できる。

そのうえで、対称的な置換推論で置換されるものが単称名であり、非対称的な置換推論で置換されるものが述語である、とされる (MIE 370-372)。たとえば、「夏目漱石は 1867 年に生まれたならば、『三四郎』の著者は 1867 年に生まれた」が適切であり、その逆の「『三四郎』の著者は 1867 年に生まれたならば、夏目漱石は 1867 年に生まれた」も適切と判断されるとき、このような対称的な置換推論で置換されている「夏目漱石」と「『三四郎』の著者」が単称名である。他方で、「夏目漱石が歩いたならば、夏目漱石は動いた」が適切だといって、その逆の「夏目漱石が動いたならば、夏目漱石が歩いた」は適切ではない。そのため、非対称的な置換推論で置換されている「歩いた」や「動いた」は述語である。このようにあくまでも推論の適切性にもとづいて単称名と述語の区別がなされる。

もちろん置換推論の適切性に関しても客観的な基準があるわけではない。それは具体的な議論実践で人々が適切とみなすものである。特に人々が置換推論を適切とみなすときに引き受けているコミットメントは、「単純実質的置換推論コミットメント (simple material substitution inferential commitment: SMSIC)」と呼ばれる。SMSIC は、通常は暗黙的に引き受けられているものだが、明示的に取り出せば、単称名に関しては、「夏目漱石 = 『三四郎』の著者」という同一性言明 ($a=b$) として表現されるし、述語に関しては、「歩くものはすべて動く」という量化された条件文 ($\forall x (P(x) \rightarrow Q(x))$) として表現される (MIE 372)。

まとめると、単称名は対称的な置換推論意義 (significance) をもっているものであり、述語は非対称的な置換推論意義をもっているものだ、ということになる。推論の適切性に訴えることで、対象や対象の性質ないし関係性などに訴えることなしに、単称名と述語の意味論的な違いが説明されている。

3.2.3.3 直示語の意味

最後に直示語の意味について。直示語とは、「これ (this)」、「あれ (that)」、「この～ (this ～)」、「あの～ (that ～)」のように、指さしや視線などの具体的なふるまいと一緒に用い

られ、対象を指示するために用いられるものだ。

直示語の意味も置換推論で果たす役割によって規定しようとするのが困難に直面する。直示語は、それがどのような時空的条件で発せられたか、つまり、誰が、いつ、どこで、その語を発したかに応じて、その役割が変化するというトークン性をその本質としているからである。

これが問題であるのは、たとえば、「これはウサギだ、よって、これは動物だ」という推論は、二つのトークン「これ」が同一のものの出現であるときに限って適切な推論となるが、二つのトークンが語彙的なタイプに関して同一であっても、両者が同じものの出現であるとは限らないからである（加えて、「この生物は哺乳類である、よって、それは脊椎動物である」という推論では、帰結の「それ」が「この生物」の再出現であれば、適切な推論となる。このように、二つのトークンの語彙的なタイプの同一性は、それらが同じものの出現であるための必要条件でもない）。

一般的に、二つのものは厳密に同一の時空上に存在することができないから、直示語によって表現される二つのトークン語が同一であることはできない。すると直示語は他のものと推論関係を構成することができないことになるから、置換推論に取り込まれることもできず、意味を持つこともできないということになってしまう。

それにもかかわらず、直示語の意味をあくまでも推論関係によって規定しようとするブランドムは、前方照応関係に訴える。「それ (it)」という繰り返し可能な代名詞は、それが前方照応する先行詞である直示語の再出現とみなすことで、直示語が置換推論に取り込まれ、直示語の間接的な推論役割が規定される。

Aがある動物を指しながら、「あの[・]ブタは[・]ブウブウ鳴いている」と言う。その動物が目の前から姿を消したとしても、Aは「[・]それ (it) は[・]幸せだったに違いない」とか、「それは大好きなブタだから、私もうれしい」などと話を続けることができる。このようなことが可能なのは、代名詞「それ」が前方照応の連鎖を開始した直示語「あの[・]ブタ」から意味を引き継いでいるからである。前方照応的に機能する代名詞の存在によって、直示語は反復可能なものとなり、推論の中で用いられ、推論的な意味をもつことになる。このことから、「直示のメカニズムは、前方照応のメカニズムを前提にしている」(MIE, 458; 462)と言われる。直示語は、一見すると、その指示対象によって意味を規定するという表象主義的な方針にもっとも適合しそうな言語表現である。しかし以上の議論が示すところによれば、直示語でさえも、その意味は推論関係によって規定されているのである。

以上、文、単称名・述語、直示語の意味がいかにして規定されるかをみてきた。それぞれ、推論 (inference)、置換 (substitution)、前方照応 (anaphora) が中心的な概念になっているので、この意味論的なアプローチは頭文字をとって ISA アプローチと呼ばれる (MIE 623)。

3.2.4 表象的次元の導出

表象主義的意味論とまさに逆のステップで進められていく推論的意味論においては、表象主義的意味論で前提とされる表象的次元は最後に導出される。言葉にはさまざまな機能があるが、自分以外の何かを代わりに表し、それについて述べるという表象的機能が重要な役割のひとつであることは否定できない。表象主義的意味論にとっては、こうした表象的側面が言葉の意味の源泉であったが、推論的意味論では、表象的機能は言葉が意味を持つために必要でも十分でもない。表象機能や表象対象は意味論的には何ら役割を果たさないのである。

ただしブランドムは言葉に表象的な次元があること自体を否定しているわけではないので注意しよう。表象的な次元はすでに推論関係によって十分に意味が規定されている言葉に随伴的 (epiphenomenal) なものだと考えているのである (cf. Loeffler, 2018, p. 16)。

ブランドムは議論実践の社会性に訴えて表象的次元を導出しようという少々アクロバティックな戦略をとっている (MIE 496; AR 邦訳 215 頁)。言語に表象的な側面があることを、概念的内容が単に推論的に分節化されているだけではなく、社会的にも分節化されているという事実、人が他の人とともに理由を与え求めるゲームを営んでいるという事実にもとづいて理解しようとしている (MIE 498; 500; AR 邦訳 22 頁)。

自然言語で表象関係を表す語彙の典型は、「～について (of, about)」という表現だ。「太郎は哲学史について滔々と語っている」、「花子は将来について漠然とした不安がある」と言われるとき、太郎や花子の語りや心的状態が向かう対象つまり志向的对象が「～について」という表現によって明らかにされている。ブランドムが注目するのは、この語彙によって可能になる命題的態度の帰属である。

一般に A が何かを主張したとき、その命題的態度について、言表帰属 (de dicto ascription) と事象帰属 (de re ascription) の二つの方法がある。A がある主張をしたとき、B は次のように言表的な仕方でコミットメントを帰属させることができる。

A は $\varphi(t)$ と主張する (A asserts that $\varphi(t)$)

ここで、B は A に対して、「 $\varphi(t)$ 」という完全な主張内容に関してコミットメントを帰属させている。一方で、次のような事象帰属も可能である。

A は、t について、それが φ であると主張する (A asserts of t that $\varphi(it)$)

ここでは、A が何について主張しているか、その対象 (res) が特定されている。つまり、事象帰属によって、主張や信念の表象対象が取り出されており、ここで命題的態度の表象的次元が現れている。

この二つの帰属の違いを非表象的な仕方で余すことなく説明できるのなら、表象的次元を（「前提」にするのではなく）「導出」というブランドムの目的は達成されるので、両者の違いを規範的語用論のモデルで説明できればよい。

はたして、言表帰属と事象帰属の違いは、特定される主張内容に関する主張者と帰属者の責任分担の違いとして、規範的語用論の枠内で十分に理解されるのである。言表帰属で特定される P の部分は、A が主張した内容をそのまま持ってきているのだから、当然 A がコミットするはず（べき）ものだ。言表帰属で特定された内容に関しては、すべて A に責任がある。しかし事象帰属では、「それが φ 」という内容については A に責任があるが、「～について」という語彙によって取り出された部分は帰属者 B がコミットしているものであり、A もコミットするとは限らない。このように、事象帰属では、そこで特定される命題的態度の内容に関して、主張者と帰属者の責任分担が明らかになっている。

たとえば、法廷で弁護人が「この人は信頼できる証言者である」と発言すると、検察官は「弁護人は、この人が信頼できる証言者だと主張しています。弁護人は、病的な嘘つきについて、信頼できる証言者であると主張しているのです」と応じる。検察官は、弁護人の主張内容を言表帰属と事象帰属の二つの方法で特定している。弁護人は、はじめの言表帰属内容は認められるが、事象帰属内容は認めないだろう。事象帰属内容には、「この人＝病的な嘘つき」という検察官の補助的コミットメントが含まれているので、この内容に責任を負っているのは検察官である。

別の例。A が「鴨川にいるカピバラはかわいい」と言っているで、B は「A は、鴨川にいるヌートリアについて、かわいいと言っている」と事象帰属をする。A は鴨川にいるの

はカピバラだと思っているので、Bの事象帰属を認めるかどうかはわからない。

このように事象帰属は、表象的語彙を密輸入することなしに、完全にコミットメントの引き受けと帰属という枠組みによって説明可能である。「～ついて」という表現は、命題的態度の帰属に関して、どの部分が主張者に帰されたコミットメントで、どの部分が帰属者自身の引き受けているコミットメントであるかを明示的にするという役割から理解される。帰属者Bがコミットメントを特徴づける際に、Aが認めるコミットメントのみを用いる場合その特定は言表的であるが、Bが自分自身認めているがAは認めないかもしれないコミットメントを用いる場合にはその特定は事象的である。その結果として付随的に主張の表象的次元も明らかになるというわけだ。

ここで次のような疑問が生じるかもしれない。どうしてそもそも特定される内容に関してコミットメントの分担がなされる事象帰属なるものが必要なのか。なぜコミットメントの分担を明示する必要があるのか。事象帰属は主張者の言いたいことを自分勝手に解釈していることにならないか。

一見すると相手の主張を歪めて解釈しているようにも思える事象帰属であるが、実はコミュニケーションが成り立つために非常に重要な役割を果たしているのである。他者が述べていることを理解するとは、他者の意見を自分自身の推論の前提にできるということである (AR 邦訳 246 頁)。そのためには、何について語られているかを事象的に特定する必要がある。語られているものが何であるかを特定することは、信念のギャップを越えて情報を引き出すことを可能にするからだ (AR 邦訳 248 頁)。

たとえば、鴨川でヌートリアにパンを投げていると、おじいさんに「ビーバーに餌をあげちゃいかん」と叱られた。だいたいの人がここでパンを投げるのをやめるのは、事象帰属ができるからである。おじいさんは「ビーバー」という語でここにいるヌートリアについて語っていると理解できるからである。もし人々が言表的な仕方の理解しかしないなら、自分はビーバーに餌をあげているわけではないから、この注意は何ら意味をもたない。

コミュニケーションが成り立つためには、このように、事象帰属が必要である。議論実践が社会的に行われ、命題的態度の帰属においては複数の人のコミットメントが関与する以上、事象帰属が存在する。事象帰属には「～について」という語彙が含まれるので、必然的に表象対象が現れる。かくして、異なったコミットメントをもつ者同士が議論実践を行い、信念のギャップはありながらもコミュニケーションを行うための必要とされる事象帰属というものによって、概念の表象的次元が説明されることになった。命題的態度の帰

属に関して関与するコミットメントに違いがある以上、それを明示化するならば、表象的側面が導出される。言語の表象的側面は、議論実践が本質的に社会的に複数の主体によって行われていることから理解される。命題的な内容を持つ信念や主張は、必然的に表象的な内容を持つ。その推論的な分節化は本質的に社会的な側面に関わっているからだ。議論実践が異なった視点を有する人々によってなされているのならば、表象的次元が存在する (MIE 519; AR 邦訳 251 頁)。

本章のまとめ

本章では、推論主義の二本柱である規範的語用論と推論的意味論の詳しい内容をみて、その全体像を明らかにした。推論主義の出発点は、個々の議論実践における主張のやりとりである。主張や推論の正しさや適切性を判定するための絶対的な基準があらかじめ存在しているのではなく、むしろ人々の規範的態度こそがそうした基準を成り立たせている。これが推論主義の根本にあるプラグマティズムないし規範に関する現象主義の考え方であった。議論実践が反省的に記述される結果、それぞれの状況における適切な実質的推論が抽出されていく。推論的意味論では、適切な実質的推論で直接的に果たす役割によって文の意味が規定され、置換や前方照応という概念装置を活用することで、文末満要素の単称名や述語や指示詞の意味もその間接的な推論役割によって規定された。最後に概念使用の本質的な社会性に訴えられて概念の表象的次元が導出される方法をみた。

第二部

第二部では、推論主義の理論的妥当性を検討する。少し広い文脈からいうと、ブランドムを含めた第三世代のプラグマティストたちが共通して目指すのは、ローティの「行き過ぎ」からプラグマティズムを揺り戻すことである。ローティによれば、反表象主義としてのプラグマティズムを徹底すれば、真理や客観性は存在せず、あるのは人々の連帯や共同体における合意のみだ。科学と文学とは知的な権威としてはまったく平等なのである。

しかしながら、第三世代のプラグマティストたちは、「客観的」次元は人間の知的営みにおいてきわめて重要であり、それはプラグマティズムを受け入れたとしても十分に確保できると考えている (cf. Misak, 2007, p.1)。「客観性」の概念をプラグマティズムに復活させることが第三世代のプラグマティストたちに共通した課題なのである。

客観性の放棄は、「(悪しき) 相対主義」と「言語的観念論」という二つの形になって現れる。相対主義は、唯一絶対の真理や価値の存在を否定し、すべて個人や社会や時代と相対的に決まるとするものだ。相対主義へのおなじみの批判は、もし全面的な相対主義を主張するなら、その主張はそれ自身に適用されるから、相対主義は自己矛盾に陥ってしまうというものである。もうひとつの重要な批判は、相対主義によれば、私が「P が正しい」と言うとき、本当は「私は P が正しいと思う」と言うべきなのであるが、それでは、「私は P を正しいと思う」とことと「P が正しい」ことの区別がつかなくなるというものである。これでは「正しい」という概念が意味をなさなくなる (cf. Wittgenstein, 1953, §258)。

言語的観念論とは、言語は世界と無関係に独立した体系を構成しており、言語的な領域に生きるわれわれは実在的な世界に触れることはできないという考えである。推論主義によれば、ある主張が意味をもつためには、それが他の主張と推論関係を構成していれば十分である。論理学や数学の主張のみならず、「これはリンゴだ」という経験的な主張であっても、「これは果物だ」、「これはミカンではない」といった他の主張と推論関係に立っているなら十分に意味をもつ。「これはリンゴだ」という文が意味をもつためには、「これ」や「リンゴ」といった語がいかなる対象を指示しているのか、その文が真であるのはどのようなときか、といった表象的な事柄を考慮する必要は一切ない。すると、たとえフィクシ

ョンや妄想の世界での言葉であっても、それぞれの世界で十分な推論ネットワークが構築されていて、そのなかに適切に位置づけられているのなら、問題なく意味をもつことになる。となると、推論主義は、われわれはこの実在世界について有意味に何ごとかを語っているという事実を適切に説明できるのかが疑問になる（これは、「われわれの認識はすべて観念によってなされるのなら、観念のヴェールを超えて実在との接触をいかにして確立できるのか」という近世哲学的な問題意識の「観念」を「言語」に取り替えたものとしても理解できるだろう）。反表象主義者としては、語と対象の指示関係や文と事実との対応関係を前提としたり、概念的な言語の領域と非概念的な世界との関係を直接的に検証したりといった表象主義的な図式をとることはできないため、この懸念に応じることは簡単ではない。結果として、推論主義は言語的観念論に陥り、「世界を失う」恐れがあるとして、推論主義はしばしば批判されてきた (McDowell, 1996; Rorty, 1997; Lafont, 2002; cf. Bernstein, 2010, chap. 5)。

以上をふまえて、第二部では、ローティによってプラグマティズムから失われた「客観性」が、ブランダムによって本当に復活したのかを検討する。つまり、相対主義と言語的観念論の二つの問題が推論主義で回避できているのかを検討する。この二つの問題を設定するのは恣意的ではない。ブランダムは客観性の概念をまさにこの二つの問題との関わりから捉えているからである。

ブランダムによれば、客観性が成り立っているとは、第一に、規範的態度と規範的地位には区別があるということである (MIE 54-5, 597)。つまり、ある事柄を正しいとみなすことと実際に正しいことのあいだには区別があるということ、たとえある主体がどれほど強く何かを正しいとみなしていたとしても、実際には誤りであることが判明する可能性があるということである。相対主義とは、ある主体（個人ないし集団）が正しいとみなすことと実際に正しいことの区別が失われるという主張にほかならないから、この意味での客観性が確保されるのなら、相対主義には陥らない。

推論主義にとってこうした意味での客観性が重要なのは、もしこうした客観性が成り立たなければ、無数の意味が産出されてしまうからだ。推論主義の基本にあったのは、規範に関する現象主義であり、これはわれわれの規範的態度によって正しさや適切性が決まるということであった。このとき、もし人々がそれぞれ正しいとみなすものが正しいことになるのなら、どのような推論も適切なものとして乱立し、その結果、無数の意味が産出されてしまう。このようなアナーキーな状況を避けるためには、ある主体がどれほど強く正

しいとみなしている事柄であっても間違っている可能性が確保されねばならず、これが客観性が成り立っているということのひとつの意味なのである。そしてこの意味での客観性が推論主義の枠内で本当に実現可能なのかということが、ブランダムに関するこれまでの二次文献のなかでもっとも中心的な主題となっている（島村, 2015, 103 頁）。

ブランダムにとって客観性が成り立っているということは、第二に、実際の世界のありかたに応答しているということである（MIE 54-5, 137, 530, 594, 599, 649）。ある主張が客観的であるとは、その主張が世界のありかたに照らして正しいということである。これは言語的観念論に陥らないということにほかならない。ある主張内容の正誤判断が、まったく世界のありかたと無関係になされているとしたら、議論実践は世界との関係を失い、議論実践において形成される言語の意味も世界のありかたとは無縁のものになってしまう。もし二つめの意味で客観性が確立されるのなら、主張内容の正誤判断については言葉の意味は世界のありかたを反映したものとなるので、言語的観念論は避けられることになる。

さて、こうした意味での客観性を検討するにあたっては、題材を「観察報告」に限定することにする。ひとつは紙幅の関係から題材を絞らなければ議論が散漫になってしまうからであるが、もっと本質的な理由は、客観性が失われることで、もっとも被害をうけるのは観察報告のような経験的主張だからである。

仮に政治的・文化的な主張の正しさに関して相対主義になったとしても、それはプラグマティズム固有の問題でもないし、そもそも問題なのかも疑問である。また、「論理学や数学の言明が世界のありかたに応答していない」と言われてもそれほどショッキングな話ではないだろう。そもそも論理学や数学は経験的な学問ではないからだ。

なぜプラグマティズムにとって客観性が失われることがそれほど問題なのかというと、もっとも人々のあいだで意見の一致がみられ、かつ、世界のありかたを直接的に記述しているとみなされている観察報告（経験的主張）でさえも客観性が失われると主張されるからなのである。結果として、観察報告を証拠として用いる自然科学の営みにも客観性がないということになるが、これは現代人の一般的なものの見方に反するだろう。われわれは、理性的に議論を積み重ねれば、実験や観察を通して世界からの裁きがあるために、自然科学的に正しい答えはひとつに定まる、と考えている。もし観察報告に関して客観性が確保できないことになるのなら、こうした科学像が崩壊することになるだろう。したがって、そのような帰結を導く推論主義を受け入れるのはためらわれるだろう。

推論主義の道具立てを用いてさらに問題を明確にしておこう。問われるのは、「推論主義

では客観的に正しい観察報告を確立できるのか」ということである。「正しい」という概念は二つの意味で理解される (AR 邦訳 256 頁)。ひとつは、その観察報告が正当化されているということで、そのように観察報告することに資格が認められているということである。もうひとつは、その観察報告が (通常の意味で) 真であるということ、つまり観察報告の内容が事実として成り立っているということである。これは、観察報告によって引き受けられたコミットメントが、世界のありかたを反映しているということとして理解される。

したがって、「客観的に正しい観察報告」というものをわれわれの言葉遣いで表現すると、そう観察報告することに資格が認められており、その観察報告で引き受けられるコミットメントがしっかりと世界のありかたを反映しているようなものである。資格が認められる過程を適切に説明できれば、どのような観察報告でも許容されるといった相対主義を避けることができるし、観察報告で引き受けられるコミットメントが世界のありかたを反映しているなら、観察報告と世界とはまったく無関係だという言語的観念論を避けることができる。

以下の内容を簡単に先取りしておこう。まず、推論主義の枠組みで観察報告の資格の制定過程が適切に説明されるかを検討し、『明示化』の枠組みではそれは難しいが、後期ブランドムの「相互承認論」に「承認欲求」という概念を導入すれば、それが可能になることを示す (4 章)。他方、言語的観念論を避けることに関しては、ブランドムは失敗していることが明らかになり (5 章)、さらに別の解決案として、プラグマティックな方法や表象主義を検討するが、いずれも不十分であることを確認する (6 章)。そこで、あくまでも強い推論主義の立場は堅持した上で、議論実践の内部に位置する視点から、一部のコミットメントには世界からの制約が課せられていることを論証する (7 章)。

4. 観察報告の資格を制定する

はじめに

本章では観察報告の資格の制定過程が適切に記述されるかを検討する。これはひとつに推論主義が相対主義に陥らないかを検討することであるが、同時に、推論主義そのものの目的が達成されるかを検討することでもある。

ブランドムが求めているのは、論理学や数学に限定されない経験的内容を含む文や言明についての意味論であるから、推論的意味論において意味を取り出すところの実質的推論は、「これは銅である、よって、これは 1085°C で溶ける」のように、経験的内容を含んだものでなくてはならない。経験的な実質的推論の適切性は、「これは水だ、よって、これは 100°C で沸騰する」のような少数の例外を除けば）定義のみによっては判定されえず、実験や観察を通して経験的に判定される。「これは銅である」という前提から、「これは 1085°C で溶ける」を導く推論が適切だと判定されるのは、ある物体を目にして、「これは銅だ」と観察報告（判断）し、その物体を熱し、「これは 100°C では溶けない」、「これは 1085°C で溶ける」などと観察報告（判断）し、それらと推論の帰結とを照合することの結果である。

このように、経験的な実質的推論の適切性を確立するためには、観察報告が不可欠なのであるが、この観察報告は、正当化されているという意味で正しいものでなければならぬ。さもないと、任意の観察報告に訴えることで、どのような経験的な実質的推論も適切なものとして乱立し（＝相対主義に陥り）、その結果、無数の異なった意味が産出されかねないからである。たとえば、「これは銅だ」と観察報告した物体について、「これは銀だ」「これは 100°C で溶ける」と観察報告することが許されるなら、「銅」の概念は、「銀」や「100°C で溶ける」を含意することになってしまう。

それゆえ、規範的語用論の枠内で観察報告の正当化の基準を確立することが推論主義にとって重要な課題となるが、これは一見して困難な課題に思える。観察報告の正しさは、（対応説的な）真理や指示という概念によってスムーズに説明できると考えられるが、推論主義の説明の順序として、規範的語用論の段階では、（推論的意味論で導出される）そ

うした表象的概念を利用できないからである。

本章では、観察報告が正当化されている（＝資格が認められている）ことを相対主義に陥らないで説明可能であるかを検討し、最終的に肯定的に答える。以下、まず適切な説明のための三要件を確認し（1節）、そのうえで、『明示化』の枠組みでは三要件を満たせないと論じる（2節）。そこで、ブランダムが『明示化』以降に展開するヘーゲルの相互承認論を参照しつつ、それに一定の拡張を加えることによって、三要件を満たす説明を提示する（3節）。

4.1 適切な説明のための三要件

規範的語用論は、「コミットメント」と「資格」という規範的地位、「引き受ける」と「帰属させる」という規範的態度の四つの概念を用いて展開された。推論的意味論の段階で導出される真理や指示などの表象的概念は、規範的語用論の段階では利用できないことに注意しよう。規範的語用論では、ある主張（信念）が正当化されていることは、その主張（信念）内容にコミットメントを引き受ける資格があることとして理解されるので（MIE 201）、われわれが問うべきは「ある主体がある観察報告をする資格は、いかにしてその主体に帰されるのか」というものになる。

これに答えるにあたり、推論主義というプロジェクトの性質を鑑みて、どのような説明が求められているのかを確認しておこう。規範的語用論という名前が示すように、ブランダムはわれわれの言語実践を本質的に規範的なものとして理解しているが、『明示化』の出発点では、規範性の理解の仕方として、「規則主義」と「規則性主義」は見込みがないものとして批判されていることに改めて注目しよう。

規則主義とは、規範を明示的な規則と同一視するものである（MIE 18）。この考えの難点は、明示的な規則の適用・解釈自体も、正しく行われたり誤って行われたりするものであり、その正誤判定のために他の明示的な規則に訴えるならば、無限後退が発生するというものだった（MIE 20）。そこで、実践に暗黙に含まれる規範性の次元を考慮する必要があるとされるが、その暗黙の規範を傾向性など規則性と同一視する考えが規則性主義だった（MIE 26）。しかしこの立場も、「正しいこと」と「正しいとみなされること」の区別——規範的地位と規範的態度の区別——を消失させてしまうという難点があった（MIE 41）。ブランダムは、この理由によって、（自然主義など）規範的なものを非規範的なものに還元しようとする立場を却下する（MIE 42-46）。

この二つの立場への批判から、無限後退に陥らず、「正しいこと」と「正しいとみなされること」の区別を可能にするような説明が適切だと考えられていることが読み取れる。前者は適切な理論が一般に満たすべき条件として妥当なものといえる。また、規範性の本質は、ある主体の態度や願望とは独立したルールに束縛される点にあるといえるし、相対主義を避けるためにも、ある個人やある共同体のメンバー全員が、規則的にある事柄を正しいとみなしていたとしても、実際には正しくないことが判明する可能性が残されていないなければならないという後者の条件も妥当であろう。

規範的地位は規範的態度によって制定されるという「規範に関する現象主義」(MIE xiii-xiv; 280)も、推論主義の基礎にある重要な前提だった。それを主張する動機は、規範的概念は非規範的なものに還元不可能だとしても、規範性には何ら神秘性や謎めいたところはないとするためである(MIE xiii-xiv; 63; 626)。規範的地位はあくまでもわれわれ人間の具体的な実践の産物ということになれば、自然世界やプラトニックな世界に規範が実在しているとか、神が規範を制定したなどと考える必要はなくなる。

ここで強調しておきたいのは、(ブランダムが明言していることではないが)現象主義が、「規範から神秘性を取り除く」(MIE 63)という目的を達成するためには、「規範的地位が一切生じていない状況から、規範的態度のみによって、規範的地位が制定される過程」を説明できなければならないということである(これは規範的概念を非規範的概念へ還元することの要請ではないことに注意されたい)。さもなければ、「制定」には例外があることになり、すべてではないにせよ、いくつかの規範的地位は、われわれの産物ではなく、何らかの神秘的な仕方で生成・存在している可能性が残るからである。

以上から、次の三要件をすべて満たすような説明が求められている。

- (1) 無限後退に陥らない。
- (2) 「ある主体が正しい(資格がある)とみなすこと」と「実際に正しい(資格がある)こと」の区別を可能にする。
- (3) 資格(規範的地位)が成立していない状況から、「資格があるとみなす」という規範的態度のみで資格が制定される過程を説明できる。

4.2 『明示化』における観察報告の資格

4.2.1 ブランダムの見解

ブランドムは観察報告の資格を信頼可能性の概念によって理解する。報告者 A が観察報告することに関して資格があるということは、その観察報告が A の信頼可能な弁別的反応の傾向性から発せられたということである (MIE 222)。注意したいのは、A の信頼可能性は議論実践に参加している他者の態度に言及することなしに理解できないという点である。一般に、信頼可能性は、「真なる信念・言明を生み出す可能性が高いもの」というように、「真理」の概念を用いて規定されるが、規範的語用論で利用可能なのは、規範的地位と規範的態度のみである。実質的な真理概念は利用できないので、ブランドムは、A の主張 P が真であることを、まず、(A と議論実践を行っている) 他者 B が主張 P を真とみなすことを通して理解し、さらにそれを、B が同じ P に対してコミットメントを引き受けることとして理解する (MIE 202)。それに伴い、A が信頼可能であることは、まず、B が A を信頼可能とみなすことを通して理解され、さらにそれは、B が「A に対して特定のコミットメントを帰すことから、評価者 B も同じコミットメントを引き受けるという推論」(信頼可能性推論) を是認することとして理解される (MIE 216)。誰かを信頼可能とみなすということは、その人の観察報告内容に自分もコミットし、自分の推論の前提として利用しようとする事なのである。

ところで観察報告とは、「 $1+1=2$ 」や「赤は色である」のように、基本的に文脈に依存せず常に成り立つようなものではなく、同じ内容でも、報告者や報告される状況に応じて成り立ったり、成り立たなかったりする。「これはリンゴだ」という観察報告は、ほとんどの場合では成り立つが、酔っ払いの発言だったり、リンゴレプリカ工場での発言だったりすれば、成り立たない。「信念形成メカニズムの信頼可能性は、[...] われわれがメカニズムと信念保持者をいかに記述するかに依存して変化する」(AR 邦訳 162 頁) から、言及クラス (reference class: 誰がどのような状況で発言しているかの状況の集合) を考慮して、はじめて特定の観察報告に関する信頼可能性を判定することができる。

A に関わる言及クラスを特定したうえで、B が信頼性推論を是認するということは、言及クラスに対応している前提や補助仮説と、A の観察報告 P という諸前提から、P という内容を導く推論がよいものであると B が判断するということである (cf. AR 邦訳 168-9 頁)。たとえば、「A は酔っ払っている」、「A はレプリカ工場にいる」と、A の「これはリンゴだ」という観察報告を前提とすれば、「これはリンゴだ」を結論として導くのは悪い推論だと B は判断するが、「A は素面である」、「A はレプリカ工場にいない」と、A の「これはリンゴだ」という観察報告を前提とすれば、そこから「これはリンゴだ」と導く

推論はよいと判断されるといった具合である。

このように、評価者が信頼性推論を是認するかどうかは、言及クラスに依存しているので、信頼可能性を判定するためには、言及クラスを特定しなければならない。言及クラスの特定制は他者によってなされるものだから、Aがどのような状況に置かれているかを他者Bが観察によって特定し、何らかのコミットメントを引き受ける作業が必要となる（他の人CからAの置かれた状況を聞いた可能性もあるが、その場合はCがその状況を観察している必要がある。いずれにせよ、言及クラスの特定制には、報告者以外の誰かの観察が必要）。このとき、Bの観察的判断（＝観察的コミットメント）にも資格が求められる。なぜなら、Bの観察的判断に対して、資格の有無の観点から規範的な評価が何も加えられないのなら、その好き勝手な判断によって、Bが正しいとみなすことが正しいことになり、要件（2）に反してしまうからである。

4.2.2 無限後退の発生

しかしこの構造ゆえに無限後退が発生してしまう。Aの観察報告の資格は、評価者Bによって認定されるが、Bの認定にも観察的判断が付随するから、要件（2）を満たすためには、他者Cからの規範的評価によって、その資格が認定されなければならない。だが、Cの評価も観察的判断によってなされるから、同様に他者Dから資格が認定されている必要がある……と、観察的コミットメントに対する資格認定の連鎖が無限に続いていく。

ブランダムもこうした構造の問題に気づいており、「デフォルトと挑戦の構造」に訴えて対処しようとしている（MIE 177-8）。ある主張をした人には、それに対して適切（appropriate）ないし正当（legitimate）な挑戦がなされるまで、そしてなされない限りは、デフォルトでそのように主張する資格が認められるというわけだ。

しかしこれは根本的な解決にはならない。ある主体がある主張をしたとき、その主体には、その主張内容にコミットする資格がデフォルトで付与されることを認めたとしても、いったん挑戦がなされたとすれば、やはり問題が生じるからだ。

この点を理解するために、以上の議論は、観察報告に限らず、あらゆる主張の資格に適用されることを確認しよう。主体Aがある主張をすることの資格は、本人が「資格がある」とみなすだけでは制定されない（要件（2）より）。そこで他者Bの評価に訴える必要があるが、Bの評価もひとつの判断であるから、ここでも要件（2）を満たすために、

その判断の資格が他者 C から認定されている必要がある。ところが、C の評価もひとつの判断であるから、同様にその資格が問題になる……と、資格が社会的に他者から認定されるものである以上、資格一般の付与に関しても無限後退が発生する。

さて、デフォルトと挑戦の構造に訴えて問題を解決するためには、「適切な挑戦」というものが意味をもたなければならない。そして、適切な挑戦とは、挑戦者に当の挑戦をする資格が認められているということにほかならない (MIE 178)。資格一般の制定過程に無限後退が発生するということは、挑戦の資格についても無限後退が発生するということである。そのため、資格の制定過程を説明するために、資格の制定過程が明らかになってはじめて意味をもつデフォルトと挑戦の構造に訴えるのは、論点先取になってしまう。

ここで、挑戦の資格に対しても、デフォルトと挑戦の構造を適用し、「一度挑戦がなされたなら、適切な再挑戦がなされるまで、そしてなされない限りは、その挑戦にはデフォルトで資格が認められている」と言い張ることもできるかもしれない。だがいったんこれを認めてしまえば、挑戦に対して再挑戦がなされたなら、その再挑戦にもデフォルトで資格が認められることになる。相手の主張に対して挑戦することで、さしあたり相手の主張に関する資格を剥奪するが、その挑戦も再挑戦されれば、すぐに資格が剥奪されるといった事態である。しかしこのような「批判した者勝ちゲーム」は、ブランダムが解明を目指している議論実践——その意義の少なくともひとつは、異なった意見をもった主体同士が、意見の対立はありながらも、互いの批判を取り入れつつ、よりよい意見に至る点にあると思われる——と非常にかけ離れたものだろう。

デフォルトと挑戦の構造に訴えても無限後退が避けられないということは、資格がいかにして制定されるのかが不明なままということである。ブランダムはついにその点を明らかにしないまま、『明示化』の最終章で、それまでの「規範に関する現象主義」から一転して、「規範的現象主義 (normative phenomenalism)」——規範的地位を制定するものは、われわれの適切な規範的態度だ——を表明するに至った (MIE 627)。規範的地位の存在を前提とするところから探究するしかないことを最後に明言したのである。

たしかに、どこかの地点で資格の存在を前提としてしまえば、無限後退を避けることはできるだろう。しかし、それは同時に、資格は何らかの神秘的な仕方で生成・存在しているかもしれないという可能性を引き受けなければならないことを意味する (要件 (3) に

反する)¹³。

4.3 相互承認論へ

4.3.1 ブランダム相互承認論

以下では、資格認定の無限後退を避ける方法を探っていこう。検討したいのは、Aの資格を認定するBの資格を、(さらなる他者Cの評価に訴えるのではなく)Aの評価に訴えて説明することで、資格認定の流れを円環的に終結させるという可能性である。次々と他者の評価に訴えていく直線的な構造が、無限後退を生み出していると考えられるからだ。そしてこの円環構造は、まさにブランダムが『明示化』以降、『哲学における理性』や『偉大なる死者たちの物語』で展開することになる相互承認論が描くものなのである。

相互承認論とは、啓蒙思想の洞察を継承したカントのアイデアに含まれる問題に対するヘーゲル的解決(とブランダムが理解するもの)である(RP 15)。啓蒙思想以前の規範に関する「従属モデル」によれば、われわれに特定の規範的地位が認められ、規範的に拘束されるのは、究極的には神によって権威づけられた絶対者が、そのように決定するからである。一方、啓蒙思想家によれば、責任や権威といった規範的地位は、(神に由来する)絶対者が制定するものではなく、われわれが制定するものである(RP 60-1)。「規範的地位の規範的態度への依存」という啓蒙思想的発想をカントは「自律モデル」として徹底した。われわれが規範的な規則に拘束されるのは、われわれが自分たちを拘束するものとし

¹³ 規範に関する現象主義から規範的現象主義への移行や両者の関係については、さまざまな解釈が可能であり、多くの先行研究があるが(議論状況は島村(2015)が詳しい)、本論では、「矛盾する現象主義と規範的現象主義のうち現象主義を優先する」という解釈をとっている。

その理由は、第一に、現象主義は「規範から神秘性を取り除く方法」(MIE 63)という発言をそのまま受け取れば、要件(3)が導かれ、これと規範的現象主義はあからさまに矛盾している(cf. Rödl, 2010)。第二に、しばしば批判されるように、実質的に「規範的地位は規範的地位によって制定される」と主張する規範的現象主義が何を明らかにしているのかわからない(Rosen, 1997; Laurier, 2008)。第三に、そもそもブランダムは、現象主義(要件(3))と規範の非還元性(実質的に要件(2))を調停するために規範的現象主義を提唱している事実(MIE 626)を考慮すれば、推論主義にとって譲れないのは、要件(1)~(3)であり、規範的現象主義はそれらを両立させるためのひとつのオプションに過ぎないと考えることができる。

この解釈は、ブランダムに対する批判でありつつも、推論主義の擁護につながる。(本論の以下の部分で行うように)規範的現象主義以外の方法で、三要件を満たした説明が提示できるなら、規範的現象主義を根拠に推論主義を批判する多くの議論を無効化できるからである。

てその規則を認めているからにはほかならない (RP 62)。しかし自律モデルにしたがえば、われわれが正しいとみなすことが正しいことになってしまい、規範的次元が消失する。

この問題を解決するのがヘーゲルの相互承認論なのである。規範性は社会的な観点から理解しなければならない。規範的地位が制定されるために、従属モデルは絶対者の態度のみで十分であると考え、自律モデルは自律的主体の態度のみで十分であると考えた。しかしいずれも誤っている。「規範的地位を制定するために、個々に必要な規範的態度は結合的に十分 (*individually necessary normative attitudes are jointly sufficient to institute normative statuses*)」(RP 70)なのである。「規範的地位を制定するのは、相互承認」(RP 70)であり、「規範的地位を得ることは、個々の自我と共同体が関与しなければならない本質的に社会的な達成なのである」(TMD 218)。誰かを「承認 (recognize)」するとは、その相手をコミットメントや資格をもつ主体として、責任と権威の主体として、規範的地位を有する主体として認めるということである (RP 3-4; 70; TMD 216)。

A が特定の規範的地位を有するためには、そのような規範的地位を有するものとして他者 B に承認してもらう必要がある (ここまでは『明示化』と同じ)。しかしそれだけでは不十分で、A は B を「自分を承認する資格がある者」として承認する必要もある。つまり、自分だけでは自分の規範的地位を制定することはできず、他者からの承認を必要とするが、このとき、自分が認める者からの規範的評価は受け入れなければならないが、それには規範的拘束力があるが、自分が認めていない者からの規範的評価には規範的な拘束力がなく、従う義務もない。

たとえば、A が P 大学の学生としての資格を有しているとして、これは明らかに「自分は P 大学の学生である」と A がみなすだけで獲得できたものではない。実際にその資格を得るためには、諸基準 (入試で特定の点数をとる、入学金と授業料を支払うなど) を満たして、資格認定者としての P 大学当局から、資格がある者として承認されなければならない (P 大学から A に対する承認が必要)。さらに、その資格を A が実際に有するためには、A が P 大学当局を適切な資格認定者として承認している必要もある (A から P 大学に対する承認が必要)。もし、A の承認が必要なく、相手からの一方的な承認だけで十分に A の規範的地位が制定されるのだとすれば、任意の資格認定を許してしまうことになる。もし、ある人物が「男は全員 P 大学に通う資格がない」と個人的に決定したとすれば、その条件に当てはまる A は P 大学の学生としての身分が剥奪されることになるが、明らかに A はその判断に従う義務はないだろう。

この相互承認論によって三要件を満たせるのかということ、残念ながらこのままでは十分ではない。Bの承認資格に関して問題が生じるからだ。Bの承認資格は、Aの承認のみによって制定されるとしてはならない（さもないとAが正しいとみなすことが正しいことになり要件（2）に反する）。そのため、Aの承認に規範的評価が加えられる必要があるから、Aの承認がさらに他者から承認されたときにのみ、Aの態度は実効化され、Bの承認資格が制定されるとしなければならない。このとき、第三者Cの承認に訴えれば、前節のような直線的な無限後退が発生するから、Bの再承認に訴えるしかない。ところが今度はBの再承認資格が問題になり、それもまた要件（2）を満たすためには、Aの再々承認が必要になる……と、相互承認モデルでも、『明示化』のような直線的なものではないが）ジグザグ型の無限後退が発生してしまう（要件（1）が満たせない）。

4.3.2 ブランドムの相互承認論を拡張する

この無限後退についてブランドムは何も言及をしていない。そこで、われわれの手でその相互承認論を拡張し、この問題に対処したい。それは「承認欲求」という概念を導入するというものだ。

無限後退の発生源は、Bの承認資格について、要件（2）を満たすためには、それを承認するAの態度にも規範的評価が加えられなければならないとしたところにある。逆にいえば、Aの承認資格を問う必要がなく、それに規範的評価を加える必要がないなら、無限後退は発生しないということでもある。そして、われわれの議論実践の実情を踏まえれば、Aの承認資格を問う必要はないのである。

一般に何らかの意味で社会的といえるような行為をなすためには、それぞれに設定された資格を有していなければならない。ある社会的行為をしたいなら、それに応じた資格を有していなければならない。もし望む行為に対応する資格を自分が有していないのなら、適当な資格認定者に承認してもらえるように欲求する。たとえば、P大学の講義に出席したり、P大学付属図書館を利用したりするためには、P大生としての資格を有していなければならない。そうした行為をしたいときには、適当な資格認定者を選んで、自分の資格を承認してもらえるように欲求する。

このことは観察報告に関しても同様である。観察報告は一般に何らかの目的のもとに自分が見たことを他者に伝えようとしてなされるものだ（自分が属する集団全体の生存率を高めるために敵が来たことを仲間に伝えたり、共同体の科学的知識を拡張するために実験

結果を同僚に伝えたりする)。それぞれの目的を達成するためには、観察報告資格が共同体の中で認められていなければならない。通常、資格は問われることなく前提にされているが、何らかの機会に問題になったとすれば、その共同体内で目的を達成することが困難になるから、適当な人物に資格認定してもらえるように欲求する。

この「承認欲求」に関して次の二点に注目したい。

第一に、A が B に対して承認欲求を抱くとき、「B には承認する資格があるとみなす」ことが A に要請される。相互承認論によれば、A の資格が制定されるためには、少なくとも B には承認資格があると A がみなしていなければならない。そうみなさない限り、B がどれほど A を承認したとしても、A の資格は制定されない。A が B からの承認によってみずから望む資格を獲得しようと、B に対して承認欲求を抱きながらも、B に承認資格があるとみなさないのは、問題となる資格や B から承認されることを望んでいないことになるという意味で矛盾となる。よって、A が B に対して承認欲求を抱くときには、A は B に承認資格があるとみなさなければならない（これは、「実際に B に承認資格がある」ことの要請ではないことに注意されたい。この要請は、要件 (2) に反する）。

第二に、一般にわれわれが何を欲求しようと、それは各自の自由であって、他者から規範的な評価を受けることはない（もちろん欲求が実現するかどうかは規範的评价の対象になるが）。A が承認欲求を抱くことの資格は原理的に問われない（そして、この点がブランドム型相互承認論との決定的な違いとなる。ブランドムは、「人は他者に承認を請願する (petition) 権限 (authority) をもっている」(RP 70) と、承認を求める段階になっても、あくまでも権限という規範的地位の存在を前提としている）。

この二点から次のことが導かれる。B の承認資格を認定する A の承認に資格が問われたとき（正当化が求められたとき）、A はその承認を要請している承認欲求を理由として提示する。今度はその承認欲求に資格が求められるが、承認欲求はその性質上、資格が問えるものではないから、A はその資格を提示することが原理的にできない。それゆえ、承認欲求、および、そこから要請される承認には資格がないことになる。しかしながら、この資格のなさは、承認欲求というものの性質から不可避免的に導かれることなので、何ら責められるべきものではない。ここでも資格を提示しなければならないとするのは、むしろ原理的に応えることができない要求をしているという意味で不当である。こうして、資格認定のプロセスは A の承認欲求に至ることで終結する。A の承認欲求の資格は問うことが不可能なので、問う必要もなくなり、資格認定の無限後退は生じない。

4.3.3 観察報告資格の制定過程

承認欲求概念で拡張した相互承認論を規範的語用論に導入することによって、はたして観察報告資格の制定は適切に記述できるだろうか。

『明示化』の規範的語用論では、Aの観察報告資格は、Aの信頼可能性によって規定され、その信頼可能性は、他者が信頼性推論を是認することによって理解された。信頼性推論を是認するかどうかは、言及クラスに依存するが、言及クラスの特定にはBの観察的判断が関与するから、今度はその資格が問題になった。

ここで拡張された相互承認論を導入すると、言及クラスを特定する際のBの観察報告資格はAが承認することになる。Aの承認資格を問いたくなるが、先にみたように、Aの承認はAの承認欲求から要請されるものなので、Aの承認資格への問いは、Aの承認欲求資格への問いに置き換わる。だが、承認欲求の資格は問えないから、資格の要求は承認欲求に至った地点で止まる。資格認定のプロセスAの承認欲求で終結する（要件(1)）。

要件(2)について。まずAの観察報告資格に関しては、「規範的地位が制定されるためには、二つの規範的態度が必要かつ結合的に十分」という相互承認論の原理により、Aが自分に観察報告資格があるとみなすだけでも、BがAには観察報告資格があるとみなすだけでも、はたまたAがBには自分を承認する資格があるとみなすだけでも、Aの観察報告資格が制定されるのに十分ではない。Aの観察報告資格が制定されるためには、AとBの二つの承認が不可欠なので、AやBという個人が正しいとみなすことと実際に正しいことに区別が成り立つ。

次にBの承認資格に関してだが、Aの承認欲求およびAの承認には資格がないことになれば、AがBに資格があるとみなすこととBに実際に資格があることが区別できなくなるように一見すると思われる（この懸念があるため、Aの承認に資格が求められたのだった）。しかしそうではない。Bの承認資格が実際に制定されるのは、それを承認するAに承認資格がある場合か、Bの承認資格に相互承認構造が適用される場合のいずれかである。いまAには承認資格はないのだから、前者の方法でBの承認資格は制定されることはない。また、いまBの承認資格は、Aから承認されているだけで、相互承認がなされていないから、後者の方法でBの承認資格は制定されることもない。Bの承認資格はそもそも制定されていないので、要件(2)に違反しえない。

ところで、要件 (2) がいうところの主体には、(個人のみならず) 共同体も含まれている。相互承認論によれば、A と B の相互承認さえあれば、A の資格は実際に制定されることになるので、相互承認で結ばれた A と B からなる共同体によって資格があるとみなされることと、実際に資格があることの区別がなくなっているように見える。

しかしながら、共同体を主体とする相互承認を考えることで、その区別も可能になるのである。次のような例を考えよう。A と B が「ハリボテ村 (barn facade village)」において、二人とも建物がハリボテであることに気づいていない。A がある建物を指して「これは家だ」と観察報告したとき、B が A を承認し、A が B に承認欲求を抱くなら、A の観察報告資格は実際に制定される。しかし A と B がハリボテ村にいると記述できる者

(C) からすれば、ハリボテと本物の家を区別できない A は明らかに信頼可能ではなく、A には観察報告資格がない。

まず、この「A と B がハリボテ村にいる」というのは、絶対的な視点から特定されるような事実ではなく、どこまでも C の観点から特定された事柄だということに注意したい (この視点相対性を認めなければ、AB の状況をこのように記述する者が正しいとみなすことが正しいことになり、要件 (2) に反する)。そのため、「A に観察報告資格はない」という内容も、C の判断に過ぎず、絶対的な観点からの評価ではないので、AB と C の意見の相違は、議論を通して解消されることになる。

このとき C は自分が A には観察報告資格がないと判断することの根拠として、「A はハリボテ村にいる」という前提と、A の「これは家だ」という観察報告から、「これは家だ」という結論を導く推論は適切ではないという判断を提示すれば、A と B は自分たちが引き受けていない「A はハリボテ村にいる」というコミットメントを C が引き受けており、その違いによって、A の資格について意見の相違があることに気づく。A と B がまわりの建物を横や裏から見て、それがハリボテであることが判明すれば、A や B は「これはハリボテの家だ」と観察報告の仕方を変えるだろう。C がその資格を承認し、AB が C に承認欲求を抱けば、相互承認で結びついた ABC 共同体において、AB の観察報告資格は改訂された形で制定される。この資格の制定の際には C の承認が不可欠なので、ABC 共同体においては、AB が正しいとみなすことと実際に正しいことの区別が成り立っている。

同じことは、ABC 共同体を主体とした場合にも成り立つから、任意の共同体によって正しいとみなされることと実際に正しいことには区別があると一般的にいえる (新たな挑

戦を契機とするこのような資格の改訂は、原理上どこまでも続くが、その作業が繰り返されることで、多くの主体から挑戦されにくいという意味でロバストな資格が形成されていくと考えることができる。

最後に要件（3）について。以上のように、特定の共同体で制定された資格に対して、その共同体の外部にいる主体からの挑戦がどこまでも可能で、資格は永遠に改定可能ならば、あらゆる資格は特定の共同体のメンバーのみなしに還元され、資格は永遠に制定されないと思われるかもしれない。たしかに、いかなる共同体にも属さず、あらゆる共同体を外部から眺めることができるのなら、そのようにいえるだろう。

しかしわれわれの枠組みでは、そうしたいわば永遠の相の下から眺めるような主体は存在しえない。なぜなら、そのような超越的な視点から眺められた内容もひとつの観察報告として表現されるのであり、もしその内容が正しいのであれば、要件（2）を満たすために、他者との相互承認が必要となる。もし相互承認がなされるのなら、その主体も何らかの共同体に属することになるので、もはやその共同体を外から眺めることはできないからである。

すなわち、われわれの枠組みでは、「資格は永遠に制定されていない」という主張が正しい（＝資格が認められる）ことはありえないので、相互承認的に結びついた共同体では、実際に何らかの資格が制定されていることになる。

さらに、拡張された相互承認論によれば、その資格は、二つの主体が相互承認しさえすれば、それらの承認には資格がなくとも制定されることになるので、資格の存在を前提とすることなしに資格が実際に制定される過程を説明できている。

本章のまとめ

本章で明らかになったのは次のことである。客観性の確立という課題の達成のためには、規範的語用論において観察報告資格の制定に関して適切に説明されなくてはならない。『明示化』の段階の規範的語用論では適切な説明ができないが、「承認欲求」という概念で拡張した「相互承認論」を規範的語用論に適用すれば、観察報告資格の制定過程を適切に説明できる。こうして、観察報告に関して、相対主義に陥らないという意味で、客観性が確保できることが明らかになった。

5. 世界の喪失

はじめに

前章で観察報告の資格の制定過程が適切に記述できることが明らかになった。第二部の課題の半分はすでに達成されたことになる。残りの課題は、言語的観念論が避けられていることを示すこと、すなわち、そのように資格が認められた観察報告が、世界のありかたを反映しているという意味で正しいことを示すことである。観察報告の資格を認めたり剥奪したりする作業が相対主義に陥らないでなされるとしても、それが世界のありかたとまったく無関係になされているとしたら、観察報告は実質的に意味を失い、ひいては、推論役割で規定される経験的語彙の意味についても、世界とまったく関係のない、よくわからないものになってしまう。

ブランダムは「客観性」という言葉を二つの意味で捉えていたが、いまのわれわれにとって問題になるのは、「世界のありかたを反映しているという意味での主張の正しさ」の方である (MIE 54-5, 137, 530, 594, 599, 649)。それがはっきり述べられている部分を引用しよう。

概念の表象的次元——客観的な世界に適用されることが意図されているということ——の本質は、その適用の究極的な正しさに関して、あなたや私やわれわれすべてが事実とみなすことではなく、実際に事実であることに応答している (answer) ということなのである。概念が客観的世界についてのものだということは、その適用を支配する客観的な意味での正しさ——それらが適用される対象やそうした対象を含む事実からなる世界に応答しているという意味での正しさ——があるということである。(MIE 594)

このような客観性を確立することが、推論主義のもっとも重要な課題のひとつである。

[推論主義にとって] もっとも主要な挑戦は、主張や概念適用に関する客観的な意味

での正しさないし適切さというものが、いかにして発生するのかを理解することである。(MIE 594)¹⁴

しかしこの課題の達成には困難があることは容易に予想されるだろう。こうした意味での客観性は、表象的な真理や指示の概念に訴えることでスムーズに説明されるように思われるからである。推論主義はこれら表象的概念を利用できないのであるから、かなりの工夫が求められるはずである。

ブランダムは議論実践に本質的に備わる社会的な側面に訴えて世界とのつながりを確保しようとしている(ブランダムは議論実践の社会性に訴えて表象的次元を導出していたが、当然ながらこの意味での客観性と表象的次元は密接に関連している)。しかし本章で明らかになるのは、残念にもそのアイデアは実際には上手く機能しないということである。『明示化』での枠組みではもちろん、(前章では有益だった)『明示化』以降のヘーゲル解釈に助けを求めても、今度の問題に関しては事態の改善をもたらさない。

本章の構成は次のようになる。まず『明示化』の説明の不十分性を確認する(1節)。そしてヘーゲル解釈から出てくる「概念実在論 (conceptual realism)」と「客観的観念論 (objective idealism)」に訴えても問題は解決できないことを明らかにする(2,3節)。(なお本章では、特に但し書きがない場合は、「客観性」というタームを「世界のありかたに応答している」という意味での正しさ」という意味で用いる。)

5.1 他者の視点によって世界とつながる？

『明示化』において客観性の導出が試みられているのは、理論構築の最終段階8章である。客観性を導くためには、他者の視点、とりわけ、他者の視点からなされる命題的態度の帰属が鍵となる。(3章で確認したように)命題的態度の帰属には、言表的な仕方と事象的な仕方がある。言表帰属は「A は ϕ (t) と主張する」という形を取り、事象帰属は「A は、t について (of) ϕ と主張する」という形を取る(事象帰属は、命題的態度の対象を何らかのものとして特定している)。

前者の言表帰属は、当の命題的態度の内容を(主張している) \dot{A} の主観的内容として特定し、後者の事象帰属は客観的に特定する。また、もし帰属者 B が「 $t=t$ 」にコミットし

¹⁴ 他にも MIE 54 など。

ているならば、A がその同一性を認めるかどうかにかかわらず、B は「A は、t' について、 ϕ と主張する」という事象帰属が可能である。そしてこの内容が A の主張から実際に導かれる客観的内容にほかならない。「～について (of)」によって特定される対象 (=t') がその主張の真偽すなわち客観的正しさを決定する、とされる (MIE 595)。

たとえば法廷において、A が「この人は信頼できる証言者である」と主張したとする。ここで B は「A は、この証言者について、信頼できると主張している」と事象帰属をする。B は A とは違って、「この証言者は病的な嘘つきだ」と考えているので、先の事象帰属の「この証言者」を「病的な嘘つき」に置き換えることによって、「A は、病的な嘘つきについて、信頼できると主張している」という内容が導かれる。これが A の主張の客観的内容にほかならない。A は病的な嘘つきを信頼できると主張していることになるから、その主張は客観的にみて誤りである。

観察報告の例。A が「これはリンゴだ」と観察報告する。B は「A は、これについて、リンゴだと主張している」と事象帰属する。B が「これ=あるミカン」にコミットしているなら、「これ」を「あるミカン」に置き換えて、「A は、あるミカンについて、リンゴだと主張している」という内容が導かれる。これが A の主張の客観的内容である。A はあるミカンをリンゴと主張しているから、客観的に誤った主張をしていることになる。

ここで、A の主張の客観的内容は、B の視点を基準に特定されていることに注目しよう。ある主張の客観的内容といっても、ある者がその主張から実際に導かれる客観的な内容とみなす内容に過ぎない。すると、客観的内容とは、誰からの視点からも独立した中立的な地点から特定されるものではなく、それぞれの視点に相対的なものとなる。相手が引き受けているコミットメントから何が帰結するかについて、相手が持っているコミットメントを背景に判断するか、自分自身のコミットメントを背景に判断するかによって、言表帰属と事象帰属の区別がなされる。そしてこの区別が、相手が単に正しいとみなしていることと実際に正しいこと、すなわち、主観性と客観性の区別なのである。

客観性をこのように理解したとき、何が客観的であるかは視点相対的な事柄ということになるだろう。反対に A が B の主張を事象帰属すれば、「B は、あるリンゴについて、ミカンであると主張している」という内容が導かれ、B の主張は客観的に誤っていると (A の視点からは) 言えてしまうからだ。これでは何が本当に正しいのかわからなくなってしまふように思えるが、ブランダムは客観性というものを次のように理解すればよいと言う。

客観性とは、無視点的あるいは視点横断的な内容ではなく、視点の一種の形式に存する。議論実践を行うすべての視点が共有しているのは、概念の適用の仕方において客観的に正しいことと単に正しいとみなされていることには区別があるということであって、何が客観的に正しいかということではない——内容ではなく、構造 [が共有されている]。(MIE 600)

ブランダムが示したのは、単に正しいとみなされていることと実際に正しいことの区別は形式的には可能だということなのであって、何が客観的に正しいかを決めるのは個々の具体的な仕事であるというわけだ (MIE 647)。

以上がブランダムによる客観性の説明の実質であるが、われわれが求めていた客観性の観念は導出されているだろうか。この説明によれば、たとえば A はあるミカンについてリンゴと主張しているから、その主張は実際の世界のありかたに照らして偽であるとされた。しかし、ここでの「実際の世界のありかた」とは、B にとっての実際の世界のありかたにほかならないから、誰の視点にも依存しない文字通りの実際の世界のありかたに応答していることにはならない。

ブランダムの説明から導かれることは、ある人がどれほど事実（正しい）とみなしていることであっても、別の人は事実（正しい）とみなしていない可能性があるという程度のことであり、何が事実（正しい）かということに関して、誰かの視点に依存していることに変わりはない。

そのため言語的観念論の懸念は残っている。観念論のレベルが、個人から言語共同体に移行しただけなので、言語共同体が全体として観念論に陥っている可能性は否定できていない。客観性は確立できると言っておきながら、このような結論に至ったのであるから、当然ながら多くの批判がなされることになった(Rorty, 1997, pp. 174-5; Rorty, 1998, pp. 133-5; Lafont, 2002, p. 202; Mendelsohn, 2011, p. 44)。

5.2 概念実在論で解決できるか？

これらの批判は、われわれが指摘したものと同様に、言語と議論実践を超えた実在的な世界との関係が説明できていないという点に集中している。そのような諸批判はもったもなのだが、問題がないわけではない。それぞれの出版年月からして致し方ないところもあるが、『明示化』の議論のみを対象として、それ以降の展開に目を向けていないからである

¹⁵。ブランダムは明言こそしていないが、『明示化』以降に提唱することになる（ヘーゲル解釈を根拠とした）「概念实在論」と「客観的観念論」は、実在的な世界の構造、および、それと議論実践との関係を積極的に語るものであり、これらの内実を詳しく検討することは、客観性の問題を考えるうえで重要だと思われる。以下では、この二つの立場が客観性の問題とどのように関わるかを考察しよう。

その前にはっきりさせておきたいのは、ブランダムが（主観的・パークリー型の）観念論者ではないということである。上でみたように、視点相対的な客観性という考え方からは観念論的立場が導かれるので、ブランダムを観念論者として解釈できる可能性がでてくる。議論実践において正しいとみなされた事実こそが事実そのものであるとし、われわれが応答すべきところの世界を観念論的に理解されるものと考えれば、議論実践が世界のありかたに応答しているといえなくもないので、理論的整合性は維持されるからだ。

しかしブランダムは諸々の発言を鑑みると、このような解釈が取れないことは明らかである。たとえば、「たとえわれわれの議論実践が極めて異なっていたとしても（あるいはまったく存在していなかったとしても）、非言語的な事実の大部分は、今のようであつたろう」（MIE 331）や「一般に、概念も事実も、思考する者に因果的に依存していない」（FNNF 357）など。これらの発言から、ブランダムは、世界や事実のありかたはわれわれの態度に依存せず、人間の登場以前にも世界や事実は存在していたという实在論的立場をとっていることがわかる。

实在論的立場が想定している事実を、その存在や内容が誰の態度にも依存していないという意味で、視点超越的な事実と呼ぶことができるだろう。一方で、これまでみてきた限りでは、事実とはすべて視点相対的なものだった。客観性を確保するためには、視点超越的な事実と視点相対的な事実との関係を何らかの方法で確保する必要がある。このような動機のもとで出てくるのが「概念实在論」であり、それを導出するプロセスは次の通りである。

ブランダムにとって、概念的なものとは推論関係にあるものである（MIE 89）。推論関係には、「P」と「PならばQ」から「Q」を導くような形式的な推論関係と、推論の形式ではなく、前提と帰結の内容がその推論の正しさを決定する実質的な推論関係があった。さらに、実質的推論関係には、「このコインは銅からできている」と「このコインは銀からできている」との関係のような実質的非両立（incompatibility）と、「このコインは銅からできて

¹⁵ ブランダムを好意的に解釈しようとする Wanderer (2008) も同様である。

いる」から「このコインは電気を通す」を導くような実質的帰結 (consequence) がある。ブランドムは推論関係を考えるとき実質的なものを中心に据え、さらに、「Q と実質的に非両立なものがすべて P と実質的に非両立であるとき、P から Q が実質的に帰結する」のように、実質的帰結関係は実質的非両立関係によって規定できるので、実質的非両立が推論関係の根本に据えられている (cf. TMD 180)。

推論をこのように理解することで導かれるのが、実在的な世界はそれ自体で概念的構造をしているという概念実在論である。「このコインは銅からできている」は、「このコインは銀からできている」と両立せず、「このコインは電気を通す」を導くことには(物理的な)必然性があり、われわれがそう推論するかどうかにかかわらず、世界はそうした無数の推論関係で満ちている。このことと推論関係によって概念性が説明されることを組み合わせれば、世界はそれ自体で概念的構造をしていることが帰結する。

この独特な考えは誤解を招きやすいが、「われわれが概念的に把握できる領域こそが世界なのだ」といった観念論的なことが言われているわけではないことに注意したい。概念というものを、われわれ主体には依存しないもの、非心理的なものとして理解しようと言っているのである (KR1- 12ff.; SHINCAP 5)。われわれが存在していようがいまいが、実在的な世界はそれ自体で概念的構造をしているということである。

他方で、議論実践における諸々の主張も同様に推論ネットワークを構成しており、概念的構造を有している。すると、世界の側の事実と議論実践の側の主張は、概念性という性質を共有していることになり、議論実践と世界との関係が確保されることになる。「事実＝真なる主張 (内容)」なので、ある主張が真である場合、その主張内容はそれ自体で、事実そのものということになる (MIE 327-9)。われわれと世界とのあいだには、いかなるヴェールも障壁もない。言い換えれば、「視点相対的な事実＝視点超越的な事実」なので、われわれが事実を考えるとみにみずからの視点から逃れることができないとしても、実際には視点超越的な事実に到達していることになるというわけだ。

さて、この概念実在論によってすぐにも言語的観念論が否定されるのかといえば、そう簡単ではない。ここで観念論的枠組みと実在論的直観の緊張を解消し、われわれと実在的な世界との関係を担保しているのは、「主張が真であるとき、主張内容は事実にほかならない」という考えである。これによって少なくとも存在論的には、われわれと事実との関係は確保されることになった。

だが「真であるとき」という条件をいかに理解するかが問題として残っている。真理と

は、プラグマティックには「真とみなす」という態度によって理解され、意味論的には前方照応的な代用文を構成するものとして説明されていた (MIE 285-305)。いずれにせよ重要なのは、これらは議論実践内部での「真」の用法を説明するものであって、議論実践と世界とのつながりを確保するうえで真理の概念は何ら役割を果たしていないということである。したがって、概念実在論を受け入れ、主張が真であるとき主張内容は実在的な事実そのものだということを認めたとしても、そのままではわれわれがある主張を真と判断するときに、観念論に陥ってしまっている可能性は否定できていないのである。

この可能性を排除しつつ、客観性を確保するためには、議論実践で真とみなされた主張内容が実在的な事実と一致していることを何らかの方法で確かめなければならないだろう。ところが、主張と視点超越的な事実とを比較検討するような地点に立つことができないという視点相対主義をメインテーゼとするブランダムの枠組みでは、このことは確かめられないものではないのである。たしかに、概念実在論に訴えることによって、主張と視点超越的な事実との同質性が主張され、われわれが視点超越的な世界に応答する可能性は確保されたかもしれない。しかし、概念実在論は、視点超越的な事実と主張の内容がいついかなるときに一致しているのかをわれわれはどのように知るのかといった認識論的な問題については何も説明を与えないのであるから、依然としてわれわれが世界のありかたに本当に応答しているかどうかはわからないままである。

5.3 客観的観念論とのかかわり

問題は、議論実践における推論（主観的推論と呼ぼう）と、世界の側の（われわれの実践とは独立に成り立っている）推論（客観的推論と呼ぼう）の関係である。世界のありかたに応答しているという意味での客観性を確立するためには、両者が概念性という共通の性質を持つこと以上に強い関係があることを示さなければならない。そしてブランダムは、『明示化』以降に両者の関係について積極的に語るようになる。それが、両者の「相互意義依存 (reciprocal sense dependence)」を主張する「客観的観念論」である。

この考えを検討する前に、『明示化』以降に明確になった主観的推論と客観的推論のそれぞれの特徴を確認しておこう。『明示化』の枠組みが観念論的な印象を与えるのは、その考察がもつばら議論実践の領域内に限定され、世界（客観的推論）については語らないからだ。しかし、ブランダムはその後、議論実践の外に位置づけられる客観的推論についても明確に述べるようになっていく。両者の特徴を簡潔に述べれば、客観的推論が真理様相的

(alethic modal) なものであるのに対して、主観的推論は義務論的で規範的 (deontic normative) なものである。

たとえば、あるコインが丸くかつ三角形であることは不可能で、それが銅であるならば可鍛性があることは必然的である。だがそのコインが丸くかつ三角形であると私が信じることは不可能ではない。そう信じることは誤りなのである。コインが銅からできていると信じることは、それが可鍛的であると信じるようコミットし、義務づけることであり、それが丸いと信じることはそれが三角形であると信じる資格をはく奪する (BSD 191-2; SHINCAP 12-3)。

このように区別される真理様相的な客観的推論と義務論的で規範的な主観的推論は、相互に意義依存 (sense-dependence) している (RP 97ff.; BSD 200; SHINCAP 13)。X が Y に意義依存しているとは、Y が何であるか理解することなしに X を理解することはできないということである。ただし、意義依存は指示依存 (reference-dependence) を含意しない。X が Y に指示依存しているとは、Y が存在しない限り X も存在しえないということである。

たとえば、「美しさ*」を次のように定義しよう。「あるものが理想的な人間の観察者に快を引き起こすとき、そのものは美しい*」。このとき、「理想的な人間の観察者」という概念を理解することなしに、美しさ*という性質の概念を理解することはできない。だが人間が存在する以前にも美しい*日の出は存在していたとは言える。この意味で美しさ*は、理想的な人間の観察者に意義依存はしているが、指示依存はしていない。

ブランダムによると、ヘーゲルの客観的観念論とは、主観的推論と客観的推論の (指示依存を含意しない) 相互意義依存を主張するものである。すなわち、客観的推論がどうなっているのかという実在的な世界のありかたは、主観的推論がどうなっているのか理解することなしに、つまり、議論実践に従事しないかぎりには、理解することはできないということであり、逆に客観的推論を理解することなしに主観的推論を理解することもできない。だがこのことから、人間が存在しなければ実在的な世界が存在しえないということが導かれるわけではない。

われわれにとっての問題は、この意義依存関係と客観性とのかかわりなのであるが、本章の主張は、「主観的推論と客観的推論の相互意義依存とは、とりもなおさず客観性が確立できないことを意味する」というものである。このことを明らかにしようとするとき、概念実在論と意義依存という二つの立場を明確に取ったうえで、ブランダムが客観性について語っている箇所は重要である。

コミットメント同士の非両立と帰結の義務論的で規範的な概念関係と、諸状況の非両立と帰結の真理様相的關係のあいだの同型性 (isomorphism) が、どのように人が事物を客観的とみなすかを決定する。みずからのコミットメントを、非両立と帰結についての一定の義務論的規範に従って実践的に獲得したり変更したりすることは、諸状況の概念内容を分節化する客観的で真理様相的關係を同型的なものともみなすことである。(KR1-21)

ここでは、客観性と同型性が密接に関連させられ、ある主観的推論を客観的とみなすとは、それと客観的推論とのあいだに同型性があるとみなすことだと説明されていることに注目しよう。この記述は、確認できる限り、『明示化』とは独立に客観に対して実質的なことを語った初めて箇所であり、その意味で貴重である。この記述に次いで、いついかなるとき主観的推論と客観的推論とのあいだに同型性が成り立つのかが明らかにされれば、主観的推論が客観的推論に応答する条件もわかることになるだろう。しかしながら、それ以上の説明はないのである。というよりも、それ以上の説明ができない、すなわち、同型性があることは想定を越えることができないというのが、ブランドムの理論からの必然的な帰結だと思われる。それは次の理由からである。

同型性があることを想定を越えて何らかの意味で保証するためには、二つの方法が考えられる。第一に、客観的推論を主観的推論に存在論的に依存させ、主観的推論の構造が客観的推論の構造を決定すると考えるものだ。しかしこれはブランドムが否定していたタイプの観念論のほかならないのであるから、この方法を取ることはできない。

第二の方法は、客観的推論構造に照らして主観的推論の構造を改変していけば、徐々に主観的推論構造は客観的推論構造に近づいていき、最終的に同型になるというものである。素朴に考えると、この方法がもっとも簡単に同型性を保証し、かつわれわれの現実の活動を捉えるものと思えるのだが、この方法も取れないのである。というのは、この方法は主観的推論と客観的推論のあいだの表象 (対応) 関係を前提とし、その表象 (対応) の度合いによって、主観的推論の同型性ひいては客観性を説明しようとしているからである¹⁶。

これがなぜいけないかというと、このように考えることで、ブランドムの出発点であっ

¹⁶ ブランドム自身、同型性は表象関係であると言っている (KR1-4; GAP 97)。

た推論主義が瓦解してしまうからである。推論主義では、適切な推論における役割によって言葉の意味は規定された。ここでいわれる適切さが単に主観的なものであれば、人それぞれ自由に適切な推論を設定することにより、同じ言葉からは無数の意味が産出されるような混沌とした事態に陥る。このようなアナーキーな相対主義を避けるためにブランダムは客観性を求めてきたのだが、客観性の確立のために最終的に主観的推論と客観的推論の同型性という表象関係に訴えざるを得ないのならば、結局は意味の規定に先立って表象の概念を必要とすることになり、これは推論主義が否定していた表象主義にほかならないからである。したがって、推論主義を維持しようとするならば、同型性を第二の方法で保証することもできない。

以上より、同型性は想定に留まるのであって保証はされない。むしろ、主観的推論と客観的推論のどちらも他方に対して概念的に先行させないという相互意義依存を主張する客観的観念論の真意は、どちらかを他方に概念的に先行させて同型性を保証しようとする以上の二つの方法を取らないことの表明だと理解することもできる。観念論にも表象主義にも陥らず客観性を確保しようとするれば、ここがぎりぎり到達できる地点といえよう。

たしかに同型性があるとブランダムと共に想定することができるのなら¹⁷、議論実践で正しいものとされた主観的な推論は、そのまま客観的推論に応答していることになり、客観性は確保されるだろう。だがこの想定には根拠がないので、最終的にブランダムは客観性の確立に失敗していると結論できる。

本章のまとめ

この結論は否定的なものだが、ブランダムをそこまで責めることはできない。推論主義と規範に関する現象主義という立場を維持し、さらに主観的観念論を取らない以上、主観的推論と客観的推論の同型性を想定するに留まることは当然の帰結であり、それ以上の根拠づけを求めないのは、むしろ理論的整合性を尊重した正しい行いであるともいえるからだ。

では本当に推論主義を採用すると必然的に言語的観念論に陥ってしまうのだろうか。たしかに現状の推論主義では必然的に陥る。しかし一定の拡張を施せば、言語的観念論に陥らない推論主義が得られるのではないか。この可能性を次の二つの章で考えてみたい。

¹⁷ 「すべてが上手くいっているとき (when all goes well)」(BSD 186, SHINCAP 13) や「恵まれた状況では (in the favored cases)」(MIE 622) も、これと同じ趣旨の想定といえる。

6. 二つのありうる試み

はじめに

前章で明らかになったのは、現状の推論主義の枠組みでは、「世界のありかたを反映している」という意味での客観性を確立できないということである。このままでは、推論主義が言語的観念論に陥り、世界との接触を失っている可能性を否定できない。

本章と次章では、われわれの手で推論主義を拡張し、この問題に対処することを試みよう。本章では、ありうる二つの方法を検討し、いずれにも問題があることを確認する。

ひとつは、プラグマティストとしては伝統的かつ自然ともいえる行為の成功に訴えるものだ。推論主義はプラグマティズムから出てきたものだから、伝統的なプラグマティスト（特にウィリアム・ジェイムズ）の真理概念と相性が良いように思われる。ある観察報告から推論を経て生じる行為の成功によって、「後ろ向き」に観察報告の真理を規定すれば、推論主義かつプラグマティックな真理規定が得られるとともに言語的観念論も避けられるのではないだろうか。

もうひとつは、表象主義との折衷案である。前章の議論によって、強い推論主義の根本的な限界が示されているとし、表象主義に譲歩して、弱い推論主義で妥協するというものである。

以下では、プラグマティックな真理規定の具体例（1節）とその問題点（2節）、表象主義との折衷案の具体例（3節）とその不十分な点（4節）を確認する。

6.1 プラグマティックな真理規定の試み

そもそも「世界を喪失しているのは……？」という懸念は、（一般人は悩まないという意味で）哲学的に出てくるものであって、日常生活ではなかなかお目にかからない。普通の人には、『これはリンゴだ』という言明は、本当に世界のありかたを反映したものなのだろうか……？」と心配する前に、それを手に取ったり、食べたりするはずだ。

哲学的問題をあくまでも日常的な領域において捉えようとするプラグマティストは、言語的観念論を解決する方法も具体的な行動のなかに見いだそうとしてきた (Putnam, 1995,

邦訳 104 頁)。ある言明が世界のありかたに応答しているという意味で真であるかどうか、行為との関連で考察すればよいのではないか。われわれはとりあえず手元にある信念を携えて行為に赴く。行為の中でその信念の道具としての有用性を確かめて、もし有用であるなら、いわば「後ろ向き」に真であることがわかる。われわれは信念を行為によって「真理化」するというわけである (cf. James, 1907; 伊藤, 2016, 74-76 頁)。

この発想を踏まえて、観察報告の真理条件を次のように規定してみよう。

【プラグマティックな真理規定】

ある観察報告が真であるのは、その観察報告から推論的に導かれる行為が成功するとき、そしてそのときに限る。

この真理規定には少なくとも三つの利点がある。

第一に、「行為の成功」という概念を表象的な概念を用いることなしに規定することができるのなら、反表象主義的な真理規定となる。

第二に、真理概念が成り立つためには、「推論」という概念が不可欠という意味で、推論概念が真理概念に概念的に先行する推論主義と整合的である。

第三に、「行為の成功」とはこの世界で成り立つ事柄なので、それによって規定される真理概念もこの世界のありかたに関わるものとなる。よって、われわれが求めていた、「世界のありかたを反映している」という意味での観察報告の客観性が理解可能となる。

以上の真理規定によれば、たとえば「このリンゴは赤い」という観察報告の真理は次のように理解される。ある主体が「このリンゴは赤い」と観察報告する。この内容は議論実践のなかに取り込まれ、それを前提として、「このリンゴは熟している」→「このリンゴは食べられる」→「このリンゴを食べよう」などと推論が形成される。最後の「このリンゴを食べよう」という実践的コミットメントを引き受けたうえで、信頼可能な弁別的反応の傾向性を発揮するならば、このリンゴを食べるという意図的行為がなされる。もしその行為が成功する (= 実際にこのリンゴを食べることができる) ならば、そしてそのときに限って、推論の出発点にあつて、その行為をもたらしたところの観察報告「このリンゴは赤い」は真とされる。

6.2 プラグマティックな真理規定の問題

だがこの真理規定には、少なくとも二つの批判を加えることができる。

ひとつめの批判は、ブランダムが指摘するもので、観察報告が世界のありかたを反映しているという意味で真であることは、行為の成功にとって必要でも十分でもないというものだ (US)。

まず、観察報告が偽であっても、偶然に目的が達成されるような場合がある。ミカンを見て「これはリンゴだ」と観察報告しても、「何かを食べる」という目的は達成されるだろう。また、たとえ観察報告が真であっても、誤った推論がなされるなら結果として行為が成功しない場合もある。リンゴを見て「これはリンゴだ」と観察報告しても、「これは食べ物ではない」と推論し、実際に食べないのならば、「何かを食べる」という目的は達成されない。このように、行為の成功・失敗と、世界のありかたを反映しているという意味での観察報告の真偽は一対一対応しない。

二つめの批判は、もっと根本的で、そもそもこうした真理規定は成り立たないというものである。上の真理規定が成り立つためには、「行為の成功」という概念が適切に規定できなければならない。

ひとつの方法は、われわれの意図的な行為には何か目的があるはずだと考え、その目的が達成されることを行為の成功とみなすというものだ。たとえば、「これはリンゴだ」→「これは果物である」+「果物を食べる」(目的)→「これを食べよう」という推論の結果、「これ」で指された対象を食べることができた。このとき「果物を食べる」という目的が達成されたから、行為は成功したというわけだ。

いま目的内容は概念的に表現されていることに注目しよう。「リンゴを食べる」という目的が達成されるということは、実際に「リンゴを食べる」ことによって、目的内容と世界のありかたが一致することにほかならない。ここでは、そのような概念的な内容と、世界のありかたという非概念的なものとの一致関係があることが想定されているが、これはまさに1章で批判したような表象主義的な発想そのものではないか。観察報告と世界の対応関係を出発点にするかわりに、目的と世界との対応関係を出発点に変更しただけである。行為の成功を理解するためには、どのような状態が「果物を食べる」ことなのかをすでに理解していなければならないが、こうした概念内容と世界のありかたの対応関係こそ、われわれが確立しなければならないものであった。そのために行為の成功に訴えて間接的な導出を試みていたのだから、いま概念内容と世界のあいだの対応関係を前提とする

ことができないはずだ。概念的な内容と世界のありかたの一致という仕方で行為の成功を規定することはできない。このことは、一般的に概念的に表現される内容と世界のありかたのあいだの一致・対応・充足関係などに訴えることはできないということの意味しているので、目的にかえて、意図、思惑、企て、計画、望みなどの概念に訴えても事態は改善しない。

別の方法としては、生物は不快を避けて快を求めるものだという直観にもとづいて、行為の成功を「快」という心的状態の獲得によって規定できるかもしれない。「これはリンゴだ」→「これは果物だ」→「これを食べよう」という推論に導かれた行為の結果として快が得られたなら、快の獲得を導いた観察報告は世界のありかたを反映しているというわけだ。

この試みに対しては、快の獲得と行為の成功とは必ずしも一致しないという単純な批判も可能だが（虫歯治療の不快さは治療の失敗を意味しない）、もっと深刻な問題は、「所与の神話」に陥ってしまうということである（cf. 伊藤, 2016, 210 頁）。

「所与の神話」批判を受け入れるところから推論主義は出発しているのだから、「快」という非概念的な心的状態に認識論的な役割を担わせることはできないのである。（1章の議論を繰り返すが）観察報告が真であることを理解するためには、自分が快の状態にあることを認知しなければならない。この認知は非概念的なものか概念的なものかのいずれかである。まず非概念的なものだとすると、非概念的な内容から概念的な内容を推論できないから、「この観察報告は真理だ」という概念的な判断を導くことはできない。他方でこの認知が、「私はいま快の状態にある」という概念的な状態だとすれば、今度は「私はいま快の状態にある」というこの判断がどうして真であるかがまさに問題になる。その真理の検証のためにさらなる概念的な認知を持ち出そうにも、同じ問題が生じてしまう。快の認知が、非概念的なものであったとしても概念的なものであったとしても、問題があるということである。

このように行為の成功に訴えて真理を規定しようにも、その概念を十分に規定することができないので、プラグマティックな真理規定は難しい¹⁸。

¹⁸ このことは、White (1990; 1991; 1992; 1997); Dokic & Engel (2003) などの「成功意味論 (success semantics)」では、(少なくともブランドムの推論主義的な枠組みにおいては) われわれの求めている真理概念を導出できないということの意味している。

6.3 表象主義との折衷案

次に表象主義との折衷案を検討しよう。基本的な発想はこうだ。

強い推論主義では言語的観念論に陥るという前章の議論は、指示や真理といった表象的概念がいかに重要な役割を担っているかを示している。表象的概念は、理論的に導出されるものなのではなく、はじめから導入されなければならないのだ。といっても心配はいらない。意味の規定のために表象的概念と推論的概念の両方が必要ということになれば、弱い推論主義とはいえ、推論主義であることにかわりないからである。

「言葉が意味をもつためには推論も表象もどちらも大切だ」というこの主張は、たしかに哲学的には少々中途半端だが、現実的ではあるから妥当性はあるかもしれない。特定の誰かがこの発想を本格的に展開しているわけではないので、われわれ自身で考えてみよう。

6.3.1 折衷案的な真理規定

われわれの目的は言語的観念論を否定することなのだから、求められるのは、観察報告が世界のありかたに応じて真であったり偽であったりすることが成り立つような真理概念である。一例として次のようなものが考えられる。

【折衷案的な真理規定】

「これはPだ」という観察報告が真であるのは、「これ」の指示対象を「P」という概念で述定することが公共的に正しいとき、そして、そのときに限る。

観察報告は、その真偽が「これ」の指示対象が何であるのかという世界の事実に依存して決定されることになるから、世界のありかたを反映していることになる。真理は、「指示」と「述定」と「公共的に正しい」という三つの要素によって還元的に規定されている。「公共的」という条件があるのは、われわれが問題にしている言語は公共的言語であって、私的言語ではないからである。観察報告の真理は、その観察報告に含まれる文末満の要素の指示対象に関する述定の正しさに還元されるので、この真理規定を明確にするためには、概念が指示対象を正しく述定するとはどのようなことなのかを明確にしなければならない。

6.3.2 「として問題 (qua-problem)」

「これはPだ」という観察報告に含まれる「P」には、「リンゴ」、「果物」、「赤」などの種名や、「太郎」などの固有名が入る。ここでは、クリプキやパトナムの指示の因果説 (Kripke, 1981; Putnam, 1975) を受け入れて、種名であれ固有名であれ、名前による対象の述定は、命名儀式によって確立された名前と対象の述定関係が人から人へと伝わっていく因果的な連鎖によって可能になっているとしよう。また、公共的に正しい述定関係とは、命名者が確立した述定関係を少なくとも一人の他者が承認するとき、それらの人々からなる共同体において承認されている述定関係だと考えても問題はないだろう。すると、公共的に正しい述定が成り立つためには、少なくとも次の二つが成り立っていなければならない。

- (1) 命名儀式による述定関係の確立
- (2) 人から人への述定関係の受け渡し

だが、純粋な因果理論でこの二つを完全に説明することは難しい。

まず、人から人への述定関係の受け渡しの場面で、話し手が「P」という語の述定関係を教えようとして、ある対象を指さしながら、「これはPだ」と言ったとする。このとき、(1章の「指示の不確定性」の議論で確認したように)「これ」という指示語によって何が指示されているかについて聞き手はさまざまな解釈が可能である。目の前の対象それ自体を指しているのか、時間的切片、色、形、数などを指しているのか……。対象それ自体が指示されていると仮定してみても、対象は無数のカテゴリーに属しうるので、話し手がどのカテゴリーのもとでその対象を捉えているのかについてもさまざまな解釈が可能だ。対象は個体として捉えられているのか、犬、ほ乳類、ペット、動物、生物、存在物として捉えられているのか……。

「これ」による指示対象を物理的な観点からは曖昧な部分なしに特定することができたとしても、その対象は無数のカテゴリーに属しうるので、無数のものとして捉えられる。それにもかかわらず、語の述定関係を伝えるとき、話し手は、あるひとつのカテゴリーに属するものとして対象を捉え、そのカテゴリー（類）の種差を示す名前がPなのだと教えようとしている。だが、話し手がある対象を指して「これはPだ」と言う事実だけからは、その人がどのカテゴリーを念頭に置いているかを聞き手は特定することはできない。これが純粋な指示の因果理論や直接指示の理論がはらむ問題として指摘される「として問題

(qua problem)」と呼ばれるものである¹⁹。

「として問題」は、話し手がどのカテゴリーのもとで対象を捉えようとしているかの意図を聞き手が直接知ることができないために生じる認識論的な問題に思えるかもしれない。だがここに現れているのは、語による対象の述定というものがそもそも可能なのかという概念的な問題である。なぜなら、自分の意図について余すことなく知ることができるはずの命名者自身でさえ、命名儀式において目の前の対象を明確に意識して、「これを今後 P と呼ぼう」（あるいは「これと同種のもを今後 P と呼ぼう」と意図するという事実だけからは、自分がどのような述定関係を確立しようとしているかを特定することはできないからである。みずからの意図内容に含まれる「これ」によって、目の前の対象を物理的な観点からは曖昧な部分なく指示できるとしても、無数のカテゴリーに属しうるその物理的対象をどのカテゴリーのもとで捉えようとしているのかは、その意図内容だけからは自分でも理解できない。

命名儀式による述定関係の確立場面でも、人から人への述定関係の受け渡し場面でも、目の前の対象を知覚し、それに「これは P である」（または「これを P と呼ぼう」という内容を組み合わせるだけでは、P の述定関係は決定しえない。P の述定関係が一意的に決定しない限り、述定関係の確立者や受け手はそもそも述定関係を承認することができず、公共的に正しい述定が成立することはない。したがって、以上の真理規定が実質的な意味をもつためには、何かしらの方法で「として問題」に対処する必要がある。

6.3.3 カテゴリーの特定による解決

「として問題」は、純粹に因果的な指示理論を展開しようとする場合に困難な問題として立ち上がるが、そうでないなら解決はそれほど難しくはない。

「として問題」が純粹に因果的な指示理論にとって問題になるのは、純粹に物理的な観点から指示対象を曖昧な部分なしに特定できたとしても、その対象が属しうる無数のカテゴリーのうち、どのカテゴリーに属するものとして捉えられているのかを特定できないからであった。純粹に物理的な観点から獲得できるいかなる証拠をもってしても、その対象がどのカテゴリーに属すものなのかを特定することはできない。（たとえば、ある対象は、リンゴとして捉えられようと、果物として捉えられようと、それを見た人間の視神経に同

¹⁹ Devitt (1981); Sterelny (1983); Devitt & Sterelny (1987) pp. 79- 81. cf. Papineau (1979)

じ刺激を与えるので、視神経に与えられた刺激という物理的証拠を根拠にして、それが何として捉えられているかを特定することはできない²⁰。どのカテゴリーのもとで対象を捉えているかを規定するためには、(指さしなどを通して対象を物理的に特定するだけでなく) 念頭に置かれているカテゴリーを特定しなければならない。

6.3.3.1 直接的なカテゴリーの特定法

その直接的な方法としては、「この Q は P だ」のように念頭に置いているカテゴリー Q を明示する方法がある。指示対象を種として含む、もっとも近接した類(最近類)を Q として表し、その類に含まれる他の種と指示対象の違い(種差)を表す名前を P と表せば、P と対象の一意的な述定関係は特定される²¹。たとえば、対象を指さしながら「この色はコビーだ」と言えば、対象の色(赤や青など)とコビーという概念が一意的に結びつき、「この果物はコビーだ」と言えば、この対象が果物として捉えられ、他の果物と区別するための名前がコビーであることがわかる。

ここで、カテゴリー語と推論の関係に注目しよう。以上のような仕方で P と対象の述定関係を特定するためには、Q というカテゴリー語についてあらかじめ理解していなければならない。ところで、カテゴリーには、互いに排他的な関係をもつものと包含関係にあるものがある。前者については、カテゴリーはそもそも事物を分類するための概念であるか

²⁰ 次のような反論がありうる。ある人が同じ対象を知覚したとしても、それを何として捉えるかによって、引き起こされる結果も異なるので、引き起こされた結果を根拠にして、何として捉えられているのかを特定することができるのではないか。たとえば、ある人が同じ対象を知覚したとしても、それを「へビ」として捉えるなら恐怖によって心臓の鼓動が速くなるが、「縄」として捉えるなら心臓の鼓動は変わらない。だから心臓の鼓動の変化という物理的な証拠を根拠にして、「へビ」または「縄」のどちらとして対象を捉えているかを特定することができるのではないか。

この例では、たしかに物理的には区別されない対象でも異なる因果的力をもちうることは示している。しかし、純粋な物理的な証拠にもとづいて、対象が何として捉えられているかを特定できることを示しているわけではない。なぜなら、この例のように異なった結果がそもそも生じるのは、その人がその対象を「へビ」(または「縄」)として捉えているからにはほかならないからである。同じ対象でも、何として捉えているかが違うからこそ、その対象の引き起こす因果的結果が異なるのである。そのため、純粋な物理的な観点(何として捉えているかを前提としない観点)からは、対象の因果的力も変化しないので、因果的結果を根拠に、その対象が何として捉えられているかを特定することはやはりできない。

²¹ ある概念の外延が他の概念の外延よりも大きく、それを自己のうちに包括する場合に、前者を後者の類概念、後者を前者の種概念という。たとえば「植物」は「リンゴ」や「キュウリ」の類概念だが、「生物」というより上位の概念に対しては種概念となる。このように類と種は相対的關係にある。

ら、あるカテゴリーを理解するためには、それが他のカテゴリーとは区別されることを理解し、そのカテゴリーに何が含まれ、何が含まれないのかを理解していなければならない。色というカテゴリーを理解するためには、それが形というカテゴリーとは区別されるものだということや、そのカテゴリーのもとには赤や青というものが含まれ、三角形や四角形が含まれないということを理解する必要がある。このことが意味しているのは、カテゴリーを理解するためには、実質的非両立関係 (material incompatibility relation) を理解しなければならないということである。

また、他のカテゴリーと包含関係に立つカテゴリーもある。国カテゴリーは都道府県カテゴリーを含み、都道府県カテゴリーは市町村カテゴリーを含む。「太郎は京都市に住んでいる」からは「太郎は京都府に住んでいる」が導かれ、さらにそこから「太郎は日本に住んでいる」が導かれるといったように、下層のカテゴリー (包含される側のカテゴリー) において成り立つ事柄は上層のカテゴリーにおいても成り立つ。この推論は、(推論の形式によって妥当性が決定されるものではなく) 前提と結論に含まれる「京都市」「京都府」「日本」「住む」という概念内容によって適切と判断されるような実質的含意推論である。

そのため、カテゴリーの包含関係を理解するためには、実質的含意関係を理解していなければならない。「太郎は京都府に住んでいる」から「太郎は日本に住んでいる」を導く推論は適切だが、「太郎は日本に住んでいる」から「太郎は京都府に住んでいる」を導く推論が不適切であると判断できない者は、都道府県カテゴリーが国カテゴリーに包含されていると理解しているとはいえないだろう。

まとめると、直接的にカテゴリーを特定することで「として問題」に対処することができるが、その方法が成り立つためには、推論が成り立っていないなければならない。

6.3.3.2 間接的なカテゴリーの特定法

間接的な方法として、(これまでもたびたび登場してきた) 前方照応関係を利用するものが考えられる。前方照応とは、代名詞や指示語によって前に出てきた表現 (先行詞) を指す働きである。たとえば、「太郎は『純粋理性批判』が好きだ。彼は毎日それを読んでいる」という文では、「彼」は「太郎」に、「それ」は『純粋理性批判』に前方照応している。

話し手がある対象を指して、「これ₁はPだ。それ₁はRだ」と言うだけでも、かなりの情報が得られる。「それ₁」は「これ₁」に前方照応しているので、「これ₁」と「それ₁」は同一の対象を指示している。よって、指示対象がPであることとRであることは両立し、

P の集合と R の集合には共通部分がある ($P \cap Q$ は空集合ではない)。すなわち、P は R と共通部分をもたないどのような集合に含まれるものではないこと (もし含まれるのなら、P と R には共通部分がないことになる)、また、P と R は同一の類に属していて互いに種差を表すものではないこと (ひとつの対象は、同時に三角でありながら丸であることはできないように、同一の類に属する異なる種によって表される性質を有することはできない)。この分析によって、P 概念が諸概念のうちどのあたりに位置しているか (どのカテゴリーに含まれるか) がある程度明らかになる。同じように、「それ₁は S だ」、「それ₁は T だ」……といった「これ₁」に前方照応する「それ₁」を含む他の文を参照していくことにより、P の概念的な位置が次第に明確になっていくだろう。

原理的には、存在しうるすべての概念との関係を明らかにすることによって、P がどのカテゴリーに含まれるかに曖昧な点はなくなり、「として問題」は完全に解決できることになる。もちろん、現実的にはそのようなことは不可能だから、この方法は厳密には不完全なのであるが、少なくとも完全な厳密性が求められていない実際の生活の上では十分な機能を果たせるだろう。

たとえば、話し手がある対象を指さし、「これ₁はトビーだ」と言い、その後、「これ₁」と前方照応関係に立っている「それ₁」を含む文「それ₁は果物で、まだ青いが食べられる。だが、それ₁は赤くなるまで待つと、もっと熟して甘くなる」を参照することによって、指示対象がトビーであることは、それが、果物であること、青いこと、食べ物であること、赤いこと、甘い物であることのいずれとも両立することがわかる。よって、果物の集合と共通部分をもたない集合 (動物、鉄、プラスチックなど) や、青や赤の集合と共通部分をもたない集合 (水、空気など) にトビーの集合は含まれないことがわかる。さらに、トビーは、これらが種として含まれる類 (色、果実、物、味のする物) の種名を表すものではないこともわかる。こうして、聞き手は、「トビーとは、指示対象を果物として (果物のカテゴリーに含まれるものとして) 捉えた際の種名なのではないか」と推測することができる。この段階では、他の可能性 (トビーは指示対象を形として捉えたときの種名を表しているなど) をすべて否定することはできていないが、前方照応する他の文を参照することによって、そうした可能性を否定していくことができる。

さて、このような間接的なカテゴリーの特定のための分析の出発点になっているのは、前方照応関係を媒介にそれぞれの主張が実質的に両立しているという事実である。実質的両立関係は、(ブランダムが根本的な推論関係とみなしていた) 実質的非両立関係を否定し

たものだから、やはりここでも「として問題」を解決するためには、あらかじめ推論関係というものを理解していなければならないということになる。

以上をまとめると、述定関係の確立場面でも、述定関係の受け渡し場面でも、「として問題」を回避するためには、直接的または間接的にカテゴリーを特定すればよい。そして、いずれの方法が成り立つためにも、推論関係の存在が不可欠だということが明らかになった。

6.3.4 いかなる意味で推論主義なのか

この事実は表象概念と推論概念の関係についてどのような帰結をもたらすのだろうか。折衷案的な真理規定では、規範的語用論に表象的概念が導入されている。規範的語用論では、真理の概念は「真とみなす」という態度によって理解され、真とみなすという態度はコミットメントの引き受けという規範的態度で理解された。観察報告の真理は、概念と指示対象の述定関係の公共的な正しさに還元されたから、観察報告が真であることは、「ある概念とある指示対象の特定の述定関係に関して、コミットメントを引き受ける」こととして理解されることになり、観察報告に関するコミットメントの内容が具体化されている。観察報告をなすとき、観察対象と観察報告に含まれる語のあいだには公共的に認められた述定関係が成り立っていることに対してコミットメントを引き受け、そのことを是認し、そのことに責任を負っている。また、その内容にコミットすることに資格が問われ、もし反論されたら、正当化する義務を負っているということになる。

ここで、表象と推論の概念的な関係（＝説明の順序）はどうなっているのか。まず、経験的内容を含む適切な実質的推論を確立するために観察報告が必要であるが、それには表象的概念が含まれるから、実質的推論が成り立つためには表象的概念が必要となっている。この意味で、表象が推論に概念的に先行している。しかし他方、言語的観念論を避ける形で実質的推論を確立するためには、表象的な真理概念を含む観察報告が必要で、そのために「として問題」を避ける必要があり、さらにそのために推論が必要である。この意味で、推論が表象に概念的に先行している。このように、一方では表象が推論に概念的に先行し、他方では、推論が表象に概念的に先行していることになる。

これは悪性の循環とも限らない。表象概念と推論概念は、ともに相手の存在によってみずから存在できるような相互依存関係にあると考えることもできるからだ。表象主義や強い推論主義は、表象概念または推論概念のみによって他方の概念を規定できるとみなして

いるが、そもそもそうした前提が誤っているのではないか。表象と推論の概念は相互依存的で等根源的なものと理解するのがよいのではないか。

折衷案は、意味の規定のためには表象概念を必要としている点で強い推論主義と区別される。同時に、表象的概念のみによってすべてが十分に説明できるわけではないとする点で表象主義とも区別される。表象と推論がともに不可欠かつ等根源的だとする、いわば推論表象主義とも呼べるような折衷案である。この立場は、ブランドムの強い推論主義とは区別されるが、(表象概念に加えて) 推論概念も必要とする点で弱い推論主義に属しており、推論主義のひとつのバージョンであることに違いはない。

6.4 折衷案の不十分な点

折衷案は、言語的観念論を避けられているように思われる。「これは P だ」という観察報告は、「これ」の指示対象が概念 P で述定されることが公共的に正しいとき、そしてそのときにのみ真であるから、観察報告の真偽は観察された対象が何であるのかに依存して決定されることになるからである。

ここで、観察された対象が何であるのかという問題は、観察された対象がどのように述定されるのが公共的に正しいかという問題に還元されるので、結局のところ、観察報告の真偽はわれわれの態度に完全に依存してしまっていると思われるかもしれない。だがそうではない。いったん公共的に正しい述定関係が確立すれば、改訂作業が行われな限り、公共的に正しい述定関係は固定されているから、観察報告の真偽は世界のありかたに応じて決定することになるからである。

たしかに、観察報告の真偽の区別が成り立つためには、公共的に正しい述定関係があらかじめ設定されていなければならないという意味では、真偽の概念的な成り立ちのためには、われわれの態度が不可欠なのであるが、観察報告が真であるか偽であるかは、われわれの態度ではなく、世界のありかたに応じて決定される。したがって、そうした観察報告と推論関係をもつ文の集まりも世界のありかたと無関係ではなくなり、言語的観念論を避けることができるように思われる。

そしてまた折衷案は、言語と非言語的世界とのあいだには直接的な対応関係を付けられるとする表象主義的な素朴さもないため、セラーズやローティの議論を経ている反表象主義者（推論主義者）も受け入れやすいものとなっている。

このように折衷案はなかなか有望に思える。しかし不十分な点がないわけではない。そ

これはひとことで言えば、「妥協する割には、たいしたものが得られない」ということである。妥協する以上は、特定の観察報告が真であるかどうかを確実に知りたいところであるが、折衷案ではそれができない。間接的なカテゴリーの特定法には本質的に不確定性があったから、観察報告が真であることを確実に知るためには、直接的なカテゴリーの特定法に頼るしかないが、実はそれでも不確定性が残るのである。

「これは P である」という観察報告が真であることを知るためには、「これ」の指示対象と概念 P とのあいだに公共的に認められた述定関係があることを知らなければならない。しかしそのためには、いま「これ」の指示対象がどのようなカテゴリーのもとに捉えられているかを知る必要があるのだ。そして話者が Q というカテゴリーのもとに対象を捉えていることが明らかになったとしても、今度は対象と概念 Q との間に公共的に認められた述定関係があるのかが問題になるのである。というのは、もし対象と概念 Q との間に公共的に認められた述定関係がないのだとしたら、「これは P だ」という観察報告は一見すると真だが、ここに現れている「P」は公共的に認められている概念 P とは別の何ものかを表していることになるので、実は偽だということになってしまうからである。

たとえば、(日本語があまり得意ではない A と B がいて) A に対して、B が「この動物はリンゴだ」と(誤って)教えるとき、実際のところ A は「リンゴ」という概念内容と述定関係を同時に学んでいる。動物というカテゴリーによって捉えられた対象の名前がリンゴだと理解し、対象とリンゴ概念との一意的な述定関係を理解する。同時に A は推論関係を通してリンゴの概念内容も理解する(「これはリンゴである」から「これは動物である」が導かれるといった具合に)。この概念内容は公共的に認められたものではない(今 A と B のみから構成されるような例外的な共同体は考えない)。すると、A が発する「これはリンゴだ」は、音としては真なる観察報告だが、実際は偽である。A の観察報告に含まれる「リンゴ」で意味されている(動物を含意するような)概念内容と「これ」の指示対象のあいだには、公共的に認められた述定関係がないからである。

よって、「これは P だ」という観察報告が確実に真であることを知るためには、概念 Q と対象とのあいだに公共的に認められた述定関係があることを知る必要がある。そのためには、どのカテゴリーにおいて捉えられたときの種差が Q なのかを知らなくてはならない。そこで今度は概念 Q を種として含むような最近類 R に訴えて、「この R は Q だ」ということで、Q と対象との一意的な述定関係が説明される。しかし今度は対象と概念 R とのあいだの述定関係が公共的に正しいのかが問題になる。

これは一見するといつもの無限後退を引き起こしそうだが、そうではない。カテゴリーの特定作業は、より抽象的な上位概念に遡っていくので、最終的には、他の概念に種として含まれることがなく、自分以外のすべての概念を種として含むような最高類 (genus summum) に行き着くからである。最高類は、定義からして種差を表すものではなく、すべてのものに当てはまるがゆえに、その述定関係は公共的に認められており、最高類を用いた観察報告は、常に無条件に真である (もちろんそのような観察報告は何ら有益な情報をもたらさないだろうが)。こうして、対象が何として捉えられているのか、そのカテゴリーを特定する作業を繰り返して最高類まで行き着いたときに、はじめて問題となっていた当の観察報告が真であると確実に知られることになる。

しかしこれはかなり厳しい要求と言わざるをえない。「これはリンゴだ」、「これは猫だ」といった簡単な観察報告でさえ、その対象を捉える概念の階層を遡って最終的に最高類に至ることがなければ、真であることを確実に保証できないということになるのだから²²。推論主義者として妥協し折衷案を採用し、観察報告の真理を規定したとしても、実際上は、それぞれの観察報告が真であることを確実に知ることはできず、言語的観念論に陥っている可能性を完全に否定しきれないということである。

本章のまとめ

以上、言語的観念論を避ける推論主義的な方法を検討した。行為の成功によって後ろ向きに真理規定をするというプラグマティックな方法は、表象主義か「所与の神話」に陥るという理由から採用できない。また、強い推論主義を諦め、表象的概念に助けを借りてみ

²² 現実的にこの作業はほぼ不可能だから、われわれが概念の述定関係を学ぶときには、それがどのようなカテゴリーのもとに捉えられているかは暗黙のうちに前提とされている。この前提が人々のあいだで基本的には一致するという端的な事実によって、述定関係の習得が可能になっているといえよう。

経験的な事実として、子供の言語習得は、最上位レベルでも最下位レベルのカテゴリーでもなく、中間にある「犬」「車」「イス」といった概念から始まる。「動物」「シーザー」「工業製品」「フェラーリ」「家具」「三脚イス」などから始まるのではない。「犬」「車」「イス」のように、日常的にもっとも馴染みがあり、対象を認知する際の起点・ターゲットになるような、認知的に重要な概念が属するレベルは、認知言語学の分野で「基本レベル」と呼ばれている (大堀, 2002, 57-60 頁; 本多, 2003, 95-98 頁; Taylor, 2003, 邦訳 86-92 頁)。子供の言語習得に限らず、人がある概念で何かを述定しようとしているとき、デフォルト状態では、こうした基本レベルが念頭に置かれているという想定が人々のあいだで一致しているからこそ、述定関係の伝達は可能になっているといえよう。

たとしても、現実的には、言語的観念論を完全に否定しきれないことが明らかになった。
それならば、強い推論主義で初志貫徹し、その立場で行けるところまで行ってみればよい
ではないか。

7. 実在論としての推論主義

はじめに

本章では、強い推論主義は堅持したまま、どこまで「世界への応答」という観念を理解可能なものにできるかを検討したい。大枠は次のようになる。強い表象主義を採用するので、指示や真理という概念には実質的な意味はないものとする。そのような概念が想定するような、言語と非言語的な対象や事実との直接的な関係について、両者を並列的に眺められるような視点から云々することができるという描像は放棄する。われわれの認識や判断には言語が本質的に含まれているから、「言語と世界との関係」は、あくまでも言語的な領域内部で考えざるをえない。しかし一方で、その内部にしながら、言語と非言語的な世界とのあいだに何らかの関係があることを示すことも試みる。本章の主張は、「議論実践から得られる材料を十分に検討すれば、世界から言語への制約が課せられていると考えざるをえない」というものになる。

以下、まず求められる説明の要件を確認し（1節）、ブランダムを試みでこれまで検討していなかったものに簡単に触れた後（2節）、コミットメントについて「個人的／共同的」の区別があることに注目し、その事実から世界からコミットメントへの制約を導出する（3節）。最後に理論的な調整をする（4節）。

7.1 適切な説明のための二要件

われわれの目的からして、どのような説明が求められるのかをまず確認したい。

ブランダム自身も明確に述べるように、推論主義の主要な課題は、語用論的に取り出された材料だけから言葉の表象的側面を導き、「世界のありかたに
応答している」という意味での言明の客観的正しさを導出することであった (MIE 54-5, 137, 530, 594, 599, 649)。推論主義にとって、意味の源泉は推論しかないのだから、この課題を達成するためには、推論が世界のありかたを反映していることを示す必要がある。とりわけ、経験的な推論は、観察を通して確立されるから、観察報告と世界との関係が問われる。観察報告は、主張のひとつであって、AがPと観察報告したとき、AはPに対するコミットメントを引き受ける

のだから、結局のところ、観察的コミットメントと世界との関係を示すことが求められる。

このことに加えて、コミットメントを引き受けたり帰属させたりといった規範的態度と実際にコミットメントを有するという規範的地位とのあいだには区別がなくてはならない（＝相対主義を避ける）ことも意識しておかなくてはならない。つまり、自分あるいは相手にコミットメントがあるとみなすことと、実際にコミットメントがあることには区別がなければならない。言語的観念論を避けようとするあまりに相対主義に陥ることがないように注意する必要がある。こうして、次の二つの要件を満たす説明が求められる。

【適切な説明の二要件】

1. 観察報告によって引き受けられるコミットメントは、何らかの意味で世界のありかたを反映したものであることを示している（＝言語的観念論を避ける）。
2. コミットメントを引き受けたり帰属させたりする規範的態度と、実際にコミットメントを有するという規範的地位とのあいだの区別をもたらず（＝相対主義を避ける）。

7.2 因果関係を前提とする現状の枠組み

3章で推論主義の全体像を紹介したときに、議論実践と世界との関わりは観察報告や意図的な行為によって確保されていたことを思い出そう。鍵となる概念は、「信頼可能な弁別的反応の傾向性」であったが、傾向性に訴えられているということは、言語と世界との因果的な結びつきが想定されていることがわかる。事実、ブランダムが「世界を失う」懸念について明示的に言及している箇所では、「因果的な制約」があるがゆえに言語的観念論に陥らない明言している (MIE 330-333)。たしかに、われわれの概念適用には傾向性を通じて世界からの因果的制約が加わっているのならば、言語的観念論の懸念は消え去るだろう。

しかし推論主義を徹底するなら、そのような傾向性や因果的制約の存在は、独断的に前提にしない限りは確立できないように思われる。傾向性や因果的制約の存在を確立するためには、観察報告と対象とのあいだに一定の法則性があることを報告者または他者が検証しなければならない。報告者が検証する場合、自分の観察対象と観察報告を比較しなければならないが、そのためには観察報告が必要となり、その観察報告と世界との関係が問題となるので、事態は進展しない。ブランダムはそこで、観察報告の聞き手によって、報告内容とそれを引き出した事実の関係は評価されると考える (PRC 252; cf. MIE 632)。だがそうした評価がそもそも可能なのは、「解釈者 [=聞き手] が環境的な状況と反応者の反

応を観察できるという前提」(McDowell, 1996, p. 294)、すなわち、「聞き手は概念的 content と非概念的 content との対応や一致を検証することができる」という表象主義的な前提を取ったときに限るだろう。反表象主義としての推論主義を徹底するのなら、こうした前提を取ることはできないはずである。そのため、単純に因果関係に訴えて言語と世界との関係を確保しようとする方法は上手くいかないように思われる。

7.3 世界からの制約の導出

以下では、われわれの手で推論主義に再解釈を施すことによって、推論主義でも実在論的直観をすくいとれることを示したい。大まかな方針は、言語に対して世界からの何らかの制約があるのなら言語的観念論には陥らないとしたうえで、そうした制約をはじめから前提にするのでも、超越的な視点から検証するのでもなく、言語実践の内部から推論的に導くというものである。

7.3.1 個人的コミットメント／共同的コミットメントの区別

議論の出発点となるのは、コミットメントには、「個人的コミットメント (personal commitment)」と「共同的コミットメント (joint commitment)」の区別があるという端的な事実である。個人的コミットメントとは、「私の名前は太郎だ」とか「これはリンゴだ」など、一人の主体にコミットされるものである。一方、共同的コミットメントは、「日本では道路の右側を運転する」や「野球ではスリーアウトでチェンジ」や「 $2+2=4$ 」など、二人以上の主体にコミットされるものである。

「規範的地位を制定するために、個々に必要な規範的態度は結合的に十分」(RP 70) という原理が言うように、コミットメントが制定されるためには、本人が引き受けるだけでなく、他者からの帰属も必要であることを踏まえれば (コミットメントの制定に他者からの帰属を必要としなければ、ある主体がコミットすることと実際にコミットメントがあることの区別がつかなくなり、要件 (2) に反する)、両者は次のように規定される。

【個人的コミットメント】

ひとりの主体がコミットし、そのコミットメントがその人に帰属されると、制定されるようなコミットメント

【共同のコミットメント】

ふたり以上の主体がコミットし、そのコミットメントがその人たちに帰属されると、制定されるようなコミットメント

そもそも「コミットメントの引き受け」なるものが存在する意義（の少なくともひとつ）は、責任や義務によって主体の欲求や自由を縛ることで、社会や共同体が安定的に維持される点にあるといえよう。責任や義務には、それに反すれば制裁が課せられるという含みがあるので、メンバーがそれぞれの欲求のままに自分勝手に振る舞うことを思いとどまらせる力がある。それによって社会は統制される。

社会的な実践を統制するルールは、基本的に複数の主体に共同的にコミットされてはじめて機能する。「道路の右側を運転する」というルールは、一人の運転手がコミットするだけでは意味をなさず、運転手全員がコミットしてはじめてスムーズな交通が実現される。「スリーアウトでチェンジ」という野球のルールも、選手全員がコミットしていなければならない。社会的な実践が成り立つためには、皆が共同的に同じ内容を受け入れ、それに従う責任や義務を負うことが不可欠である。われわれが社会的実践を行っている以上、共同のコミットメントの存在が求められる。

しかしながら、すべてのコミットメントが共同的に引き受けられるわけではないし、また、そうであってはならない。なぜなら、「責任の主体としての個人が議論実践を行っている」という描像が成り立つためには、個人的コミットメントの存在が不可欠だからである。責任の主体としての個人が成立するためには、他者の意見や権威に頼ったり訴えたりすることなし、一人の個人として責任を負うことができなくてはならない。そのためには、一人の引き受けのみで制定されるようなコミットメントがなくてはならない。もしすべてのコミットメントが共同的なものだとすると、責任は複数の主体で負うことになり、Pにコミットする責任がAに問われたとき、Aはその責任を共同的にPにコミットしている他者Bに転嫁することができるし、責任を問われたBも反対にAに責任転嫁できてしまう。これでは、他者に転嫁できない責任を負うような一人の個人が成立しない。推論主義とは、（国や企業といった複数の主体からなる共同的な主体間の議論実践というよりも）個々の人々のあいだの議論実践を記述しようとするものであるから、推論主義の枠内に留まる限り、個人的コミットメントが必然的に存在することも認めなければならない。

7.3.2 個人的コミットメントに対する世界からの制約

ここで、何にコミットするかは完全に主体の意のままになると仮定してみよう。人がコミットしようと望むものはすべてコミットできるとしよう。しかしそうすると、ある主体は別の主体とまったく同じコミットメントを引き受けられることになる。すべてのコミットメントは共同的コミットメントになりえ、個人的コミットメントがひとつも存在しない事態がありうることになる²³。しかしこれは個人的コミットメントが必然的に存在することと矛盾する。このことから、何にコミットするか完全には主体の自由にはなっていないということがわかる。ある主体が、どれほど他人の個人的コミットメントを引き受けようとしても、何らかの意味で「できなさ」があるということである。個人的コミットメントの引き受けに際しては、何らかの制約があるということである。

さて、そうした制約は、規範的制約か非規範的制約かのいずれかである。規範的な制約とは、「～すべき」「～してはならない」といった規範的な概念で表現されるものである。たとえば、「駅に迎えに行く」と約束した以上、「駅に迎えに行くべきだ」と言うとき、主体は規範的に制約されている。一方で、非規範的な制約とは、「～できる」「～できない」といった可能性概念で表現されるものだ。たとえば、どれだけ手を動かしても空を飛ぶことができないとき、主体は非規範的（物理的）な制約を受けている。

まず規範的制約の可能性について。推論主義の枠組みでは、規範的制約として機能するのは理由である。理由とは概念的なものであり、制約される場所の対象と推論関係を構成している。推論主義の枠組みでは、推論関係にはコミットメント保存的推論と資格保存的推論と非両立推論の三種類があったが、コミットメントの引き受けに関するものは、コミットメント保存的推論と非両立推論なので、この二つの可能性を検討すればよい。

Pが問題となる個人的コミットメントだとする。ここで、 $Q \rightarrow P$ というコミットメント保存的推論が成り立っているとき、すでにQにコミットしているなら、Pにコミットすべきだということになるし、 $P \rightarrow R$ というコミットメント保存的推論が成り立っているとき、（対偶をとると $\neg R \rightarrow \neg P$ になるので、） $\neg R$ にコミットしているなら、 $\neg P$ にもコミットすべき、つまり、Pにはコミットすべきではない、ということになる。

たしかに、このような具合に個人的コミットメントPの引き受けに規範的制約が加わ

²³ まわりに他者がひとりも存在しないような状況では、任意にコミットできるとしても共同的コミットメントにはなりえないと思われるかもしれない。しかし、そもそも他者がいなければ、コミットメントの帰属がないので、コミットメントは制定されない。

っている可能性もある。しかし個人的コミットメントの典型である観察報告は、まさに非推論的主張と言換えられることもあるように、推論の結果としてではなく、それ以上遡る推論なしに主張されることもしばしばである。よって、この図式によってすべての個人的コミットメントの引き受けを説明することはできない（もちろん推論的に観察報告がなされることもある。たとえば、「この部屋にあるものはすべて太郎のものだ」にコミットしているので、部屋の中の対象を指して「これは太郎のものだ」と推論的に観察報告することもある。また「これは果物ではない」にコミットしているので、「これはリンゴではない」にもコミットすべきだとして、「これはリンゴだ」へのコミットは制約されることもある。しかし事実として、前提なしに観察報告される事例が少なくともひとつはあるので、以上の図式が一般的には成り立たない）。

次に非両立推論に訴えてみる。PとSが両立していないとする。Sをすでに引き受けているときには、Pにコミットすべきではないことになるから、Pが個人的コミットメントであるとき、その規範的制約になるのはSとなる。

さて、このコミットメントSは、共同的なものか個人的なものかのいずれかだ。もしそれが共同的なものなら、それは定義により、二人以上の主体にコミットされているものだから、常にその二人に対しては同じように規範的制約として機能する。するとその二人の主体は問題となる内容に対してコミットするかどうかが一致することになる。しかしこれでは個人的コミットメントはひとりの主体にコミットされるものだという事実を上手く説明できない。

そこでSが個人的なものだとしよう。たしかに、ある個人的コミットメントSが両立しない個人的コミットメントPを規範的に制約することもある。だがこのときなぜSを引き受けているかが問題になる。このSの引き受けには何ら制約がないとすれば、すべては共同的コミットメントになりうるから、これにも何らかの制約が必要であるが、現状ありうる可能性は、Sと両立しないような、すでに引き受けている個人的コミットメントTしかない。だが、Tについてもまったく同じことが問題になる。つまり、両立しない個人的コミットメントが規範的制約になると考えるなら、無限後退に陥ってしまう。このことが意味しているのは、すべての個人的コミットメントを規範的に制約するものとして、それに両立しない個人的コミットメントを持ち出すことはできないということである。

こうして、コミットメント保存的推論に訴えても、非両立推論に訴えても、個人的コミットメントの引き受けを制約するすべての場合を適切に説明することはできないことがわ

かった。「個人的コミットメントの引き受けには規範的制約がある」と一般的にはいえないということである。それゆえ、個人的コミットメントの引き受けに際しては、非規範的な制約があると考えなければならない。非規範的な制約は、非概念的な制約であり、制約される対象と推論関係に立たない。よって、個人的コミットメントには、議論実践の外部から何らかの制約が課せられていることになる。議論実践という概念的な領域は、それだけで自己完結しているわけではなく、その外側——その呼び方はさまざまあるだろうが、「世界」と呼んでも問題はないだろう——から何らかの制約を受けつつ形成されているということである。

もちろん、この制約を導く議論の性質からして、この外的制約の存在は、直接的に検証されるものではない。加えて、それが（ブランダムが想定したような）因果的な制約なのかどうかも明らかではない。もう少しはっきりしたことを知ろうとして、直接的な検証を試み、その制約の正体を突き止めようにも、それはどこまでも議論実践の内部でなされるような、概念的な認識にもとづいた作業となるため、概念的なものと同非概念的なものを直接に比較しているわけではないし、両者のあいだに成り立つような法則性を確立することでもないからである。この意味で、世界から外的制約が課せられているという事実は、われわれの議論実践に個人的コミットメントが存在するという事実から推論的に導かれた、議論実践の内部で得られるひとつのコミットメントに過ぎない。しかしながら、推論主義の枠組みのもとで、責任の主体としての個人が議論実践を行っていることを認める者ならば、誰もが必然的に認めなくてはならないことでもある²⁴。こうして、個人的コミットメントに含まれる観察報告には世界からの制約が課せられていることが示されたので、適切性の要件（1）を満たすことができた²⁵。本節の議論は若干込み入っているので、少し整理しておこう。

²⁴ 懐疑論者は「われわれは単に外的制約の存在にコミットしているだけで、実際はそんなもの存在しないかもしれない」と反論するかもしれない。本書の議論は、こうした反論を否定できない。反論するために、コミットメントの内容が対応説的に真であることを示そうとすれば、検証主義か観念論かという（いずれも認められない）ディレンマに陥るように思われるからである（cf. Stroud, 1968）。

²⁵ 観察報告には個人的にコミットされるものと共同的にコミットされるものがある。ある斥候が「敵の飛行機だ」と無線報告すれば、その内容は斥候のみがコミットしている。街で多くの人が空を見上げて「UFOだ」と叫べば、その内容は複数の人にコミットされている。本論の議論によれば、「敵の飛行機だ」には世界から制約があることになるが、「UFOだ」に制約があるかどうかはわからない。

1. 推論主義が正しいと仮定する（仮定）
2. 個人的コミットメント：ひとりの主体がコミットし、そのコミットメントがその人に帰属されると制定されるコミットメント（定義）
3. 共同的コミットメント：二人以上の主体がコミットし、そのコミットメントがその人たちに帰属されると制定されるコミットメント（定義）
4. 推論主義は、一人で責任を負うような主体を前提とする（仮定）
5. 個人的コミットメントが要請される（1, 2, 4 より）
6. 個人的コミットメントは必然的に存在する（5 より）
7. もし、いかなる内容も任意にコミットできるとするならば、あらゆるコミットメントは共同的なものになりうる（仮定）
8. よって、いかなる内容にも任意にコミットできるわけではない（6, 7 より）
9. よって、コミットメントの引き受けに関して何らかの制約がなければならない。制約は、規範的なものか非規範的なものかのいずれかである（8 より）
10. 規範的な制約で、すべての場合を説明することはできない（仮定）
11. よって、非規範的な制約がなければならない（9, 10 より）
12. それゆえ、議論実践の外側（＝世界）からの制約がなければならない（11 より）

7.4 規範的次元の維持

しかし、コミットメントに対する外的な制約を強調するならば、次のような問題が生じうる。もし個人的コミットメントが、外的制約によって完全に決定される仕方で形成されるのだとすれば、主体はそれに対して責任を負うことができなくなる。責任とはそもそも自分の意志で行ったことに対して責めを負うことなのだから、自分の意志によって制御できない事柄に関しては責任が問われることはないからである。コミットメントの引き受けとは責任を引き受けることにほかならないから、外的制約の捉え方によっては、個人的コミットメントはコミットメントではありえないことになりかねない。言語的観念論から逃れる代償として、推論主義にとってきわめて重要な規範的次元が消失しかねない。

しかしこの懸念は、ブランダムが（観察報告に関して）述べていることを参考に、個人的コミットメントは主体の傾向性（＝世界からの外的制約を受け取るもの）と、主張（＝主体の意志によってなされるもの）の二つの要素から成り立っていると考えることで、解消される。

まず A は傾向性を通して世界から制約を受けながら概念内容 P を形成する。このとき、A は P と主張していないので、A の意志は関与していないし、概念内容 P はまだコミットメントになっていない。コミットメントが制定されるためには、それを引き受ける A の規範的態度と、それを A に帰属させるという B の規範的態度が共に不可欠なのであった。B からコミットメント P を帰属させられるためには、B に知覚可能な形で、A は P と主張しなければならないが²⁶、この P を主張するかどうかは、A の意志に依存している。不用意なことを言って余計な責任を負いたくないなどと考えて、外的制約を受ける仕方形成された概念内容を主張しないこともありうる。それにもかかわらず、あえて主張するとき、A はコミットメント P を引き受ける。そこで B がコミットメント P を A に帰属させるなら、ここではじめてコミットメントは制定される。

個人的コミットメントは、このように、その内容は外的に制約されるものの、その存在は（複数の）主体の意志に依存している。内容と存在の二つの観点からコミットメントを捉えることによって、実在論的直観と規範的次元を両立させることができる。問題となっている A のコミットメントが個人的なものであっても、それにコミットするかどうか（＝主張するかどうか）は A の意志に依存しているし、それを A に帰属させるかどうかは B の意志に完全に依存していることになる。そのため、ある主体がコミットメントを引き受けること（＝規範的態度）と、実際にその主体にコミットメントが制定されること（＝規範的地位）の区別が成り立つので、要件（2）を満たすこともできている。

本章のまとめ

こうして、適切性の要件（1）（2）を満たす説明が与えられた。推論主義でも実在論的直観をすくい取れ、言語的観念論を避けられることが明らかになった。本章の議論を踏まえるなら、現状の推論主義が言語的観念論に陥ると思われてしまうのは、個人的コミット

²⁶ もちろん、A が単に B に知覚される形で言葉を発するだけでもコミットメントが制定されるのに十分ではない。A は P に対してコミットメントを引き受けなければならない。コミットメントを引き受けるとは、その内容や帰結に対して責任を負うということであるから、その内容から何が帰結し、何が帰結しないかといった推論関係を理解していなければならない。この条件によって、適切な訓練のもとに一定の言葉を発するようになったオウムや赤ん坊に、コミットメントが制定されるという事態を避けることができる。それらが発した言葉によって、B はそれに対してコミットメントを帰属させるかもしれないが、それらの主体がコミットメントを引き受けようとしていなければ、コミットメントは制定されない。

メントと共同的コミットメントの区別がなされていないことに原因があるといえよう。共同のコミットメントは、原則として規範的制約のみにもとづいて主体の任意に形成されるので、われわれの態度に完全に依存するものになるが、世界について語る観察報告も同じように捉えられることによって、正しい観察報告（＝世界のありかた）もわれわれの態度に依存するのではないかと思考が誘われるからである。

しかしながら、観察報告はほとんどの場合個人的にコミットされ、それが成立するためには世界からの制約がなければならないので、言語と世界とは密接な関係にあることがわかる。たしかにこの関係は超越的観点から直接的に検証されるようなものではない。議論実践が言語を用いてなされている以上、世界は言語的に捉えるしかなく、非言語的世界を直接的に認識することはできない。議論実践の外側にあると想定される世界や、そこからの外的な制約が存在することは、推論を通して間接的に認めることしかできない。けれども、言語と世界とのあいだには密接な関係があることは、推論主義の枠組みと一人一人が議論実践を行っているという事実を受け入れる者ならば、必ず認めなくてはならないことなのである。

結論

本論の目的は二つあった。ひとつは、最近のプラグマティズムや分析哲学の流れを踏まえて推論主義が登場する背景を理解するとともに、その全体的な構造を明らかにすること。これは第一部によって達成された。プラグマティズムの伝統において連綿と受け継がれローティで頂点に至った反表象主義に加え、セラーズが強調する「合理的で規範的な存在」としての人間観を組み合わせれば、推論主義はある意味で自然に導かれる。

われわれが営む「理由を与え求めるゲーム」としての議論実践は、規範的語用論で記述される。議論実践の参加者は、みずから主張するとともに相手の主張を注視することで、コミットメントや資格を引き受けたり帰属させたりする。言語とは何よりもまずこうした規範的かつ義務論的なやりとりを遂行するために不可欠な道具として理解されるのであった。議論実践では、主張や推論の適切性は、明示的なルールに照らして判定されるのではなく、むしろ個々の主張や推論を適切とみなす原初的な判断が明示化され固定化されることによって、そのようなルールが制定されるのだった。

推論的意味論では、規範的語用論で取り出された適切な実質的推論を材料にして、文や文末表現の意味が推論役割によって規定された。推論において直接的な役割を果たさない単称名や述語や直示語の意味も、置換や前方照応という現象を用いて、あくまでも推論的に規定しようとするところにブランダムの工夫がみられた。また言語の表象的側面を議論実践の社会性から導出しようとする点にもブランダムのオリジナリティが認められた。

本論の目的の二つめは、「客観性の確保」という反表象主義的なプラグマティズムにとってもっともクリティカルな課題が達成できているかを検討することを通して、推論主義の理論的妥当性を吟味することだった。具体的には、観察報告の資格が「相対主義」に陥らずに制定されるのか、観察報告によって引き受けられたコミットメントと世界との関係が確保され「言語的観念論」が避けられるのかが問われた。

結論は否定的なものや肯定的なものがあるが、まずは否定的に「ブランダムの推論主義は、客観性を確保できないという意味で妥当ではない」ということができる。

第一に、ブランダムの枠組みでは、観察報告の資格の制定過程を適切に説明することが

できない。ブランダムの「デフォルトと挑戦の構造」や「規範的現象主義」に訴える方法では、いずれも資格の存在が前提とされてしまっており、そのことは「規範に関する現象主義」という推論主義の大前提と両立しないからである（本論 68-69 頁）。規範に関する現象主義を採る以上は、規範的地位が一切生じていない状況から、規範的態度のみによって、規範的地位が制定される過程を説明できなければならない。

第二に、言語的観念論を避けるために、概念実在論や客観的観念論、また、傾向性や因果関係に訴える方法はとれない。そうした方法が成り立つためには、表象主義的枠組みを前提としなければならないからである（本論 84-85, 102-103 頁）。これでは推論主義の大前提である「反表象主義」と根本から矛盾してしまう。

「規範に関する現象主義」と「反表象主義」という推論主義の大前提を受け入れるなら、ブランダムが採るような方法では客観性は確保されないはずである。自分の方法でよしと考えているブランダムは、それゆえ推論主義に関して不徹底だと批判できよう。

しかし本論の結論はこうした否定的なものに留まるわけではない。われわれは、「規範に関する現象主義」と「反表象主義」を堅持するという意味でブランダム以上に推論主義を徹底したうえで、そうした徹底された推論主義ならば客観性が確保されると肯定的に論じてもいるからである。徹底された推論主義は、次の二点を主張する点でブランダムの推論主義と区別される。

- (1) 資格の究極的な根拠は承認欲求にある
- (2) 個人的コミットメントは世界からの制約を受けている

すなわち、観察報告の資格に関しては、「承認欲求」概念で拡張したブランダムの相互承認論を規範的語用論に組み込めば、適切に説明できる。承認欲求の導入は、規範性概念の理解に重大な含みをもつ。本論の議論が正しいなら、資格があるという意味での正しさの究極的な根拠は、他者に自分を仲間として認めてもらいたいという欲求にあることになるからである。特定の基準によって認められた資格を有する人がいるがゆえに、その人に認められたいと欲するのではなく、ある人に認めてもらいたいと欲求するがゆえに、その人に資格が認められるということである。これは通常の見方からすると転倒しているようにも思えるが、推論主義の諸前提を整合的に維持しながら観察報告の資格を制定するためのひとつの方法である。

他方、言語的観念論に関しては、次のような考えに至った。われわれは直接的に言語と世界との関係を確認したり検証したりすることはできない。言語的なヴェールを越えて非言語的な世界に接触することはできない。しかし言語的な領域で得られる材料をもとに推論を重ねるならば、言語的世界は非言語的な世界からの制約を受けていることが判明する。われわれが引き受ける（少なくとも一部の）コミットメントに関しては、世界からの影響を受けていると考えざるを得ない。コミットメントは主体の責任の源泉であるから、その内容はすべて主体の意志の管轄下にあるように思ってしまう、そこから言語的観念論が惹起される。しかし、個人的コミットメントの内容に関しては、主体の意のままにならない部分が残る、言語実践はわれわれの恣意性に完全に委ねられるものではなく、言語的観念論の恐れはなくなるのである。

最終的に観察報告の客観性は次のように理解される。

A と B がいて、A が P と観察報告したとする。このとき、A が P に個人的にコミットし、かつ、A が承認欲求を抱く B から資格を帰属させられるなら、A の観察報告 P は客観的に正しい。資格が制定されるためには相互承認が必要という条件によって、A の観察報告の資格は相対主義に陥らずに適切に制定される。それぞれの主体が恣意的に資格を制定するような事態は、他者の存在によって阻止されるからである。その際、相互承認の連鎖は承認欲求によって打ち止めになるため、無限後退にも陥らない。また、そのように資格が認められた観察報告が個人的コミットメントの内容を表明するものであるとき、その内容は世界からの制約を受けているので、言語的観念論にも陥らない²⁷。

こうして徹底された推論主義ならば客観性が確保されることが示された。むしろこれで推論主義の理論的妥当性が完全に示されたわけではない。しかしその妥当性に疑問を呈する批判の多くは「客観性の喪失」を根拠にしていることを考えれば²⁸、本論の結論は、そうした批判を無効化するという意味で、推論主義を強く擁護するものとなっている。

²⁷ 本論の議論からすると、共同的にコミットされている観察報告に世界からの制約があるかどうかは不明である（註 25）。しかし、そもそも A と B が共同的に同じ内容にコミットしているとき、A の信頼可能性を吟味した後に、その観察報告をみずからの推論の前提にするといったまわりくどい方法を B が採ることはないだろう。直接的に自分の観察報告から推論を始めるのであるから、A の信頼可能性および資格を問題にすることはない。そのため、いまは共同的にコミットされる観察報告を考えなくてよい。

²⁸ 繰り返しになるが、推論主義では規範的態度と規範的地位の区別がつかなくなる（＝相対主義に陥る）と批判するものには、Rosen (1997); Laurier (2008); Rödl (2010) などがある。推論主義は言語的観念論に陥ると批判するものには、McDowell (1996); Rorty (1997); Lafont (2002) などがある。

用語集（五十音順）

※ 以下、ブランドム哲学に固有な概念についてごく簡単に説明する。あくまでも本文理解の一助を目指すものなので、完全な定義ではないし、参照も挙げていない（ここでは Loeffler (2018) の Glossary に多くを負っている）。

意義依存 (sense dependence) : P が Q に意義依存するとき、Q を理解することなしに P を理解することはできない。たとえば、「推論主義」という概念は、「意味論」という概念に意義依存している。⇔ 指示依存

観察報告 (observational report) : ある主体が、環境刺激に対して、弁別的反応の傾向性をもとに発した非推論的な主張。

概念実在論 (conceptual realism) : 実在的世界は（われわれ認識者とは独立に）それ自体概念的構造を有しているという立場。実在的世界はそれ自体で推論構造を有していること、および、概念内容は推論構造によって規定されるという前提から導かれる。

規則主義 (regulism) : 規範性の源泉や正しさの基準は、明示的な規則にあるとする（ブランドムが拒絶する）立場。⇔ 規則性主義

規則性主義 (regularism) : 規範性の源泉や正しさの基準は、共同体におけるメンバーの行動の規則性にあるとする（ブランドムが拒絶する）立場。⇔ 規則主義

規範的語用論 (normative pragmatics) : ブランドムの言語理論の二本柱のひとつ。われわれの言語実践を本質的に規範的なものとして捉え、規範的態度と規範的地位という概念的道具立てによって記述する理論。⇔ 推論的意味論

規範的現象主義 (normative phenomenalism) : 規範的地位は、適切な規範的態度によって制定されるという立場。規範的態度にはすでに「適切性」という規範的評価が含まれてい

る点で、「規範に関する現象主義」と区別される。

規範的態度 (normative attitude) : (コミットメントや資格という) 規範的地位を引き受けたり (undertake)、是認したり (acknowledge)、帰属させたり (attribute) すること。義務論的態度 (deontic attitude) とも呼ばれる。

規範的地位 (normative status) : 主体が保持するコミットメント (commitment) と資格 (entitlement) のこと。議論実践における主張のやりとりによって、その有無は刻々と変化していく。義務論的地位 (deontic status) とも呼ばれる。

規範に関する現象主義 (phenomenalism about norms) : 規範的地位は規範的態度によって制定されるという立場。簡単に言うと、「正しさ」の源泉は、われわれの「正しいとみなす」という態度にあることになる。⇔ 規範的現象主義、相互承認モデル

客観的観念論 (objective idealism) : 議論実践でわれわれが形成する推論と実在的世界で成り立っている推論は、相互に意義依存しているという立場。⇒ 意義依存

議論実践 (discursive practice) : われわれ合理的存在者にとっての中心的な言語活動。主張のやりとりによって形成される。「理由を与え求めるゲーム (game of giving and asking for reasons)」とも呼ばれる。

言及クラス (reference class) : 観察報告者の信頼可能性を判定する際に特定される報告者が置かれた状況の集合。言及クラスに応じて報告者の信頼可能性は変化する。

言表帰属 (de dicto ascription) : 相手が引き受けているコミットメントを完全な命題の形で帰属させること。「夏目漱石は、ある猫がマットの上に寝ているということにコミットしている」の類。⇔ 事象帰属

実質的推論 (material inference) : 推論の形式ないし推論に含まれる論理的語彙 (「かつ」や「ならば」など) とは独立に、その前提と帰結に含まれる内容が推論の適切性を決定す

のような推論のこと。たとえば、「東京は京都の東にある」から「京都は東京の西にある」を導く推論。推論的意味論によれば、実質的含意関係や実質的非両立関係によって文の意味（概念内容）は規定される。

事象帰属（de re ascription）：相手が引き受けているコミットメントを何についてのものか（＝指示対象）を特定する形で帰属させること。「夏目漱石は、ある猫について、それがマットの上で寝ているということにコミットしている」の類。⇔ 言表帰属

指示依存（reference dependence）：P が Q に指示依存しているとき、Q が存在することなしに P が存在することはできない。たとえば、太郎は太郎の父親に指示依存している。
⇔ 意義依存

自然主義（naturalism）：あらゆる規範は、規則性や傾向性など非規範的・記述的な語彙によって還元的に説明されるとする（ブランドムが拒絶する）立場。

信頼性推論（reliability inference）：A が B にコミットメント P を帰属させ、そのことを根拠に A 自身もコミットメント P を引き受けること。たとえば、電話口の太郎が「東京では雨が降っている」（P）と言ったので、それを聞いた京都の次郎はコミットメント P を太郎に帰属させる。太郎は次郎を信頼しているので、自分で確かめることなしに、コミットメント P を自分でも引き受けるとき、ここには（個人間的な）推論が成り立っているとみなせる。

真理に関するデフレ主義（deflationism about truth）：真理という概念は、哲学的説明において実質的な役割を果たさないという立場。たとえば、知識、意味、論理的妥当性など哲学的に重要な概念は、真理、真理条件、真理保存性などの概念によって説明されないとする。

推論主義（inferentialism）：言葉の意味はそれが推論で果たす役割によって規定されるとする意味論における立場。ブランドムは、広い意味（概念適用がなされる非推論的な状況や帰結をも推論関係に含む）での推論的分節化が、意味の規定に（必要のみならず）十分

であるとする「強い推論主義」を採用している。

推論的意味論 (inferential semantics) : ブランダムと言語理論の二本柱の一つ。適切な実質的推論で果たす役割によって、文や文末の要素を規定しようとする。文の意味は直接的な推論役割によって、単称名や述語また直示語のような文末の要素の意味は、置換や前方照応などを媒介にした間接的な推論役割によって規定される。

前方照応 (anaphora) : 代名詞や指示語が (文や会話の) 前に出ている表現 (=先行詞) を指す働き。「太郎は『純粹理性批判』が好きだ。彼は毎日それを読んでいる」では、「彼」は「太郎」に、「それ」は「『純粹理性批判』」に前方照応している。

相互承認モデル (mutual recognition model) : 二人の主体が互いに相手を規範的地位を有する合理的な主体として承認することによって、はじめて規範的地位は制定されるという考え方。「規範に関する現象主義」の一種といえるが、規範に関する現象主義は、一人の主体の規範的態度のみによっても規範的地位が制定される可能性を排除していなかったもので、両者は区別される。

単純実質的置換推論コミットメント (simple material substitution inferential commitment: SMSIC) : 人々が置換推論を適切とみなすときに引き受けているコミットメント。明示的に取り出せば、単称名に関しては同一性言明 ($a=b$) として、述語に関しては量化された条件文 ($\forall x (P(x) \rightarrow Q(x))$) として表現される。

置換推論 (substitution inference) : 前提に含まれる要素を他のものに置換したものがそのまま結論になるような推論。「夏目漱石は1867年に生まれたならば、『三四郎』の著者は1867年に生まれた」、「猫が寝ているならば、猫は動かない」の類。

デフォルトと挑戦の構造 (default and challenge structure) : ある人がある主張をしたとき、それに対して適切ないし正当な挑戦がなされるまで、そしてなされない限りは、デフォルトでそのような主張をする資格が認められるという議論実践の構造。「正当化の無限後退」問題に対するブランドム的な解決法である。

得点記録 (scorekeeping)：議論実践に従事する者たちが、主張のやりとりによって刻々と変化する自分と相手の規範的態度および規範的地位の動きを追うこと。議論実践では、野球やサッカーのように参加者とは別に中立的な審判がいるわけではなく、参加者自身が審判を兼ねている。

謝辞

本論は形式的には博士後期課程と OD 時代の 5 年半で執筆されたものだが、いくつかの発想の源泉は学部と修士課程の研究にある。学部から OD3 年目までのあいだに（すべての期間ではないが）京都大学でご指導いただいた伊藤邦武先生（現龍谷大学教授）、出口康夫先生、大塚淳先生をはじめとした先生方には、学術的な面はもとよりさまざまな意味において大変お世話になった。哲学観、哲学史の見方、発想法、議論のスタイル、文体、さらには人格に至るまで、その影響力は計り知れず、もはやすべてを明示的に自覚することはできない。カリフォルニア州立大学ノースリッジ校の八木沢敬先生には、およそ 4 年間にわたって約 2 ヶ月ごとに論文指導をしていただくという何とも貴重な機会をいただいた。以前よりも少しはちゃんとした議論ができるようになっているとすれば、それは先生の忍耐強いご指導のおかげである。第二部の議論を練り上げる際には、学会や研究会での議論から重要な示唆をいただいたが、とりわけ、大阪大学の入江幸男先生、一橋大学の大河内泰樹先生、井頭昌彦先生から直接的な影響を受けている。本論のもとになった原稿を学会誌に投稿した際には、匿名の査読者がくださった本質的かつ建設的なコメントのおかげで議論の質が大幅に向上した。また、2014 年 4 月から 2016 年 3 月の間には日本学術振興会特別研究員奨励費を、2018 年 4 月から 2019 年 3 月の間には日本哲学会林基金若手研究助成をいただけたおかげで研究に専念できる時間が確保された。議論や雑談の相手になってくれた京都大学哲学研究室のメンバーを含め、お世話になった方々や機関に心より御礼申し上げます。

初出一覧

1 章：書き下ろし

2 章：白川 (2017) 「なぜ推論主義をとるべきなのか」(『PROSPECTUS』, 19 号, 京都大学
哲学研究室) を一部使用。

3 章：書き下ろし

4 章：白川 (2018). 「ブランダムの規範的語用論について——観察報告の資格の制定過
程の検討」(『哲学』, 69 号, 日本哲学会) (査読付き論文) を加筆。

5 章：白川 (2015). 「ブランダムにおける客観性」(『アルケー』, 23 号, 関西哲学会) (査
読付き論文) を加筆。

6 章：書き下ろし

7 章：白川 (2013) 「『確実性について』における私的確実性について」(『哲学論叢』, 40 号,
京都大学哲学論叢刊行会) (査読付き論文) を一部使用。

参考文献

- Abbott, B. (1997). 'Models, Truth, and Semantics', *Linguistics and Philosophy*, 20 (2):117-138.
- Almog, J. Perry, J. & Wettstein, H. (1989) (eds.). *Themes from Kaplan*, Oxford University Press.
- 荒畑靖宏 (2010). 「届かぬ指示、揺れる解釈」, 『ヨーロッパ文化研究』, 29号, 成城大学.
- Bernstein, R. (2010). *The Pragmatic Turn*, Polity Press. (2017, 廣瀬覚ほか訳, 『哲学のプラグマティズム的展開』, 岩波書店)
- Brandom, R. (1994a). *Making It Explicit*, Harvard University Press.
- (1994b). 'Unsuccessful Semantics', *Analysis* 54 (3):175-178
- (1996). 'Perception and Rational Constraint', in Villanueva, E. (ed.), *Perception*, 241-59.
- (1997). 'Replies', *Philosophy and Phenomenological Research*, 57 (1): 189-204.
- (2000a). *Articulating Reasons*, Harvard University Press. (2016, 齊藤浩文訳, 『推論主義序説』, 春秋社.)
- (2000b). 'Facts, Norms, and Normative Facts: A Reply to Habermas.' *European Journal of Philosophy*, 8, 356-374.
- (2000c). 'Vocabularies of Pragmatism: Synthesizing Naturalism and Historicism.' Brandom, R. (ed.) *Rorty and his Critics*, Blackwell.
- (2002a). *Tales of the Mighty Dead*, Harvard University Press.
- (2002b). 'Explanatory vs. Expressive Deflationism about Truth.' Schantz, R. (ed.) *What is Truth?*, Walter de Gruyter.
- (2008). 'Responses' in Stekeler-Weithofer (2008) (ed.).
- (2009). *Reason in Philosophy*, Harvard University Press.
- (2010). *Between Saying & Doing*, Oxford University Press.
- (2011). 'Knowing and Representing: Reading (between the lines of) Hegel's Introduction.' (<http://www.pitt.edu/~brandom/currentwork.html#munich>)
- (2013). 'Global anti-representationalism?' in Price, H. *Expressivism, Pragmatism and Representationalism*, Cambridge University Press.
- (2014). 'Some Hegelian Ideas of Note for Contemporary Analytic Philosophy' *Hegel Bulletin*, 35, 1-15.
- Cohen, R. S. & Neurath, M. (eds.) (1983). *Philosophical Papers 1913-1946*, Reidel.
- Davidson, D. (1983). 'A Coherence Theory of Truth and Knowledge,' in Davidson, D. (2001b).
- (2001a). *Inquiries into Truth and Interpretation*, Clarendon Press. (1991, 野本和幸ほか訳, 『真理と解釈』, 勁草書房.)
- (2001b). *Subjective, Intersubjective, Objective*, Clarendon Press. (2007, 清塚邦彦ほか訳, 『主観的、間主観的、客観的』, 春秋社.)
- Devitt, M. (1981). *Designation*, Columbia University Press.
- Devitt, M. & Sterelny, K. (1987). *Language and Reality*, MIT Press.
- Devries, W. & Triplett, T. (2000). *Knowledge, Mind, and the Given*, Hackett Publishing.
- Dokic, J. & Engel, P. (2003). *Frank Ramsey*, Routledge.
- Dummett, M. (1973). *Frege*, Harvard University Press.
- (1994). *Origins of Analytical Philosophy*, Harvard University Press. (1998, 野本和幸ほか訳, 『分析哲学の起源』, 勁草書房.)
- Evnine, S. (1991). *Donald Davidson*, Stanford University Press. (1996, 宮島昭二訳, 『デイヴィッドソン』, 勁草書房.)
- Frege, G. (1879). *Begriffsschrift: Eine der arithmetischen nachgebildete Formelsprache des reinen Denkens*, Halle/Saale: Verlag L. Nebert. (1999, 藤村龍雄訳, 「概念記法」, 『フレーゲ著

- 作集 1』所収, 勁草書房.)
- (1984). *Die Grundlagen der Arithmetik*. (2001, 野本和幸ほか編, 「算術の基礎」, 『フレイゲ著作集』 II, 勁草書房.)
- Glock, H. J. (ed.) (1997). *The Rise of Analytic Philosophy*, Blackwell. (2003, 吉田謙二他訳, 『分析哲学の生成』, 晃洋書房.)
- (2004). ‘Was Wittgenstein an Analytic Philosopher?’, *Metaphilosophy*, 35, 419-44.
- (2008). *What Is Analytic Philosophy?* Cambridge University Press.
- Graham, P. (1999). ‘Brandom on Singular Terms’, *Philosophical Studies*, Vol. 93, No. 3. pp. 247-264.
- Hacker, P. M. S. (1996). *Wittgenstein’s Place in Twentieth Century Analytic Philosophy*, Blackwell.
- Hacking, I. (1975). *Why Does Language Matter to Philosophy?* Cambridge University Press. (1989, 伊藤邦武訳, 『言語はなぜ哲学の問題になるのか』, 勁草書房.)
- Halasz, K. (2011). ‘On the Dangers of Over-Infering’, University of Puget Sound Sound Ideas (http://soundideas.pugetsound.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1020&context=writing_awards)
- Heath, J. (2008). *Following the Rules*, Oxford University Press. (2013, 瀧澤弘和訳, 『ルールに従う』, NTT 出版.)
- Hempel, C. (1935). ‘On the Logical Positivist’s theory of truth’, *Analysis*, 2 (4): 49-59.
- 本多啓 (2003). 「認知言語学の基本的な考え方」, 辻幸夫編, 『認知言語学への招待』, 大修館書店. 所収.
- 伊勢田哲治 (1995). 「形而上学的实在論は論駁されたか?」, 『科学哲学』, 28 号, 日本科学哲学会.
- 井頭昌彦 (2010). 『多元的自然主義の可能性』, 新曜社.
- 飯田隆 (1987). 『言語哲学大全 I』, 勁草書房.
- (1989). 『言語哲学大全 II』, 勁草書房.
- (1995). 『言語哲学大全 III』, 勁草書房.
- (2002). 『言語哲学大全 IV』, 勁草書房.
- (2004). 『クリプキ』, NHK 出版.
- 伊藤邦武 (1998). 「ウィトゲンシュタインの最後の言語哲学」, 『人間存在論』 4 号. 1-10 頁, 京都大学大学院人間・環境学研究科「人間存在論」刊行会.
- (2012). 『物語 哲学の歴史』, 中央公論新社.
- (2015). 「今日のプラグマティズムの一側面」, 『現代思想』, 43 卷 11 号, 青土社.
- (2016). 『プラグマティズム入門』, 筑摩書房.
- 門脇俊介 (2007). 「知覚内容の規範性」, 『現代哲学の戦略——反自然主義のもう一つ別の可能性』所収, 岩波書店.
- 朱喜哲 (2016). 「奈落の際で踊る哲学: ネオ・プラグマティズム第三世代による「表象」概念回復の試み」, 『メタフュシカ』, 47 号, 大阪大学大学院文学研究科哲学講座.
- James, W. (1907). *Pragmatism* (1957, 柘田啓三郎訳, 『プラグマティズム』, 岩波書店.)
- Kaplan, D. (1989a). ‘Demonstratives’ in Almog, Perry & Wettstein (1989) (eds.).
- (1989b). ‘Afterthoughts’ in Almog, Perry & Wettstein (1989) (eds.).
- Kirkham, R. (2001). *Theories of Truth*, MIT Press.
- Klatt, M. (2008). *Making the Law Explicit*, Hart Publishing.
- Kremer, M. (2010). ‘Representation or Inference’ in Weiss & Wanderer (2010) (Eds.).
- Kripke, S. (1981). *Naming and Necessity*, Blackwell Publishing. (八木沢敬, 野家啓一訳, 『名指しと必然性』, 産業図書, 1985.)
- (1982). *Wittgenstein on Rules and Private Language*, Harvard University Press. (1983, 黒崎宏訳, 『ウィトゲンシュタインのパラドックス』, 産業図書.)
- 鬼界彰夫 (1998). 『『確実性について』に関する一考察』, 『科学哲学』 31 号. 35-51 頁.
- 黒田亘 (1992). 『行為と規範』, 勁草書房.
- Lafont, C. (2002). ‘Is Objectivity Perspectival? Reflexions on Brandom’s and Habermas’s pragmatist conceptions of objectivity’, in Aboulafia, M., Bookman, M. & Kemp, C. (eds.), *Habermas*

- and Pragmatism, Routledge.
- Lakoff, G. (1987). *Women, Fire, and Dangerous Things*, University of Chicago Press. (1993, 池上嘉彦ほか訳, 『認知意味論』, 紀伊國屋書店.)
- Laurier, D. (2008). 'Pragmatics, Pittsburgh Style' in Stekeler-Weithofer, P. (Ed.) (2008). *The Pragmatics of Making it Explicit*, pp. 127-146, John Benjamins Publishing Company.
- Loeffler, R. (2018). *Brandom*, Polity Press.
- Lycan, W. G. (2002). *Philosophy of Language*, Routledge. (2005, 荒磯敏文ほか訳, 『言語哲学』, 勁草書房.)
- MacFarlane, J. (2010). 'Pragmatism and Inferentialism' in Weiss & Wanderer (2010) (Eds.).
- Maher, C. (2012). *The Pittsburgh School of Philosophy*, Routledge.
- McDowell, J. (1994). *Mind and World*, Harvard University Press. (神崎繁, 河田健太郎, 荒畑靖宏, 村井忠康訳, 『心と世界』, 勁草書房, 2012年.)
- (1996). 'Reply to Gibson, Byrne, and Brandom', in Villanueva, E. (ed.), *Perception*, 283-300.
- (1997). 'Brandom on Representation and Inference', *Philosophy and Phenomenological Research*, 57 (1):157 - 162
- (2008). 'Motivating Inferentialism', in Stekeler-Weithofer (2008).
- Mendelshon, J. (2011). Objects, objectivity and idealism: Robert Brandom's analytic Hegelianism' (http://ses.library.usyd.edu.au/bitstream/2123/7967/1/Mendelsohn_honsthesis_2011.pdf)
- Misak, C. (2007). *New Pragmatists*, Oxford University Press.
- 三谷尚澄 (2007). 「コミットメントに基づく規範性理解の構造」, 『哲学論叢』, 34号, 37-48頁.
- Monk, R. (1997). 'Was Russell an Analytic Philosopher?' in Glock (1997).
- Murphy, J. P. (1990). *Pragmatism*, Westview Press. (2014, 高頭直樹訳, 『プラグマティズム入門』, 勁草書房.)
- Neurath, O. (1932). 'Protocol Statements', in Cohen and Neurath (eds.) (1983). pp. 91-99.
- 野本和幸 (1988). 『現代の論理的意味論』, 岩波書店.
- 野本和幸, 山田友幸 (編) (2002). 『言語哲学を学ぶ人のために』, 世界思想社.
- 野矢茂樹 (2011) 『語りえぬものを語る』, 講談社.
- 岡本裕一朗 (2012). 『ネオプラグマティズムとは何か』, ナカニシヤ出版.
- 大堀壽夫 (2002). 『認知言語学』, 東京大学出版会.
- 大河内泰樹 (2012). 「合理性の階梯——R・ブランダムにおけるヘーゲル主義への一視角」 『一橋社会科学』, 4号, 一橋大学.
- (2014). 「思想のフロンティア 規範・欲望・承認」, 『唯物論研究年誌』, 19号, 大月書店.
- (2015). 「真理と規範」, 『現代思想』, 43巻11号, 青土社.
- 大森荘蔵 (2015). 『思考と論理』, 筑摩書房.
- Papineau, D. (1979). *Theory and Meaning*, Oxford University Press.
- Peregrin, J. (2014). *Inferentialism*, Palgrave Macmillan.
- プラトシ (2014). 『テアイテトス』, 岩波書店.
- Price, H. (2013). *Expressivism, Pragmatism and Representationalism*, Cambridge University Press.
- Prien, B. & Schweikard, D.P. (Eds.). (2008). *Robert Brandom*, Ontos Verlag.
- Putnam, H. (1975). 'The meaning of "meaning"', in Putnam (1975). *Mind, Language and Reality: Philosophical Papers, volume 2*, Cambridge University Press.
- Putnam, H. (1981). *Reason, Truth, and History*, Cambridge University Press. (2012, 野本和幸ほか訳, 『理性・真理・歴史』, 法政大学出版局.)
- (1983) *Realism and Reason*, Cambridge University Press (1992, 飯田隆ほか訳, 『实在論と理性』, 勁草書房.)
- (1995). *Pragmatism*, Blackwell. (2013, 高頭直樹訳, 『プラグマティズム』, 晃洋書房.)
- Quine, Q.V.O. (1951). 'Two Dogmas of Empiricism', *Philosophical Review*, 60: 20-43 in Quine

- (1953)
- (1953). *From a Logical Point of View*, Harvard University Press. (1992, 飯田隆訳, 『論理的観点から』, 勁草書房.)
- (1960). *Word and Object*, M.I.T. Press. (1984, 大出晁ほか訳, 『ことばと対象』, 勁草書房.)
- (1969). *Ontological Relativity and Other Essays*, Columbia University Press.
- Rasmussen, J. (2014). *Defending the Correspondence Theory of Truth*, Cambridge University Press.
- Rorty, R. (1979). *Philosophy and The Mirror of Nature*, Princeton University Press. (1993, 伊藤春樹ほか訳, 『哲学と自然の鏡』, 産業図書.)
- (1982). *Consequences of Pragmatism*, University of Minnesota Press. (2014, 室井尚ほか訳, 『プラグマティズムの帰結』, 筑摩書房.)
- (1997). ‘What Do You Do When They Call You a ‘Relativist’?’, *Philosophy and Phenomenological Research*, 57, 1, 173 – 177.
- (1998). *Truth and Progress: Philosophical Papers, Volume 3*, Cambridge University Press.
- Rödl, S. (2010). ‘Normativity of Mind versus Philosophy as Explanation’ in Weiss, B. & Wanderer, J. (Eds.) (2010). *Reading Brandom On Making It Explicit*, pp. 63-80, Routledge.
- Rosen, G. (1997). ‘Who makes the Rules around here?’, *Philosophy and Phenomenological Research*, 57, No. 1, pp.163-71
- Russell, B. (1905). ‘On Denoting,’ *Mind*, 14: 479–493
- (1910-1913) (with Whitehead), *Principia Mathematica*, Cambridge University Press.
- (1912). *The Problems of Philosophy*, Williams and Norgate.
- (1956a). *Logic and Knowledge: Essays, 1901–1950*, George Allen and Unwin.
- (1956b). *The Philosophy of Logical Atomism and Other Essays 1914-19*, George Allen & Unwin. (2007, 高村夏輝訳, 『論理的原子論の哲学』, 筑摩書房.)
- (1959). *My Philosophical Development*. George Allen and Unwin. (1997, 野田又夫訳, 『私の哲学の発展』, みすず書房.)
- 斎藤浩文 (2000). 「哲学的意味論への推論主義的アプローチ」, 『賀大学教育学部紀要. II, 人文科学・社会科学』, 50号, 滋賀大学.
- Schlick, M. (1979). *Philosophical Papers Vol. II*, (H. L. Mulder & B. F. van de Velde-Schlick (eds.)), Reidel.
- Searle, J. (2001). *Rationality in Action*, The MIT press. (2008, 塩野直之訳, 『行為と合理性』, 勁草書房.)
- (2010). *Making the Social World*, Oxford University Press.
- Sellars, W. (1953). ‘Inference and Meaning’ in Sellars (2007).
- (1956). *Empiricism and the Philosophy of Mind*, Harvard University Press. (2006, 浜野研三訳, 『経験論と心の哲学』, 岩波書店.)
- (2007). *In the Space of Reasons*, Harvard University Press.
- 島村修平 (2015). 「推論主義の独自性と意義」, 『科学哲学』, 48-2, pp. 93-109, 日本科学哲学会.
- 白川晋太郎 (2013). 「『確実性について』における私的確実性について」, 『哲学論叢』, 40号, 京都大学哲学論叢刊行会.
- (2014). 「ブランダムにおける観察報告」, 『哲学論叢』, 京都大学哲学論叢刊行会, 41号別冊.
- (2015). 「ブランダムにおける客観性」, 『アルケー』, 23号, 関西哲学会.
- (2017). 「なぜ推論主義をとるべきなのか」, 『PROSPECTUS』, 19号, 京都大学哲学研究室.
- (2018). 「ブランダムの規範的語用論について——観察報告の資格の制定過程の検討」, 『哲学』, 69号, 日本哲学会.
- Stekeler -Weithofer, P. (2008) (ed.). *The Pragmatics of Making it Explicit*, John Benjamins Publishing.
- Sterelny, K. (1983). ‘Natural Kinds Terms’, *Pacific Philosophical Quarterly*, 64, 100-125.

- Strawson, P. (1950). 'Truth', *Proceedings of the Aristotelian Society*, in Strawson (1971).
 ——— (1971). *Logico-Linguistic Papers*, Methuen.
- Stroud, B. (1968). 'Transcendental arguments', *Journal of Philosophy*, 65, 9, 241-256
- Sluga, H. (1997). 'Frege on Meaning', in Glock (1997).
- 杉田浩崇 (2016). 「R.ブランダムの明示化プロジェクトとその教育学的意義」, 『愛媛大学教育学部紀要』, 63号, 愛媛大学教育学部.
- 高橋洋城 (2015). 「ロバート・ブランダム of 規範的プラグマティズムと「理由の空間」の分節化」, 『駒澤法学』, 14-2, 駒澤大学法学部.
- 竹尾治一郎 (1997). 『分析哲学の発展』, 法政大学出版局.
- 田村均 (1997) 「感覚する個人」, 藤本隆志・伊藤邦武編, 『分析哲学の現在』所収.
- 田中拓郎 (2016). 『形式意味論入門』, 開拓社.
- 丹治信春 (2010). 『クワイン』, 平凡社.
- Taylor, J. R. (2003). *Linguistic Categorization*, Oxford university Press. (2008, 辻幸夫ほか訳, 『認知言語学のための14章』, 紀伊國屋書店.)
- 戸田山和久 (2002). 『知識の哲学』, 産業図書.
 ——— (2014). 『哲学入門』, 筑摩書房.
- 津留竜馬 (2000). 「パトナムのモデル理論的議論と水槽の中の脳」, 『哲学誌』, 42, 東京都立大学哲学会.
- Wanderer, J. (2008). *Robert Brandom*, McGill-Queen's University Press.
- Weiss, B. & Wanderer, J. (Eds.) (2010). *Reading Brandom*, Routledge.
- Weiss, B. & Wanderer, J. (2010). 'Introduction' in Weiss & Wanderer (2010) (Eds.).
- Whyte, J. T. (1990). 'Success Semantics', *Analysis* 50 (3): 149 - 157.
 ——— (1991). 'The Normal Rewards of Success', *Analysis* 51 (2): 65 - 73.
 ——— (1992). 'Weak-Kneed Desires', *Analysis* 52 (2): 107-11.
 ——— (1997). 'Success Again: Replies to Brandom and Godfrey-Smith', *Analysis* 57 (1): 84-88.
- Wittgenstein, L. (1922). *Tractatus Logic-Philosophicus*. (2003, 野矢茂樹訳, 『論理哲学論考』, 岩波書店.)
 ——— (1953). *Philosophische Untersuchungen*, Blackwell. (1976, 藤本隆志訳, 『哲学探究』, 大修館書店.)
 ——— (1969). *Über Gewißheit*, Blackwell. (1975, 黒田亘訳, 『確実性の問題』, 大修館書店.)
- 八木沢敬 (2013). 『意味・真理・存在 分析哲学入門・中級編』, 講談社.
 ——— (2016). 『「正しい」を分析する』, 岩波書店.
- 吉本啓, 中村裕昭 (2016). 『現代意味論入門』, くろしお出版.